

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

各国の自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）においては、TRIPS 協定を基礎とした上で、TRIPS 協定を上回る規律を知的財産章に設けることによって複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知的財産保護の拡充を目指す動き（TRIPS プラスアプローチ）が見られる。当該 TRIPS プラスアプローチについては、多くの FTA/EPA で共通してみられる規律がある一方、締約国の政策上の優先度や、国内制度の状況などが反映される規律もある。特に、2022 年には、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究」及び「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）に関する共同研究」が立ち上げられ、2023 年 12 月 27 日に、日・バングラデシュ EPA においては共同研究報告書が公表された⁵¹³。また、共同研究報告書において、両国間の EPA 締結のための交渉を開始することが提言されたことを踏まえ、2024 年 3 月 12 日に、日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府は、日・バングラデシュ EPA の交渉を開始することを決定した⁵¹⁴。

公表された日・バングラデシュ EPA に関する共同研究報告書⁵¹⁵によれば、知的財産に関して、日本側は、TRIPS 協定の履行の重要性及び知的財産の実体的保護及び権利行使について TRIPS 協定を上回る規定を EPA に盛り込む重要性を述べるとともに、いわゆる「TRIPS プラス」の規定の例を紹介した。また、知的財産保護の水準を高める観点から、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド議定書）等の知的財産保護に関する様々な既存の多数国間条約に加盟することの意義も強調した。バングラデシュ側は、同国の知的財産関連の行政及び法的手続は、TRIPS 協定に大部分が整合している同国の知的財産法に従っており、合理的かつ透明性があると説明した。また、特許、商標、著作権及び意匠の出願に関連するほぼ全ての情報は、ウェブページや政府官報を通じて一般に公開されており、容易にアクセスできることを説明した。また、LDC として内国民待遇及び最恵国待遇条項を除く TRIPS 協定のほとんどの規定の遵守が免除されていることを説明し、同国の知的財産法は、医薬品、営業秘密、回路配置、集積回路等に関するいくつかの規定を除いて、TRIPS 協定のほぼ全ての規定に整合していること、及び、周知商標、悪意の商標、団体商標及び証明商標の保護等、いくつかの TRIPS プラスの規定を同国の知的財産法に既に組み込んでいることを強調した。また、バングラデシュ側は、PCT への加入を検討しており、さらにマドリッド議定書への加入についても積極的に検討していることを認めた。

このような状況下、両国における知財制度の概要や、両国が締結済みの EPA における知的財産章の規律についてその内容を分析するとともに、TRIPS 協定や、過去に我が国が締結済みの主要な EPA/FTA の規定と比較することは、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で大変有益な情報となる。

このため、本調査研究においては、両国における法制度・運用に知見を有する現地の法律事務所との協力を得つつ、関連情報を収集・整理するとともに、これらの内容と TRIPS 協定や我が国が

⁵¹³ 日本とバングラデシュ人民共和国との間の経済連携協定（EPA）に関する共同研究報告書（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00163.html

⁵¹⁴ 日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の交渉開始（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00478.html

⁵¹⁵ あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究報告書（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100601327.pdf>

締結済みの CPTPP や RCEP の規定との比較・分析を行った。

第1章 イスラエルの知財制度

第1節 法令等整備状況

1. 知的財産権に関する法律・規則

特許法、意匠法、商標法、著作権法、商業不法行為法が整備されている。

- ・特許法⁵¹⁶：1968年4月1日施行⁵¹⁷（2014年1月27日改正⁵¹⁸）
- ・意匠法⁵¹⁹：2018年8月7日施行^{520 521}
- ・商標法⁵²²：1972年6月1日施行⁵²³（2017年8月7日改正⁵²⁴）
- ・著作権法⁵²⁵：2008年5月25日施行⁵²⁶（2019年1月9日改正⁵²⁷）
- ・商業不法行為法⁵²⁸：1999年10月19日施行⁵²⁹
- ・原産地呼称および地理的表示（保護）法⁵³⁰：1967年2月9日施行⁵³¹（2017年11月9日改正⁵³²）

2. 加盟している知的財産権に関する主な条約

イスラエルでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

⁵¹⁶ イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁵¹⁷ イスラエル特許法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15167>

⁵¹⁸ イスラエル特許法（Israel 国家立法データベース）

<https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000492>

⁵¹⁹ イスラエル意匠法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf>

⁵²⁰ イスラエル意匠法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19434>

⁵²¹ イスラエル意匠法（Israel 国家立法データベース）

<https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawbill.aspx?t=lawreshumot&lawitemid=567248>

⁵²² イスラエル商標法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf>

⁵²³ イスラエル商標法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/8200>

⁵²⁴ イスラエル商標法（Israel 国家立法データベース）

<https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000955>

⁵²⁵ イスラエル著作権法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135>

⁵²⁶ イスラエル著作権法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11509>

⁵²⁷ イスラエル著作権法（Israel 国家立法データベース）

<https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000641>

⁵²⁸ イスラエル商業不法行為法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/128056>

⁵²⁹ イスラエル商業不法行為法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375>

⁵³⁰ 原産地呼称および地理的表示（保護）法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/542645>

⁵³¹ 原産地呼称および地理的表示（保護）法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15274>

⁵³² 原産地呼称および地理的表示（保護）法（Israel 国家立法データベース）

<https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?lawitemid=2000730>

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・特許法条約（PLT）（署名はしているが、批准（加盟）はしていない⁵³³）
- ・商標法条約（TLT）（署名はしているが、批准（加盟）はしていない⁵³⁴）
- ・意匠の国際寄託に関するハーグ協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

第2節 特許制度の概要

イスラエルと日本の特許制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの特許制度の概要を条文とともに示す。

1. 日本の特許制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

- ・実用新案制度：なし
- ・追加特許制度：あり（権利期間は原特許の権利期間になる。）
- ・審査請求制度：なし（全件審査）
- ・査定不服審判制度：日本の拒絶査定不服審判に対応する制度として、特許庁長官に対する査定不服申立が可能である
- ・無効審判制度：日本の無効審判に対応する制度として、特許庁長官に対する特許取り消し申請が可能である。
- ・訂正審判制度：なし（特許庁長官に対する誤記の訂正の申立のみ可能）

（注）特許法で規定される特許登録官とは、「第 157 条に基づいて特許登録官として任命された者、第 158 条の規定に従うことを条件としている副特許登録官を含む」である。

現地事務所によれば、特許法第 157 条の「特許登録官」は特許庁長官を、特許法第 158 条の「副特許登録官」は、特許庁副長官を意味する。

第 157 条 特許登録官

- (a) 特許庁は特許登録官によって管理されるものとし、当該特許登録官は法務大臣によって任命されるものとする。
- (b) 特許登録官は、地方裁判所の判事の資格を与えられた者とする。
- (c) 特許登録官は、本法に基づく司法的機能の実施において、法律以外の権限に従わないことを条件とするものとする。

第 158 条 副特許登録官

- (a) 法務大臣は、副特許登録官を任命することができる。

⁵³³ WIPO-Administered Treaties / Patent Law Treaty (WIPO ウェブサイト)
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=4

⁵³⁴ WIPO-Administered Treaties / Trademark Law Treaty (WIPO ウェブサイト)
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=5

- (b) 副特許登録官は、地方裁判所の判事の資格を与えられた者又は少なくとも 5 年間、特許弁護士の登録簿に登録されていた者とする。
- (c) 副特許登録官は、第 109 条及び第 7 章に基づく職務及び権限を除き、本法によって特許登録官へ委託された如何なる職務も実行することができる；副特許登録官は、本法の規定に従う職務を実施するものとし、かつ、自身の職務執行に関して本法によって特許登録官に与えられた権限は、副特許登録官に与えられる。
- (d) 副特許登録官によって有効に実施される如何なる行為も、本法の適用のうえで、特許登録官によって実施される行為の効力を有するものとする。

尚、特許期間延長制度については、「参照特許」として米国もしくは一部の欧州における特許を有し、かつ、これらの国において医薬品の承認に基づく特許期間延長が認められている場合には、参照特許の状況が特許期間延長の付与に影響を与える。

2. 保護対象

第 3 条に規定され、特許の保護対象である「発明」は、製品又は方法に関する発明である。

第 3 条 特許性を有する発明を構成するもの

何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規で、有用であり、また、産業上の利用性を有し、かつ、進歩性を伴う発明は、特許性を有する発明である。

3. 権利の存続期間

第 52 条に規定され、出願日から 20 年である。

第 52 条 特許権の存続期間

特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

4. 追加特許

第 44 条に規定され、追加特許の権利期間は主特許と同一である。

第 44 条 追加特許

(a) 特許権者が、特許（以下主特許という）が付与された発明の改良又は変更である発明の所有者である場合、その所有者は、第 2 発明に関する特許が追加特許として同特許権者に対して付与されることを請求することができる。

(b) 追加特許は、主特許又は何らかの追加特許によって保護される発明を超える進歩性を包含しないものであっても、(a)に基づいて、追加特許としての特許性を有する発明について付与されるものとする。

(c) 出願人が幾つかの出願を提出した場合、同出願人は、それらの出願のうちの 1 の特許が主特許として付与され、かつ、その他の出願についての特許が当該主特許の追加特許として付与されることを請求することができ、また、(a)及び(b)が準用されるものとする。

第 47 条 追加特許の期間

追加の特許は、原特許が有効である限り有効であるものとし、かつ、当該追加特許について、第 56 条に基づく手数料の納付は不要とする。

5. 特許権の効力

特許権の効力は、第 49 条に規定されている。

第 49 条 特許の実施に関する特許権者の権利及び制限

(a) 特許権者は、如何なる他の者に対しても、同意なしに、又は不法に、特許が付与された発明について、クレームに記載された方法又は当該クレームにおける定義からみて特許の発明主題の本質を包含する方法の何れかで実施すること（以下「侵害」という）を防止する権原を有する。(b) 特許の付与は、不法に、又は何らかの法律に基づいて存在する権利に対する侵害を構成する方法で、発明を実施することについての許可を構成しない。

6. 出願日の認定

出願日に関して、第 15 条に規定されている。

第 15 条 出願日

特許出願の日付は、様式における何らかの瑕疵の有無に拘らず、当該出願が特許庁に最初に提出された日時からなるものとする；しかしながら、一応の証拠のあることとして、当該出願に発明が説明されていない、若しくは出願人の名称が記載されていない、又は出願の提出のために納付すべき手数料が納付されていない場合には、出願日は、そのような要件が満たされた日時からなるものとする。

7. 出願公開制度

第 16A 条に規定があり、出願が書類の完全性及び方式要件について審査された後、出願の詳細（発明の名称、出願人の氏名、出願日、及び優先権主張の場合にはその内容）が特許庁のウェブサイト上で公開される。

第 16A 条 公衆閲覧のための出願の公開に関する告示

(a) 長官は、前述したように第 16A 条に基づいて、所定の日付後できる限り速やかに、インターネット上で告示を公開し、その告示において、出願の一覧及びそれらの出願に関するすべての書類を、当該インターネット上での公開（本条においては、告示）の日付から、公衆の閲覧のためにオンラインでアクセス可能とする；しかしながら、長官は、そのような前述の通知において、以下を含めないものとする

(1) 所定の日付前に却下され、又は取り消された出願；

(2) 許可の事実が、所定の日付前に第 26 条に基づいて公告された出願。

(b) (a)の規定に拘らず、第 48A 条に基づいて定義されている国際出願の事項に関する通知は、出願人が第 48D 条に基づく規定を満たした日付から 45 日以内に公開されるものとする。

(c) 本条の適用に関して、「所定の日付」とは - 特許庁への出願の提出日から 18 月；優先権出願の適用に関して - 場合に依じて、第 10 条(a)に規定されているように先願の提出日から 18 月又は第 10 条(b)に基づいて前述したように最先の先願から 18 月。

8. 優先権

第 10 条に規定され、パリ条約締約国又は WTO 加盟国において過去に行われた出願から優先権を主張することができる。優先期間は、先願（複数の先願がある場合は最先の先願）の出願日から

ら 12 か月以内であり、その後 2 か月以内に優先権の主張をしなければならない。

第 10 条 優先権

(a) 発明の所有者又はその前権利者が加盟国内において先に提出した特許出願（以降：先願）に係る発明について、当該発明の所有者がイスラエル国内で特許出願を提出した場合、同発明の所有者は、第 4 条、第 5 条及び第 9 条の適用のうえで、次のすべての条件が満たされている場合には、先願の日付をイスラエル国内で提出された出願の出願日とみなすこと（以降：「優先権」）を請求することができる：

(1) イスラエル国内の出願が、先願の提出から 12 月以内に提出された；2 以上の先願が、同一事項に関して提出された場合には、最先の出願が提出された日付後；

(2) 優先権の主張が、イスラエル国内の出願の提出後 2 月以内になされた；

(3) 明細書及び付随する図面の写しが、規則に定められた時点において、先願とともに特許登録官へ提出され、かつ、その明細書が、先願が提出された加盟国における認証機関によって証明されている場合；

(4) 特許登録官にとって、先願に記載された発明及びイスラエル国内において特許を求める発明が、本質的に同一であるとみなされる場合。

(b) 優先権主張が、2 以上の先願に基づいており、かつ、優先権が、それらの出願の各々に基づいて主張されている場合、(a)の規定は、発明の各部分に対して、当該部分に関する先願の最先の日付に従って適用されるものとする。

(c) 優先権主張が先願の一部分に基づく場合、(a)の規定は、当該部分が別個の先願において国外で主張されたかのようにして、適用されるものとする。

(d) 優先権は特許出願の一部分に関して主張することができ、また、(a)の規定は、その主張時点において、当該部分のみに適用されるものとする。

9. 登録要件

第 3 条、第 4 条、第 5 条に特許性に関する規定があり、新規性、進歩性、有用性及び産業上の利用可能性を有する製品又は方法であって技術分野に属するものは特許可能である。

第 3 条 特許性を有する発明を構成するもの

何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規で、有用であり、また、産業上の利用性を有し、かつ、進歩性を伴う発明は、特許性を有する発明である。

第 4 条 新規な発明を構成するもの

発明が、出願日前に、イスラエル国内又は外国で、以下の方法によって公表されなかった場合には、その発明は、新規とみなされる。

(1) 当業者が、書面、視覚、聴覚又はその他の形態による詳細な説明に従って発明をなすことを可能にするような方法

(2) 当業者が、発明の実施又は展示により公知となった詳細に従って発明をなすことを可能にする方法。

第 5 条 進歩性

進歩性とは、通常の知識を有する当業者にとって、第 4 条に記述されている方法で出願日前に公表された情報に照らして、自明とみなすことができないものを意味する。

10. 不特許事由

第7条に不特許事由に関する規定がある。

第7条 特許付与についての制限

第2条の規定に拘らず、以下については、特許は付与されてはならないものとする -

- (1) 人体に関する治療的処置の方法；
- (2) 自然由来ではない微生物学的生命体を除く，植物又は動物新品種。

11. 新規性の喪失の例外

新規性の喪失の例外に関して、第6条に規定されている。

第6条 発明の所有者の権利に影響を及ぼさない公表

特許が付与されるべき発明の所有者の権利は、以下の場合は、第4条に記述されている公表による影響を受けないものとする

- (1) 公表された事項が発明の所有者又はその前権利者から、その者の同意なしで入手され、公表されたことが立証され、かつ、公表が出願人に知られることとなった後の合理的な期間内に、特許出願が提出された場合；
- (2) (a) 公表が、発明の所有者又はその前権利者によって、次の方法の1によってなされた場合；
 - (i) イスラエル国内における商業若しくは農業の展覧会又は加盟国の1において認められた博覧会における展示であって、それらの開催前に、特許登録官が正式な通知を受けているもの；
 - (ii) 前記博覧会の時点における発明についての説明の公表；
 - (iii) 博覧会の目的で、かつ、博覧会の場所において、発明を使用すること；
- (b) 公表が、所有者の同意の有無に拘らず、博覧会の時点において、かつ、博覧会の場所又はその会場外の場所において、発明を使用することによって行われた場合；ただし、特許出願が、博覧会の開始後6月以内に提出されていたことを条件とする；
- (3) 公表が、学会での発明者による講演又は学会の公式原稿における講演の公表によって行われた場合。ただし、特許登録官が、講演についての通知をその事前に受領し、かつ、特許出願が、当該公表から6月以内に提出されていることを条件とする。

12. 審査請求

審査請求制度に関する条項はない。

13. 第三者による情報提供制度

第18条(b)(2)に、審査官が、第三者が提供した情報を採用できることが規定されている。出願人が特許庁の要求に応じて最初の開示義務を満した後の2月までに第三者により提出された情報を使用することができる。

第18条 審査の追加的手段

(a) 審査官は、以下の審査の追加的手段の少なくとも1を行使するものとする：

- (1) 出願人によって又は同出願人の発明に対する前権利者によって何れかの外国において提出された同一の発明に係る特許についての出願の審査中に、当該外国における特許庁によって引用された参考文献の一覧；
- (2) 出願人に知られており、かつ、発明に直接に関連する、出願日前に公表された刊行物の一覧；

- (3) 審査官によって要請される場合に、出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献の写し；
- (4) 審査官によって要請される場合に、出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献中に引用された刊行物及び参考文献の写し；
- (5) -特許庁がそのような審査を行うことを可能にする資料の調査の目的のうえで-何らかの法律に基づいて、特許登録官によって作成された契約であって、第 165 条に基づき、特許出願の守秘及び非開示に関する条文を含む契約において、特許庁が関係を構築したイスラエル国内又は外国における機関への出願明細書の転送；
- (b) (a)の規定を遵守するうえで -
- (1) 審査官は、(a)(1)及び(2)に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができ、また、(a)(3)及び(4)に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができる；
- (2) 審査官は、(a)(5)に言及されている調査の目的で、出願の明細書を送付することを出願人に対して要求することができる。(3)審査官は、(a)(1)から(4)までに列挙された書類が出願人以外の者によって同審査官へ提出された場合であってもそれらの書類を使用可能であり、また、そのような書類が出願人にとって未知であっても(a)(2)を適用するうえで、それらの書類を使用することができる；そのような書類は、出願人以外の者によって、(1)に基づく前述の要求に対する出願人による応答の日付から 2 月以内に限り、提出されるものとする。

1 4. 早期審査

早期審査について、第 19A 条に規定があり、特別な事情（出願人の年齢・健康状態、第三者による実施等）があった場合、早期審査が認められる。

なお、日本とイスラエルとの間では 2012 年より特許審査ハイウェイが試行され⁵³⁵、さらに両国とも 2014 年に立ち上げられた「グローバル特許審査ハイウェイ」⁵³⁶に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続きにより早期審査の適用を申請することができる⁵³⁷。

第 19A 条 審査の迅速化

- (a) 合理的な説明を提供する出願人は、迅速な審査の実行のために、事実を裏付ける宣誓供述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる；とりわけ、以下が、合理的な正当化事由を構成するものとする：
- (1) 出願人の高齢又は健康状態；
- (2) 長官が通知した条件及び国における並行出願の審査によって審査を実施することの可能性に関する長官による通知；
- (3) 別の者が、特許権者の同意なしで、特許出願のクレームに基づいて発明の実施を開始したこと、又はその者がそのことを行うことができる確立された懸念が存在していること；
- (4) 第 15 条に基づく特許庁への出願の提出以降又は第 48 条 D に基づく国内段階への移行日以降の時間の経過が不当に長いこと、また、一段と具体的には、同型式の他の出願の審査開始と比較し

⁵³⁵ 日-イスラエル特許審査ハイウェイ試行プログラムについて（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_israel_highway.html

⁵³⁶ Global PPH（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html>

⁵³⁷ 特許審査ハイウェイのガイドライン（要件と手続の詳細）・記入様式（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

て、著しく長い時間が経過したこと。

(5) 公共の利益；

(6) 正当化事由を提供する酌量すべき情状。

(b) 出願人が、迅速に審査されることを申請した特許出願の延長又は延期に関する請求を提出したとき、延長の適用上、出願人が制御できず、かつ、防止できなかった状況によって、出願が出願人又は同出願人の代理人によって、請求を必要とされていることについて、特許登録官が認定しなかった場合に限り、請求は長官によって返却されるものとする；

(c) 出願人以外の者であって、出願人と連携しない又は出願人のために稼働しない者は、以下の 1 が発生する場合に、第 16A 条に基づいて公開された出願の迅速審査のために、事実を裏付ける宣誓供述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる：(1)設定された順番に従う特許出願の審査が、当該発明の分野で稼働する迅速審査申請の申請人に対して、本項に基づいて当該特許出願においてクレームされている製品又は方法の開発又は製造において遅延を生じさせる可能性があることの確立された懸念が存在していること。(2)出願の第 15 条に基づく提出以降の又は第 48D 条に基づいて国内段階に移行した日以降の経過時間が、同型式のその他の出願の審査開始に到るまでの経過日数以降の著しく長い時間を考慮して、不当に長いこと。(3)公共の利益；(4)正当化を提供する酌量すべき情状。

(d)～(h) (略)

15. 秘密特許に関する制度

第 94 条に国家安全保障に係る特許出願について規定され、当該出願の登録や当該出願に係る情報の公開などが制限される場合がある。

第 94 条 特許登録官の活動に対する国家安全保障のための制限

(a) 防衛大臣は、防衛機密の保護を含む国家安全保障の利益において必要であるとみなす場合には、命令により、かつ、法務大臣との協議後に、以下を行うことができる。

(1) 特許登録官に対して、同特許登録官が一定の出願について本法に基づいて為すことが必要とされ、若しくは許可される行為を実施することを差し控えること、又はその実施を延期することについて、命令すること；

(2) 特定の出願に係る情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。

(b) 防衛大臣の命令の写しは、出願人へ送付されるものとする。

第 99 条に原子力に関連する特許出願について規定され、当該出願の登録や当該出願に係る情報の公開などが制限される場合がある。

第 99 条 原子力に関連する活動の制限

(a) 特許出願が提出された発明が、イスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要であること、又は発明の公表が、イスラエル国内における核の研究に対して損害を生ずる虞があることについて、大臣が認めている場合、大臣は、法務大臣との協議の後に、命令により、以下を行うことができる、

(1) 特許登録官に対して、同特許登録官が、出願について本法に基づいて実行することを必要とされ、若しくは許可されている如何なる行為も差し控えること、又はその実行を延期することを命令すること；

- (2) 出願に関連する情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。
- (b) 防衛大臣の命令の写しは、出願人へ送付されるものとする。

16. 外国出願の制限

イスラエル国民または永久的な居住者等は、主題が兵器若しくは弾薬に関連し、若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明等、或いは、主題がイスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要である発明、又はその発明の公表が、イスラエル国内における核の研究に対して損害を生ずる虞がある発明等について、外国出願が制限される（第 98 条）。

第 98 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民、イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は、主題が兵器若しくは弾薬に関連し、若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明又は第 95 条が取り扱う発明について、外国で特許出願を提出してはならないものとし、かつ、以下の 1 が当てはまらない限り、直接的又は間接的に当該出願を提出してはならないものとする：

- (1) 上記の者が、防衛大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
- (2) 上記の者が、当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し、かつ、その出願が提出された後、6 月以内に、防衛大臣がその出願について第 94 条に基づく命令を行わなかったこと、又はそのような命令を行ったが、その命令がもはや有効でないこと。

第 100 条 一定の出願の送付

大臣は、特許登録官に対して、その目的のために同大臣が指定した者へ、一定のカテゴリーの出願の写しを送付することを指示することができ、また、特許登録官は、第 99 条に基づく命令がなされるべきであるかということに関して、大臣が重みづけることを可能にするために、当該命令が全く適正であると特許登録官が考えるものに関する出願を、大臣へ送付することができる；大臣は、その出願ごとに、当該出願が送付された後、4 月未満内に決定を下すものとし、また、大臣が決定を下していないこと又は前記の期間が満了していないことの何れか短い方の期間内に限り、特許登録官は、第 14 条に基づいて出願の提出を承認することを除き、出願に関する如何なる行為も実行してはならないものとする。

第 103 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民、イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は、第 100 条が取り扱う発明について、外国で特許出願を提出してはならないものとし、かつ、以下の 1 が当てはまらない限り、直接的又は間接的に当該出願の提出をしてはならないものとする：

- (1) 上記の者が、大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
- (2) 上記の者が、当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し、かつ、その出願が提出された後、6 月以内に、大臣がその出願について第 99 条に基づく命令を行わなかったこと、又はそのような命令を行ったが、その命令がもはや有効でないこと。

17. 出願の分割

第24条に規定があり、出願が許諾されるまでは何時でも分割出願できる。特許登録官が許諾前に出願分割を命じることもできる。許諾後の分割出願は認められない。

第24条 出願の分割

(a) 出願が受理されない限り、出願人は、当該出願が幾つかの出願に分割されることを要求する権原を有する。

(b) 出願が2以上の発明を含む場合、特許登録官は、当該出願を受理しない限り、出願人に対して、同出願人の出願を分割することを指示することができる。

(b1)(1) 本項において -

「審査中出願」 - 本項に基づいて審査されている特許出願；

「その他の出願」 - 審査中出願ではない特許出願であって、その日付が、第9条の適用上、審査中出願の一部に関して当該審査中出願に先立つもの；

(2) 特許登録官は、出願人が自身の出願に関して選択するときに限り、かつ、以下が審査中出願について事実である場合に限り、審査中出願、その他の出願若しくはそれらの両方の出願を分割すること、又はそれらの出願の各々におけるクレームの一部を取り除くことを指示することができる：

(a) 審査中出願の発明主題が、全体的又は部分的に、その他の出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(b) その他の出願の受理が、いまだ、第26条に基づいて公告されていないこと；

(c) その他の出願の発明主題が、全体的又は部分的に、審査中出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(c) 第23条の規定に従うことを条件として、(a)又は(b)に基づいて分割された出願の各々の日付は、分割の元となる出願の日付と同一であるものとする。

18. 出願の変更に関する制度

出願変更に関する条項はない。

19. 異議申立てに関する制度

第30条に規定があり、出願が許諾され、公告された後3月以内に異議申立てが可能である。また31条に申し立て理由が列挙されている。

第30条 特許付与に対する異議申立のための期間

如何なる者も、第26条に基づく出願の公告日後3月以内に、書面による請求によって、特許登録官に対して、特許付与への異議を申し立てることができる。

第31条 異議申立の理由

以下は、特許付与に対する異議申立の理由である：

(1) 特許登録官が特許出願を受理することを拒絶することができた理由が存在すること；

(2) 発明が、特許法第4条(2)に基づく特許性を有さないこと；

(3) 出願人ではなくて、異議申立人が発明の所有者であること。

20. 権利期間の延長

(1) 延長の登録

医薬の材料、その製造方法若しくはその使用、材料を包含する医療製剤若しくはその製剤の製造方法又は医療器具に係る発明は、申請により、一定の条件のもと5年を超えない範囲で権利期間の延長が可能である。ここで一定の条件には、米国または欧州の特定国に「参照特許」を有し、かつその国において医療上の使用承認を受けた場合も含まれている。

第2A節 保護期間の延長

第64A条 定義

本節においては、以下のとおり、定義する -

「医療製剤」 獣医学において使用される製剤及び静脈内注入されることが意図された栄養価の製剤を含む、処理が施された何らかの形態の治療薬剤；

「材料」 医療製剤の活性成分又は当該成分の塩、エステル、水和物若しくは結晶形；

「市販許可」 参照特許によって保護される医療製剤又は医療器具のための市販許可；

「基本特許」 材料の製造方法、材料の使用、材料を包含する医療製剤、材料を包含する医療製剤の製造方法又はイスラエル国内におけるライセンスを必要とする医療器具（以下「医療器具」という）を含む、材料を保護する特許；

「承認国」 第1附則に列挙されている国；アメリカ合衆国

「承認欧州国」 第1附則のB部に列挙されている国；(1) イタリア国、(2) 英国、(3) ドイツ国、(4) スペイン国、(5) フランス国「参照特許」承認国における特許であって、当該特許がイスラエル特許と並行であるか否かに拘らず、イスラエル国内における基本特許においてクレームされている、材料の製造方法若しくは材料の使用、材料を包含する医療製剤、材料を包含する医療製剤の製造方法又は医療器具を保護する承認国における特許；

（後略）

第64C条 基本特許の延長申請

(a) 基本特許の出願人、基本特許の特許権者及び基本特許又は基本特許出願における排他的ライセンスの所有者は、延長を申請できる。

(b) 共同で保持された基本特許又は基本特許出願に関する延長命令は、各共同特許権者について適用することができる。

(c) 基本特許の出願人、特許権者、一部の共同特許権者又は排他的ライセンスの所有者が延長命令の付与のための申請を共同で行わなかった場合、それらの者は、延長命令を申請する者（本条において申請人）によって、応答者として共同のものとなされるものとする。

(d) 本条に従って共同の応答者となった者が、手続について参加しなかった場合、当該者は、費用を納付する義務を負わないものとする。

(e) 延長命令の申請が提出された後速やかに、特許登録官は、その申請の提出についての通知を官報に公表するものとする；その通知は、申請された延長命令が関連する申請人の名称、申請の日付及び基本特許の番号を含むものとする。

第64D条 延長命令の付与に関する条件

特許登録官は、次の条件が満たされていない限り、延長命令を付与してはならないものとする

る：

- (1) 材料，その製造方法若しくはその使用，材料を包含する医療製剤若しくはその製剤の製造方法又は医療器具が，基本特許においてクレームされ，かつ，当該基本特許が有効であること；
- (2) 医療製剤に関して，材料を包含する医療製剤は，薬剤師に係る法〔新版〕5741 - 1981（以下「薬剤師法」という）の第 47A 条に従って，医療製剤に係る登録簿に登録されること；
- (3) (2)に記載された登録は，材料が医療用途のために，イスラエル国内で使用されることを許可する最初の登録であること；
- (4) 延長命令が，基本特許に関して，又は材料に関して，以前に付与されなかったこと；
- (5) 市販許可がアメリカ合衆国において付与された場合，参照特許の延長命令もアメリカ合衆国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと；
- (6) 市販許可が承認欧州国内において付与された場合，参照特許の延長命令も同国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと；
- (7) 市販許可がアメリカ合衆国及び少なくとも 1 の承認欧州国内において付与された場合，参照特許の延長命令もアメリカ合衆国及び同承認欧州国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと

第 64E 条 延長付与申請の審査

（略）

(c) 本節に規定されている要件が満たされたことについて，長官が認めた場合，又は長官に着目されるようになった場合，長官は，延長命令を付与するための申請に係る審査の完了後 60 日以内に，その結果についての通知であって，延長命令を付与することの自身の意向及び命令が有効となる期間を含む通知を，インターネット上で公表するものとする。

（中略）

(e) (d)の規定に拘らず，第 64D 条における(1)から(4)までに規定されている要件が満たされ，市販許可がアメリカ合衆国若しくは少なくとも 1 の承認欧州国又はその両方において付与され，かつ，参照特許の延長命令が第 64D 条における(5)、(6)又は(7)のそれぞれにおいて前述したとおりにいまだ付与されていないことについて特許登録官が認めた場合，又は特許登録官に着目されるようになった場合，以下が適用されるものとする：

(1) 特許登録官は，前述した条件が満たされ，かつ，参照特許の延長について命令が前述したとおりにいまだ付与されていないことを自身が認めた日から 60 日以内に，参照特許の延長命令が基本特許の有効期間中に付与されることを条件として，延長命令を付与することの自身の意向及び命令の有効期間についての通知を，インターネットにおいて公表するものとする。

（中略）

(3) 参照特許の延長命令が，前述したとおりに，基本特許の期間の終了前に付与されたことについて長官が認めた場合，長官は，基本特許の期間の終了後に(2)に基づく命令の付与に関する申請人による通知が同長官に送達されたとしても，その通知が同項に記載されている送達に関して定められた 90 日以内に送達されたことを条件として，(c)に従う通知（本節においては-補充通知）をインターネットにおいて 60 日以内に公表するものとする；本項の規定は，基本特許に関して補充通知が既に公表され，かつ，当該基本特許が第 64J 条(3)に基づいていまだ期限切れとなっていない場合には，適用されないものとする。

（後略）

第 64I 条 延長命令の有効期間

(a) 延長命令は、第 64J 条の規定に従うことを条件として、一時的な命令の例外を伴って、承認国における参照特許の延長命令の効力によって参照特許に付与された延長期間のなかで最短の延長期間と同等の期間のあいだ、有効になるものとする；しかしながら、前述した延長期間は、定義「参照特許についての延長命令」に係る(1)及び(2)に列挙されていない期間を含まない。

(b) ライセンスがイスラエル国内においてのみ適用された場合、延長命令は、ライセンスのための申請が提出された日から当該ライセンスが付与された日までの期間と同等の期間のあいだ、有効になるものとする；それは、申請が、申請人の名において、誠実に、かつ、適切な送付でもって、提出され、かつ、取り扱われたことを条件とする。

第 64J 条 期間に関する制限

第 64I 条の規定に拘らず、

(1) 延長命令の有効期間は、第 52 条に記述された期間から 5 年を超えてはならないものとする；

(2) 基本特許及びそれに伴う延長命令に基づく、材料、その製造方法、その使用、当該材料を包含する医療製剤、当該医療製剤の製造方法又は医療器具に関する特許の期間及び延長命令の期間の総計である全期間は、ライセンスが 1 の承認国において受理された最先の日付後 14 年以前に終了するものとする；

(3) 第 64E 条(c)又は(e)(3)に基づく、延長命令又は延長命令を付与することの意向に係る通知の有効期間は、一時的な命令の永久的な命令との置換を除き、承認国の 1 において参照特許に関する延長期間が失効し、又は参照特許が撤回された最初の日付以前に失効するものとする。

(2) 延長に対する異議申立

何人も、延長登録の公表（第 64E 条(c)又は(e)(1)若しくは(3)の規定）から 3 月以内であれば、異議申し立てが可能である。

第 64F 条 異議申立

何人も、延長命令の付与及び当該命令が有効となる期間について、特許登録官に異議を申し立てる権利を有する。異議申立は、必要に応じて、第 64E 条(c)又は(e)(1)若しくは(3)の規定に基づく通知が公表された日付後 3 月以内に、特許登録官へ通知を送達することによってなされるものとする。

2 1. 審判制度

(1) 査定不服申立て

第 161 条に規定があり、審査官の決定に対し、決定から、1 月以内に不服の申立てが可能である。

第 161 条 審査官の行為に対する不服申立審査官の決定又は行為に対して不服を申立て、かつ、その事項が特許登録官へ付託されることを請求することは許可される。

(2) 特許の取消

第 73B 条に規定があり、特許権者以外の者による請求に基づき、特許登録官が特許付与に不服

を唱える理由が存在することに納得すれば、特許を取り消すことができる。

第 73B 条 特許権者ではない者による申請における特許の取消

特許登録官は、特許の所有者ではない者による申請において、特許を取り消すことができるが、それは、当該申請において、特許付与に対して異議を申し立てることが可能であった理由が存在していると、同特許登録官が認めた場合に限られる；時効に関する法律は、本条に基づく取消のための申請には適用されないものとする。

(3) 誤記の訂正の申し立て（訂正審判制度はない）

第 69 条に規定があり、誤記の訂正に関してのみ、特許登録官に対して誤記の訂正を申し立てることができる。また、特許権者の同意のもと、特許登録官の職権での訂正が可能である。

第 69 条 誤記の訂正

(a) 特許権者は、明細書における誤記について訂正を申請することができ、かつ、特許登録官は、その訂正が誤記のみを訂正するものであると納得している場合には、当該訂正を許可するものとする。

(b) 特許登録官は、自身の裁量で、かつ、特許権者の同意を得て、自身が明細書において認知した誤記を訂正することができる。

2 2. 強制実施権

第 104 条に規定があり、大臣が国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると認める場合には、政府の部門による、又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。

第 104 条 発明を実施することについての国の権利

大臣は、発明について特許が既に付与されているか否かに拘らず、又は特許が出願されているか否かに拘らず、そのことが国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると大臣が認める場合には、政府の部門による、又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。

2 3. 国際特許出願

イスラエルは PCT 加盟国であり、イスラエル特許庁を受理官庁とする内国民による国際特許出願および外国からの国際特許出願が可能である。国際特許出願に関する規定は第 3 章（第 48A 条～第 48M 条）に規定されている。

第 48B 条 出願の提出

(a) 特許庁は、イスラエル国の国民及び居住者によって提出された出願について宛先とされた事務局としての役割を果たすものとし、また、特許庁は、条約によって規定されている限り、当該出願を取り扱い、かつ、当該条約によって定められている手数料を徴収するものとする。

(b) 特許登録官は、その時点で有効である条約に定められた手数料の詳細及び額を官報に公表するものとする；(a)に基づくあらゆる額は、条約及び何らかのその他の法律の規定に従って定められている機関及び管轄局あてに徴収され、かつ、送付される。

(c) 特許庁又は別の国における受理官庁へ提出された国際出願は、第 98 条及び第 103 条を適用するうえで外国で提出された出願とみなされるものとする。

(d) 本条において、「機関及び管轄官庁」は、特許庁を含む。

第 48D 条 国内段階への移行

(a) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は、第 194 条に定められ、かつ、条約の第 22 条又は第 39 条に記述されている国内の手数料（以下国内手数料という）を納付するものとする；

(b) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は、条約に定められた手数料若しくは国内手数料を条約若しくは規則に設定された期限までに納付しなかった場合、又は規定された期限までに以下に特定された行為の 1 を満たさなかった場合には、自身の出願を取り下げたとみなされるものとする：

(1) 出願の写しが条約の規定に従って特許庁へ送付されなかった場合に限り、その写しが特許庁へ送付されること；

(2) 出願が英語で提出されなかった、又は公表されなかった場合に、当該出願の認証された英語翻訳文が送付されること。

(c) 特許登録官は、条約の第 48 条の規定に基づく限りにおいて、本条に基づいて設定された期間を延長することができる；しかしながら、(b)(2)の規定の適用上、特許登録官は 3 月まで期間を延長することができ、また、条約の第 48 条の規定のみに基づいて、特許登録官は、一段と長期にわたって期間を延長することができる。

2 4（参考）医薬品市場独占期間（薬事法）

イスラエル薬剤師条例において、2005 年に導入された第 47D 条（医薬品の登録時に提供される秘密情報の保護）は、革新的な化学医薬品に販売独占権を付与するものである。同条例は、新薬が特許で保護されているか否かにかかわらず、先発医薬品の登録日から一定期間、革新的同等品によって提出されたデータに依拠する後発医薬品の販売を許可する薬事当局の権限を制限している。

第 47D 条によれば、一定の例外を除き、薬事当局は、イスラエルにおける新規化合物を含む医療用製剤の登録日から 6 年間、または他の法域における新規化合物を含む医療用製剤の登録日から 6 年半のいずれか早い方の期間、「新医薬品製剤」（すなわち、先に登録された医薬品の安全性および効率性に関するデータに基づいて登録された医薬品）の販売を許可しない。イスラエルでは、生物学的製剤と新しい治療適応症は市場独占保護を受けることができず、希少疾病用医薬品に対する特別な保護もない^{538 539 540}。

第 3 節 意匠制度の概要

イスラエルと日本の意匠制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの意匠制度の概要を条文とともに示す。

⁵³⁸ Pharmacists Ordinance (New Version) 1981 (consolidated version of 2014), Israel (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/495464>

⁵³⁹ Ministry of Health considers granting data exclusivity to biological drugs (IAM ウェブサイト) <https://www.iam-media.com/article/ministry-of-health-considers-granting-data-exclusivity-biological-drugs>

⁵⁴⁰ Life Sciences Regulation in Israel: Overview (Liad Whatstein and Oren Weiner, Liad Whatstein & Co) <https://liadwhatstein.com/wp-content/uploads/2023/07/Life-Sciences-Regulation-in-Israel-Overview-1.pdf>

1. 日本の意匠制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

- ・保護対象：意匠および製品の定義が異なる（第1条）。特に、建築物の意匠は保護対象でない。
- ・未登録意匠の保護：あり（但し、日本は不正競争防止法第2条1項3号による保護がある）
- ・出願公開制度：あり（インターネットで公開され、6か月以内の公開延期請求は可能）
- ・関連意匠制度：なし（類するものとして「補足意匠」がある。）
- ・査定不服審判制度：日本の拒絶査定不服審判に対応する制度として、長官への異議申立がある。
- ・無効審判制度：日本の無効審判に対応する制度として、知的所有権裁定官への意匠の取り消し申立がある。
- ・訂正審判制度：なし（知的所有権裁定官に対する訂正の申立がある）

2. 保護対象

第1条に意匠の定義がある。組物の意匠も保護対象である。また、グラフィックシンボル、スクリーンディスプレイも保護対象である。また、登録意匠だけでなく、後述する一定要件を満たす未登録意匠も保護対象である。

第1条 定義

本法においては、以下のとおり定義する。

「製品」とは、組物、包装、グラフィックシンボル、スクリーンディスプレイを含み、書体及びコンピュータプログラムを除く。

（略）

「意匠」とは、輪郭、色彩、形状、装飾、質感又はそれらが作製される材料を含む、場合に応じて、製品又は製品の一部の1以上の視覚的特徴からなる製品又は製品の一部の外観を意味する。

（略）

「組物」とは、以下の条件のすべてが満たされる少なくとも2の物品を意味する。

- (1) 同一の類に属するもの
- (2) 視覚的特徴が、重要でない点のみで相互に相違するもの
- (3) 同時販売のために通常提供されたもの又は同時に使用されることを意図されたもの

3. 権利の存続期間

第39条に規定があり、登録意匠は出願日から25年である。

第39条 登録意匠の有効期間

登録意匠の有効期間は、第5節に基づく規定に従うことを条件として、第20条に基づく意匠出願の提出日から25年である。

4. 権利の効力

第37条(1)に規定があり、登録意匠又は登録意匠によって与えられる全体的印象とは相違しない全体的印象を知識を有する使用者に与えるその他の意匠に関して、また、意匠製品が組物である場合には、当該組物における物品の各々に関して、排他的権利を付与している。

第37条 登録意匠の所有者の権利

(a) 本章の規定による意匠の登録は、登録意匠又は知識を有する使用者に、登録意匠によって与え

られる全体的印象とは相違しない全体的印象を与えるその他の意匠に関して、また、意匠製品が組物である場合には当該組物における物品の各々に関して、下記に列記する行為のすべてを実施すること（以降、本節では、「登録意匠の実施」と呼称する）の排他的権利を登録意匠の所有者に対して付与する。

(1) 登録意匠製品の販売又はリースのための入札又は市場への投入を含む商業的仕様での製造、販売又はリース、当該製品の商業規模での流通又は意匠の所有者若しくはその代理人による許可を受けて国外で製造された製品のイスラエル国への輸入を除く、個人使用のためではない製品のイスラエル国内への輸入

(2) (1)に列記する行為を何れかを実施することを目的とする、登録意匠製品の所有(b)意匠が、知識を有する使用者に対して、(a)に規定したように、登録意匠が与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、登録意匠製品が属する分野から、製品に関する意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢を検討するものとする。

（後略）

5. 意匠出願の公開

第 22 条に規定され、出願後インターネット上で速やかに公開される。出願人は、出願日から 6 か月以内の期間に限り、公開時期を延期できる。

第 22 条 意匠出願の公開

(a) 意匠出願が提出されている場合、所轄官庁は、その提出後できる限り速やかに、出願に含まれる意匠の視覚的説明を含めて、当該出願を当局のウェブサイト公開するものとする。

(b) (a)の規定に拘らず、出願人は、所轄官庁が意匠出願の公開日を当該出願の提出日から 6 月を超えない期間延期することを請求できる。所轄官庁は、当該請求に応じて出願の公開日を延期するものとする。

(c) 請求が(b)に記述したように公開日の延期のために提出されている場合、出願人は、所轄官庁が、延期期間中のあらゆる段階で、延期期間の満了前に意匠出願を公開することを請求できる。そのような請求が提出されている場合、(a)の規定が、必要な変更を加えて、適用されるものとする。

6. 登録要件

第 3 条、第 6 条、第 7 条に規定され、新規、かつ、独自性のある意匠が登録意匠の要件である。

第 3 条 登録意匠としての保護に関する意匠の適格性

意匠は、本章の規定により、新規で、かつ、独自性を有する場合、第 4 章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。

第 6 条 新規な意匠

意匠は、基準日より前に、当該意匠と同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠がイスラエル国内又は国外で公知とされていない場合には、新規な意匠とみなされるものとする。

第 7 条 独自性を有する意匠

(a) 意匠は、全体的な印象が、知識を有する使用者に対して、基準日前に公知とされた他の意匠によって当該使用者に対して与えられた全体的な印象とは相違する場合には、独自性を有するとみなされるものとする。この目的上、製品のすべての類に係る意匠が検討されることになる。

(b) (a)の規定に加えて、意匠が知識を有する使用者に対して前記の項に記述したように相違する全体的印象を与えるものであるか否かを判断する際、特に、登録意匠の対象である製品が属する分野から、当該製品に関して意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢が検討されるべきである。

7. 未登録意匠の保護

第4条に規定があり、一定要件下、新規で、かつ、独自性を有する未登録意匠も保護の対象になる。保護の期間は、未登録意匠が最初に公知となった日から3年（第65条）で、第三者により、複製が同一の意匠製品を製造することによってなされるか、意匠製品が知識のある利用者に与える全体的印象と相違しない全体的印象を当該利用者に与える他の意匠製品を製造することによってなされるかに拘らず、排他的権利が与えられる。意匠製品が組物である場合、当該排他的権利は、当該組物における物品の各々に関して適用されることになる（第61条）。

第4条 公知未登録意匠としての保護に関する意匠の適格性

(a) 意匠は、以下の2の条件を満たす際には、第5章の規定に基づく未登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。

(1) 本章の規定により、新規で、かつ、独自性を有すること

(2) 意匠製品が、基準日の6月以内に、インターネット上を含め、意匠の所有者又はその代理人によって商業的にイスラエル国内で、販売のために供与され又は市場に流通されていること。

(b) (a)(2)の規定に拘らず、未登録意匠の保護についてイスラエルと他国との間で条約が調印されている場合又はイスラエルが本事項についての条約に加盟している場合には、大臣は、経済問題委員会の承認を得て、命令により、当該条約がイスラエル国内の保護を義務とする未登録意匠が命令の規定によりイスラエル国内で保護されるようになることを、前項における如何なる条件もこの点に関して満たされていないときであっても、定めることができる。

ただし、そのような意匠に対する保護は、(a)(2)における条件がこの点について満たされているならば意匠に付与されるであろう保護を超えないものとなるが、条約において別段の合意がある場合を除き、その場合は合意されたものを上回らない。

第1条 定義

本法においては、以下のとおり定義する。

(略)

「基準日」とは、各々の場合に依じて、下記に詳述された日を意味する。

(略)

(2) 意匠出願が提出されなかった意匠に関しては、意匠の所有者又はその代理人が、イスラエル国内又は国外で意匠又は意匠製品を最初に公知とした日

(略)

第61条 未登録意匠の所有者の権利

第2章の規定による保護に関して適格な未登録意匠の所有者は、如何なる他者に対しても、商業的使用のために、意匠の複製である意匠製品を製造することを防止する排他的権利を付与されるものとし、その権利付与は、複製が同一の意匠製品を製造することによってなされるか、意匠製

品が知識のある利用者に与える全体的印象と相違しない全体的印象を当該利用者に与える他の意匠製品を製造することによってなされるか（以降、本節では、「未登録意匠の実施」と呼称する）に拘らず、行われるものとする。意匠製品が組物である場合、前記権利は、当該組物における物品の各々に関して適用されることになる。

(b) (a)に記述したように、意匠が、知識のある利用者に対して、意匠製品が同利用者に対して与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、意匠製品が属する分野から、製品に関して意匠を創作するために利用可能な複数の選択肢を検討するものとする。

第 65 条 未登録意匠の有効期間

未登録意匠の有効期間は、基準日から 3 年である。

8. 意匠保護の適格性を欠くもの

意匠保護の適格性を欠くものとしては、公序良俗に反する意匠（第 5 条）のほか、製品の視覚的特徴の一部（第 10 条）が規定されている。

第 5 条 公序良俗に反する意匠

第 3 条及び第 4 条の規定に拘らず、公序良俗に反する意匠は保護に関して適格なものとはならない。

第 10 条 意匠としての保護に関して不適格な製品の視覚的特徴

本章の規定に拘らず、以下は、登録意匠又は未登録意匠としての保護に関して不適格なものである。

(1) 製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観

(2) 製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され、他の製品内に統合され、又はその他の製品がその中に統合され、また、それらの前記目的を達成するために、製造時に、それらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合には、当該製品又はその一部の外観

9. 優先権

第 21 条に規定され、パリ条約同盟国において先に行われた出願から 6 月以内であれば、優先権を主張することができる。

第 21 条 優先権

意匠の所有者が、当該意匠に関して又は当該意匠とは重要でない点のみで相違する意匠に関して意匠出願を提出しており、意匠の所有者又は所有権において当該意匠の所有者の前所有者が、同盟国内での先行登録出願又は同盟国内で提出された出願（以降、本条では、「先行出願」と呼称する）であるものとしてのパリ条約に基づく先行出願を既に出願している場合には、意匠の所有者は、第 6 条、第 7 条及び第 32 条に関連して、以下のすべてが満たされていれば、先行出願の提出日が、イスラエル国内での意匠出願の提出日とみなされるようになることを要求することができる。

(1) イスラエル国内での意匠出願が先行出願の提出日から 6 月以内に提出されていること、また、2 以上の先行出願が同一の意匠を登録するために提出されている場合では、最初の先行出願がパリ条約の規定により提出された日から 6 月以内に提出されていること

(2) 先行出願の提出日の承認のための請求が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で、提

出されていること

(3) 先行出願が提出された所轄官庁によって認証された当該先行出願の謄本が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で、所轄官庁へ提出されていること

10. 新規性喪失の例外

第9条に規定され、出願日から12月内に自己の情報の結果によって、情報が合法的若しくは非合法的に入手されたか否かに拘らず公知となった場合は、いわゆる登録意匠の適格性を害しない。

第9条 登録意匠としての保護に関する適格性を害さない公知

意匠の公知は、「基準日」の定義に係る(1)に定義される基準日前の12月内に意匠の所有者によって、又は情報が合法的若しくは非合法的に入手されたか否かに拘らず、意匠の所有者に由来する情報の結果として、なされた場合には、第4章に基づく登録意匠としての保護に関する適格性を害さないことになる。

11. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない。

12. 分割に関する制度

第19条(e)に規定され、多意匠を含む出願を、一意匠毎に分割することが可能である。

第19条 意匠出願の提出

(a)～(d)(略)

(e) 意匠出願が複数の意匠を含んでいた場合、所轄官庁は、当該意匠出願を複数の意匠登録出願に分割して、各々の出願が1の意匠を含むようにすることができる。

13. 出願の変更に関する制度

意匠登録の変更に関する条項はない。

14. 補足意匠

第52条～第60条に規定され、「補足意匠」として主意匠と関連する意匠登録が認められる。

第52条 定義

本節において、登録意匠又は提出された意匠出願に係る意匠（以降、本節では、「主意匠」と呼称する）に関連する「補足意匠」とは、以下の各々を満たす意匠を意味する。

(1) 意匠製品が主意匠製品であり、かつ、意匠の視覚的特徴が、重要でない点のみで、主意匠の視覚的特徴と相違すること

(2) 意匠製品が主意匠製品ではなく、かつ、意匠の視覚的特徴が、主意匠の視覚的特徴と同一であること

第53条 補足意匠としての保護に関する適格性

第3条の規定に拘らず、補足意匠は、新規でなく、かつ、主意匠のみに関連する独自性がなくても、補足登録意匠としての保護に関して適格性を有するものとする。

第 54 条 補足意匠に関する規定の適用

本章の規定は、必要な変更を加えて、かつ、本節に記載した変更を伴って、補足意匠に関して適用されるものとする。

第 55 条 補足意匠登録の出願

(a) 主意匠の所有者は、自身が提出した意匠出願に係る意匠が本節の規定に基づいて補足意匠として登録されることを請求（以降、本節では、「出願」と呼称する）することができる。意匠の所有者は、当該出願において、補足意匠の登録の請求に係る主意匠について記述するものとする。

(b) 補足意匠出願は、主意匠出願とともに又は主意匠の有効期間中の後日に提出されるものとする。

第 56 条 補足意匠出願の審査

補足意匠出願が提出され、かつ、当該意匠が第 52 条における「補足意匠」の定義に列記する条件を満たしていないと所轄官庁が認めた場合には、

(1) 所轄官庁は、その旨を出願人へ通知するものとする。

(2) 所轄官庁は、出願人による請求時に、第 26 条の規定による独立の登録意匠としての保護に関する意匠の適格性を審査するものとする。ただし、出願人が、第 112 条(a)(5)に基づいて出願提出のための手数料を納付していることを条件とする。

第 57 条 補足意匠登録に対する制限

意匠は、出願が主意匠出願の提出日前に提出された場合には、補足意匠として登録されないものとする。

第 58 条 補足意匠の有効性の失効

主意匠の有効性が失効した場合、補足意匠の有効性は、第 60 条の規定に従うことを条件として、主意匠とともに失効するものとする。

15. 審判制度

(1) 長官への異議申立（拒絶査定不服審判制度ではない）

第 96 条に、長官への異議申立という形で規定されている。

第 96 条 当局の従業者の決定に対する異議

長官が第 95 条の規定により自身の権限を委譲した当局の従業者の決定又は行為によって自身が不当な扱いを受けていると考える者は、そのことに対して、書面で、大臣によって定められた期間内に、長官へ異議を申し立てることができる。

(2) 意匠の取り消し申立（無効審判制度ではない）

第 48 条に規定があり、誰でも登録された意匠の取消の申立てが可能である。

第 48 条 登録意匠の所有者ではない者の請求による登録簿における意匠の登録の取消、失効した意匠の有効性の更新の取消及び登録された詳細の訂正の取消

- (a) 登録意匠の所有者ではない何人も、以下の条件の 1 を満たす場合、長官による登録簿における登録意匠の登録を取り消すことを請求できる。
- (1) 意匠が、第 2 章の規定による登録意匠として保護に関して不適格であること
 - (2) 意匠の登録出願が、第 18 条の規定に反して、意匠の所有者によって提出されなかったこと
 - (3) 2 以上の個別の出願が、同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠の登録ために提出され、かつ、意匠が、第 32 条の規定に反して、当該意匠について最初に正当に出願した者の名義で登録されていないこと
- (b) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 43 条に記述したように失効した登録意匠の有効性更新を、前記の条に基づく有効性更新に係る条件が満たされていない旨の主張に基づいて長官による取消しを請求できる。
- (c) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 46 条に基づいて実施される登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類に記録された詳細の訂正を長官が取り消す（以降、本節では、「訂正の取消」と呼称する）ことを、前記の条に基づく訂正の条件が満たされていない旨の主張に基づいて、請求できる。
- (d) (a)から(c)までに基づいて請求を提出した何人も、請求の提出に関して登録意匠の所有者に通知し、請求における応答者となる。長官は、前記請求の提出についての通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。
- (e) 長官は、当事者に対して、本条に基づく請求に係る自身の決定を通知するものとする。長官は、本条に基づいて請求を受理することを決定する場合には、場合に応じて、登録意匠の取消、有効性更新の取消又は訂正の取消について、登録簿に注記するものとする。

（３）訂正の申立（訂正審判制度ではない）

第 46 条に規定があり、誤記の訂正を特許登録官に対して申し立てることができる。なお、第 3 者による請求も可能である。

第 46 条 記録及び書類の訂正

- (a) 長官は、自身の主導で又は何人かによる請求により、登録意匠の所有者に対し、本項の規定に基づいて当該所有者の事例について陳述する機会を与えた後に、事実を反映していないと確信する場合には、登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における登録された詳細を訂正することができる。大臣は、この方式で訂正できる詳細の種類及び本項に基づく訂正プロセスに係る規定を定めることができる。
- (b) 長官は、自身の主導で又は何人かによる請求により、登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における誤植を訂正することができる。
- (c) (a)に規定したように請求が登録意匠の所有者によって提出されていない場合には、当局は、その請求について、登録意匠の所有者へ通知するものとする。

16. 国際意匠

ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願については、第 8 章（第 79 条～第 91 条）に規定されている。イスラエルから他国へ出願する場合（第 2 節）、とイスラエルに他国から出願された場合（第 3 節）として規定されている。

第 80 条 国際出願の提出

(a) イスラエル国民、イスラエル国居住者又はイスラエル国内で活動中の工業的又は商業的施設を有する者は、(b)の規定に従い、ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた手数料の納付に伴って、国際出願を提出することができる。

(b) 国際出願及びハーグ協定又はハーグ協定規則により提出しなければならない又は提出することができる出願に関連するその他の書類は、ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた様式、方式及び日時に、提出されるものとする。

第 82 条 イスラエル国を指定する国際意匠登録の状況

イスラエル国指定の国際意匠登録は、第 4 章第 1 節の規定に基づいて提出された意匠登録出願に係る意匠であって、ハーグ協定の規定に基づく国際登録簿への登録の日から権利発生する意匠であるとみなされる。

第 4 節 商標制度の概要

イスラエルと日本の商標制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの商標制度の概要を条文とともに示す。

1. 日本の商標制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

- ・未登録周知商標の排他的使用権：あり
- ・出願後（公開前）の複数出願の統合：あり
- ・出願変更制度：なし
- ・異議申立（出願段階）：出願公開後 3 か月以内に可能
- ・拒絶査定不服審判：特許庁長官（注）の出願拒絶の決定に対して、地方裁判所に対する審判請求が可能
- ・無効審判：特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能
- ・不使用による商標登録取消審判：特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能
- ・訂正審判：商標権者による商標登録の変更に関する請求（特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能）

（注）商標法で規定される商標登録官は、第 5A 条に従い大臣により任命される。現地事務所によれば、商標法第 5A 条の「商標登録官」は特許庁長官を意味する。

第 5A 条 商標登録官

大臣はその監督下で登記簿を保管する商標登録官（以下「商標登録官」という）を任命する。

2. 保護対象

第 1 条に保護対象となる「商標」および「標章」については次の定義がある。また、登録商標だけでなく、後述する一定要件を満たす未登録周知商標も保護対象である。色、動き、音、立体商標は、イスラエル法の柔軟な商標定義の下で登録することができる。

第 1 条 定義

本法において、

「標章」とは、平面的又は立体的であるか否かに拘わらず、文字、数字、語、図形若しくはその

他の記号又はこれらの結合を意味する；

「商標」とは、商品を生産又は取り扱う関係人によって、使用され又は使用される予定である標章を意味する；

商標規則

第 15 条 標章の図面を含む出願

商標登録出願は、登録しようとする商標の図面を含まなければならない、標章が立体的形状の標章である場合は、画像が全方向からどのように見えるかが分かるように標章の図面又は写真を出願書類に添付し、当該標章が立体的形状の標章であることの表示を記載する。音商標の登録出願は、庁のシステムで音声を聴くことができるように音声とデジタルファイルとから構成された音符を添付する。

3. 権利の存続期間

第 31 条、第 32 条に規定され、存続期間は出願から 10 年間であり、10 年ごとに更新可能である。

第 31 条 登録の有効期間

商標の登録は出願の提出日から 10 年間有効であり、その後、第 32 条から第 35 条までの規定に従って延長することができる。

第 32 条 登録の更新

所定の方法及び所定期間内に商標権者による申請があれば、商標登録官は登録された商品又は商品の類の一部又は全部の当該商標の登録を原登録の満了日又は登録の最後の更新日(以下「満了日」という)から 10 年間更新するものとする。

4. 権利の効力

第 1 条の定義中に侵害の定義があり、登録商標と同一・類似の標章の指定商品（又は役務）と同一・類似（同種）の商品（又は役務）が侵害となる範囲として規定される。第 46 条に規定があり、商標登録は、権利者に登録商標の排他的使用の権利を与える。

第 1 条 定義

「侵害」 以下の権原を有していない者による使用、

(1) 登録商標又は商標が登録されている商品若しくは同種の商品に係る商標に類似する標章の使用；

(略)

第 2 条 役務商標についての規定の適用可能性

別段の定めがある場合を除き、商標に適用される本法の規定は役務商標に準用されるものとする。本法における役務商標及び商品商標へのあらゆる言及は、役務商標又は役務を含むものとみなされる。

第 46 条 排他的使用权

(a) 登録簿に記載された制限条件に従うことを条件として、商標権者である者の有効な登録は、登録された商品及びすべての関連事項の当該商標の排他的使用权を商標権者に付与するものとする。

る。
(略)

5. 出願公開制度

第 23 条に規定され、受理条件を満たせば速やかに公開される。

第 23 条 公開

出願が提出通りに、又は条件若しくは制限に従うことを条件として受理されたときは、商標登録官は係る受理後できる限り速やかに、かつ、所定の方法で、すべての受理条件及び制限を明記して受理された当該出願を公開するものとする。

6. 審査請求制度

審査請求制度に関する条項はない。

7. 登録要件

第 8 条に規定され、自他商品等と区別できるような標章が登録適格性を有する。

第 8 条 登録適格性を有する標章

- (a) 標章の所有者の商品が他者の商品と区別できるように改造されない限り、標章には、商標として登録する適格性がない（区別できるように改造された標章を以下「識別性を有する標章」という）。
- (b) 商標に識別性があるか否かを決定する際に、商標登録官又は裁判所は、商標を実際に使用する場合、係る使用により登録され又は登録される予定である当該商標が商品を実際に識別できるようにする度合を考慮することができる。

8. 不登録事由

第 11 条から第 13 条までに規定されている。

第 11 条 登録適格性がない標章

以下の標章は登録適格性がない：

- (1) 大統領若しくはその家族との何らかの関係若しくは大統領の後援に言及する標章又は係る関係若しくは後援に関与する可能性がある標章。
- (2) 国又はその団体の旗章又は紋章、外国又は国際機関の旗章又は紋章及びこれらに類似する標章；
- (3) 国が使用する管理又は証明用の公の紋章、公式な署名若しくは印章、またこれらに類似する署名及び所有者が国若しくは政府の首長の後援を受け、又は首長に商品を支給し、若しくは役務を提供することが推測される署名、ただし、標章の所有者がこれを使用する権原を有することが商標登録官に証明された場合を除く；
- (4) 以下の語が表示されている標章：「特許」、「特許権取得済」、「王室特許証による」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを模造することは偽造である」又は同様の効果がある語；
- (5) 公序良俗を害し、又は害し得る標章；
- (6) 公衆を欺瞞する虞のある標章、原産地の虚偽表示を含む標章及び不公正な取引競争を助長する

標章；

(6a) 表示された地理的地域が産地ではない商品に係る地理的表示を含む標章であって、[該 標章において]地理的表示[を含めること]が商品の産地である実際の地理的地域であると誤認させる標章；

(6b) 字義的には正しいが、商品が別の地域産であると思わせる効果がある虚偽表示を含む地理的表示を含む標章；

(7) 宗教性の意味合いのみの紋章と同一又は類似の標章；

(8) 本人の承諾が得られている場合を除く、人物の肖像が表示されている標章；故人の肖像の場合は、商標登録官の見解でそうされない合理的根拠が存在する場合を除き、商標登録官は遺族の同意を求めるものとする；

(9) 同一の商品又は同種の商品に関して既に登録されている、又は欺瞞であると理解されるほどに当該標章に酷似する、別の所有者に属する標章と同一の標章；

(10) 標章が第 8 条(b)又は第 9 条の意味における識別性を有するものではない限り、商品若しくは商品の類を区別若しくは記述するために取引で一般に使用され、又は特徴若しくは品質に直接言及する数字、文字若しくは語で構成される標章；

(11) 特殊な方法で表示され、又は第 8 条(b)若しくは第 9 条の意味における識別性を有するものではない限り、通常の意味が地理的又は姓である標章；

(12) 地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒であって、その地理的地域産ではないぶどう酒又は蒸留酒を特定している標章；

(13) 標章が周知である商品に関して又は同種の商品に関して登録されていない場合でも、周知の標章と同一又は誤認させるほど類似する標章；

(14) 登録を求める標章が当該商品と商標権者との関係を示し、かつ、登録を求める標章の使用の結果として商標権者が損害を被る可能性があるときは、商品が同類の商品ではない場合でも周知の登録商標と同一又は類似の標章。

第 12 条 他人名義のものと同一の標章

標章が公衆を誤認させ、又は不公正な競争を引き起こす虞があるときは、商標登録官は他人の名称又は商号と同一又は類似の商標若しくは前記の名称と同一又は類似の名称又は商号を含む商標の登録出願を拒絶することができる。

第 13 条 商品の名称又は記述

標章が商品の名称又は記述をも含むときは、商標登録官は他の商品に係る標章の登録を拒絶することができる；ただし、実際の使用に際して使用される商品に応じて標章が異なり、出願時に出願人が係る効果を付記すれば商標登録官はこれを登録することができる。

9. 未登録周知商標の保護

未登録周知商標については、周知である商品等と類似（同種）の商品等に係る商標を排他的に使用できる。（登録周知商標については、周知である商品等と類似（同種）の商品等に係る商標を排他的に使用でき、一定の条件の下で、非類似（同種ではない）商品等に係る当該商標を排他的に使用できる。）

第 46A 条 周知商標の排他的使用

- (a) 周知商標の所有者は、当該商標が登録商標ではない場合でも、商標がイスラエルで周知である商品又は同種の商品に係る商標を排他的に使用する権原を有するものとする。
- (b) 登録商標である周知商標の所有者は、所有者以外の者による当該商標の使用が商品と商標権者との関係を示す可能性があり、商標権者が係る使用により損害を被る虞がある場合は、同種ではない商品に係る当該商標の排他的使用の権原をも有するものとする。

10. 優先権

第 55 条に規定され、イスラエル出願が、パリ条約加盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の出願から 6 月以内であれば、優先権が認められる。

第 55 条 優先権

- (a) 加盟国での商標登録出願（本条では「先の出願」という）を提出した者又は所有権におけるその先行者は、本条の規定によりイスラエルにおいて商標登録を出願し、以下の 2 の条件が満たされれば先の出願の提出日後に提出された登録出願に対する当該出願の優先権を主張することができる：
- (1) 優先権主張がイスラエルにおける商標登録の出願とともに提出されたこと；
- (2) イスラエルにおける商標登録の出願が最先の先の出願の提出日から 6 月以内に提出されたこと。
- (b) 優先権主張は、イスラエルにおける商標登録の出願に含まれる商品又は商品の類の一部若しくは全部に関して行うことができ、優先権主張がなされた後、当該優先権主張はこれに係る(a)の規定に従うことを条件とする。
- (b1)(a)の規定に基づく優先権主張が 1 以上の先の出願に基づくものであり、かつ、各出願に基づいて優先権が主張された場合は、(a)の規定は前記商品又は商品の類のそれぞれに係る最先の先の出願の提出日に従って商標登録が請求された商品又は商品の類に適用されるものとする。
- (b2) 優先権主張が先の出願の一部に基づくものである場合は、(a)の規定は同じ部分が別個の先の出願における外国での登録用に提出されたものとして適用されるものとする。
- (c) 本条の規定は、イスラエルにおける標章登録の出願提出日前になされた侵害による損害に対する権利を付与するものではない。

11. 出願の分割

第 17A 条に分割規定があり、複数の商品等の分類にわたる商標を出願した場合、出願人は商標が登録される前であれば、当該出願を別個の出願に分割することを商標登録官に求めることができる。

第 17A 条 出願の分割

- (a) 上記の第 17 条(a)に従って商標登録官に出願を提出した者は、複数の類に関して、出願対象である商標が第 26 条に従って登録されていない限り、商品の類及び所定の方法（本項では「分割出願」という）で当該出願を別個の出願に分割することを商標登録官に求めることができる。審査官が前記分割を承認する場合、各分割出願の日付を原出願の提出日とする。
- (b) 分割出願が第 23 条に従って原出願の受理の公開後に提出される場合は、第 24 条に従って開始された原出願に対する異議申立は、当該異議がそれに関連する限り、各分割出願に対して開始さ

れたものとみなされる。

1 2. 出願の統合

同一標章の複数の出願は、出願後（公開前）に出願の統合が可能である。

第 17B 条 出願の統合

- (a) 同一の標章を登録するために第 17 条(a)に記載の複数の出願を商標登録官に提出した者は、第 23 条に従って出願受理の公開が行われていない限り、規定の方法（本項では「統合の申請」という）で別個の出願を単一出願に統合することを商標登録官に求めることができる。
- (b) 統合の申請が提出された場合は、商標登録官は以下の 2 の条件があることを認めれば、別個の出願を単一出願に統合することができる：
- (1) 別個の出願が同時に提出されたこと；
 - (2) 前記別個の出願の商標の所有権を主張する者が統合の申請を提出する者と実際に同一人物であること。

1 3. 出願の変更

商標出願の変更制度に関する条項はない。

1 4. 異議申立てに関する制度

第 24 条に規定があり、出願公開日から 3 月以内に異議申立てが可能である。

第 24 条 異議申立

- (a) 何人も公開日から 3 月以内に標章の登録に対する異議申立通知を商標登録官に提出することができる。
- (a1) 標章の登録に対する異議申立理由は以下の通りである：
- (1) 商標登録官が本法の規定に基づき登録の出願を拒絶できる理由があること；
 - (2) 異議申立人が当該標章の所有者であると主張すること；
- (b) 通知は所定の様式により書面で提出され、異議申立理由の陳述書を含むものとする。
- (c) 商標登録官は通知書の謄本を出願人に送付するものとする。
- (d) 出願人は所定の様式及び所定期間内に、当該出願に関して依拠する理由を記載した異議申立に対する答弁書を商標登録官に送付するものとする。
- (e) 出願人が前記答弁書を送付しない場合は、出願人は当該出願を放棄したものとみなされる。
- (f) 出願人が答弁書を送付すると、商標登録官はその謄本を異議申立人に送達し、必要ならば関係当事者の聴聞を行った後、かつ、証拠を検討して当該の登録が許可されるか否か、また如何なる条件で許可されるかを決定するものとする。

1 5. 審判制度

(1) 拒絶査定に関する審判請求（地方裁判所に対する審判請求）

第 19 条に規定があり、裁判所に出訴することになる。

第 19 条 審判請求

商標登録官が出願を拒絶した場合は、その決定は地方裁判所での審判請求の対象とすることが

でき、商標登録官は審判請求の被審人となる。

(2) 商標の抹消に関する請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 38 条と第 39 条に規定があり、商標権者以外のものが商標の抹消を求めることができる。

第 38 条 商標権者でない者の請求による登録の変更

(a) 本法の規定に従うことを条件として、十分な理由なく登録簿への未挿入若しくはそこからの脱漏により、若しくは誤って登録簿に残置された登録により、又は登録簿における登録事項の錯誤若しくは瑕疵により被害を受けた者は、所定の方法で商標登録官に申請することができる。

(b) (a)に基づく商標登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

(b1) 審判請求人は(b)に基づく審判請求を提出日から3日以内に商標登録官に通知するものとする。

(b2) 裁判所は、必要があれば(b)に基づいて提出された審判請求において商標登録官に聴聞を行うことができる。

第 39 条 商標の抹消

(a) 本法の第 7 条から第 11 条までに基づき商標を登録適格性がないという理由で又は標章がイスラエルにおける出願人の権利に係る不公正な競争を生じるという理由で、第 38 条に基づき登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る登録簿から当該商標を抹消する申請は、第 28 条に基づき登録証書の交付から 5 年以内になされなければならない。

(a1) (a)の規定に拘わらず、標章登録の出願が悪意で提出されたという理由による商標の抹消の申請は随時提出することができる；

(b) (a)の規定に拘わらず、

(1) 本国で非居住者により登録された商標は、第 16 条に基づき登録を排除する理由を除き、登録簿から抹消されてはならない；

(2) 第 8 条から第 11 条までの規定に基づき登録適格性がなく、かつ、第 16 条の規定に基づき登録された非居住者の商標は、これが本国でもはや登録されていない場合は、第 8 条から第 11 条までの規定に基づき登録を排除する何れかの理由で随時登録簿から抹消されることができる。

本規定の何れも標章の所有者が、標章の抹消申請の時点でイスラエルの居住者の申請により標章に登録適格性があったことを示すことを妨げるものではない。

(3) 商標の不使用による登録取消請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 41 条(a)に規定され、登録商標が正当な理由なく 3 年間使用されなかった場合、誰でも登録商標の取消を要求できる。

第 41 条 不使用による登録の取消

(a) 第 38 条から第 40 条までの規定の一般原則を害することなく、商標登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る商標の登録取消申請（以下「取消請求されている商品」という）は、当該登録の取消請求がなされている商品に係る商標を使用する誠実な意図がなかったという理由及び登録の取消請求がなされている商品に係る商標の誠実な使用が実際になかったという理由又は取消申請前の 3 年間不使用であったという理由により、利害関係者によって行うことができる。

(b) (a)の規定は、不使用が取引における特殊事情に起因し、前記商品の商標の不使用又は放棄の意図に起因するものではないことが立証された場合は適用されない。

(c) 本条の適用上、以下の何れかの場合は商標の誠実な使用がなかったものとみなされる：

(1) 裁判所又は商標登録官の見解により、イスラエルで製造又は販売された商品の商標の不使用を正当化する特殊事情がない限り、国内の新聞又はイスラエルで入手できる外国の新聞か否かに拘わらず広告のみでのイスラエルでの商標の使用。

(2) 条件の侵害により又は授権者自身が商標を使用する商品の製造を意図し、又はイスラエルの別の製造業者に授権することを意図することにより、授権が取り消される場合を除き、第 50 条に基づくイスラエルの製造業者に与えられた標章の使用の授権取消。

(d) 取消は所定の方法で商標登録官に申請することができる。

(e) 取消申請に対する商標登録官の決定は、地方裁判所での審判請求の対象とすることができる。

(e1) 審判請求人は、審判請求の提出日から 30 日以内に(e)に基づき審判請求の提出を商標登録官に通知するものとする。

(e2) 裁判所は必要があれば(e)に基づく審判請求で商標登録官を聴聞するものとする。

(f) 本条において、商標の「使用」は、以下を含む。

(1) 登録された標章の識別性を変更しないように登録簿に記載されている方法とは異なる方法で第 50 条に基づき商標権者又は被授権者による登録商標の使用；

(2) 使用が商標権者の管理に従うことを条件として第 50 条に基づく被授権者による使用。

(4) 商標権者による商標登録の変更に関する請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 36 条に規定があり、商標権者の請求により商標登録の変更を求めることができる。

第 36 条 所有者の請求による登録の変更

(a) 商標登録官は、商標権者によって所定の方法でなされた請求により、

(1) 商標権者の名称又は住所の錯誤を訂正する；

(2) 商標権者の名称又は住所の変更を記入する；

(3) 商標が登録された商品又は商品の類からその一部を削除する；

(4) 商標に関して既存登録で付与される権利を如何なる方法でも拡張しない権利の部分放棄又は変更を記入する。

(5) 登録簿への商標の登録を取り消す。

(b) (a)に基づく商標登録官の決定は何れも審判請求の被審人として登録簿がある地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

16. 国際商標

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願については、第 8 章（第 79 条～第 91 条）に規定されている。イスラエルから他国へ出願する場合（第 2 節第 56B 条～第 56D1 条）と、イスラエルに他国から出願された場合（第 3 節第 56E 条～第 56M 条）として規定されている。

第 56C 条 国際出願又は延長申請の提出

商標を国内商標として登録する出願をイスラエルで提出し、又は国内商標の所有者であるイスラエル市民、イスラエル在住者若しくはイスラエルに工業若しくは商業上の積極的な関心を有す

る者は、前記出願又は登録に基づいて、かつ、本章の規定に従って本国官庁として資格のある商標登録官に以下を提出することができる。

- (1) イスラエルを指定していない国際出願；
- (2) 出願人が国際商標の所有者である場合は、イスラエルを指定していない延長申請。

第 56E 条 イスラエルを指定する出願への本法の規定の適用

商標登録官が、イスラエルを指定する出願の提出に係る国際事務局からの通知を受領した場合は、商標登録官は商標の登録適合性を審査するものとし、本法の規定が準用され、以下の変更に従うものとする：

- (1) 第 17 条の規定は適用されない；
- (1a) 第 17 条 A 及び第 17 条 B に関して、出願の分割又は統合はマドリッド議定書第 9 条及びマドリッド規則の規定に基づき行うものとする；
- (2) 第 24 条(c)に関して、第 24 条(b)に規定の異議申立通知の謄本は、第 56 条 F の冒頭に規定の期間内にマドリッド議定書及びマドリッド規則の規定に従って国際事務局に送付されるものとする；
- (3) 第 26 条に従う登録に関して、商標登録官は当該商標が国際商標である旨を登録簿に記録するものとする；
- (4) 第 27 条の規定に代わり、以下の規定が適用される：
 - (a) イスラエルを指定する国際出願の結果としてイスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は、国際商標が国際登録簿に登録された日付とする；
 - (b) イスラエルを指定する延長申請の結果として、イスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は、延長申請が国際登録簿に登録された日付となる；

第 5 節 営業秘密の保護に関する制度

イスラエルにおけるいわゆる営業秘密は「商業不法行為法」（法律第 5759-1999 号）⁵⁴¹によって保護されている。同法による「営業秘密」とは、あらゆる種類のビジネス情報で、公になっておらず、他者が容易にかつ合法的に発見できないもので、所有者がその秘密を保護するために合理的な措置を講じることを条件に、その所有者がその秘密を維持することにより、その所有者がその所有者に対する競争相手に対して優位に立つことができるものという。

商業不法行為法において、パッシング・オフ、虚偽表示、営業秘密の不正流用が禁止されており、これらは不正競争行為である。パッシング・オフとは、同法第 1 条に以下のように定義されている：

「事業者は、その販売する商品または提供するサービスを、他の事業者の商品またはサービスであると誤認させたり、他の事業者と提携している商品またはサービスであると誤認させてはならない。」

しかし、判例は、パッシング・オフの責任が問われるのは、原告がそのサービスや商品について信用（Goodwill）を取得した場合に限定している。信用とは、顧客を惹きつける評判価値のことである。判例法では、示唆的で恣意的な名称にはより強い保護が与えられている。

同法第 8 条は営業秘密に関するものである。判例法では、作業方法や工程は営業秘密であるとさ

⁵⁴¹ イスラエル商業不法行為法、法律第 5759-1999 号（WIPO ウェブサイト）
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375>

れている。特に製造工程、広告コンセプト、顧客リストは営業秘密であるとされている。また、これらの情報は秘密として保持され、保有者にビジネス上の優位性を与えなければならない。また、同法第 9 条では、改変されたが実質的に類似する営業秘密の使用を禁止している。また、第 10 条では、商品が営業秘密と類似しており、当事者が営業秘密にアクセスしていた場合、使用の推定規定がある。

従業員の技能に関連する営業秘密や購入した営業秘密には、適格な免除がある。また、公序良俗の適用除外もある（第 7 条）。

第 6 条 営業秘密の不正流用の禁止

(a) 何人も、他人の営業秘密を流用してはならない。

(b) 次に掲げる行為は、営業秘密の不正流用に該当する：

(1) 営業秘密をその所有者の同意を得ずに不法な手段で取得すること。この目的のためには、秘密がその所有者から取得されたか、営業秘密を所有する他の者から取得されたかに違いはない；

(2) 営業秘密をその所有者の同意なく使用すること。その使用は、秘密の所有者のために使用者に課された契約上または信託上の義務に反するものであること；

(3) 営業秘密をその所有者の同意なく受領または使用する場合であって、受領者または使用者が、当該秘密が(1)または(2)で禁止される方法で当該者に譲渡されたか、または、秘密が現在の受領者又は使用者に到達する前に、当該禁止された方法で他の者に譲渡されたことを知りながら、または受領もしくは使用の時点で上記が明白であった場合。

(略)

第 7 条 責任の例外

(a) 次のいずれかに該当する者は、営業秘密の不正流用について責任を負わない：

(1) 営業秘密に潜む知識が、その営業秘密の所有者との雇用の過程でその者の所有となり、当該知識がその者の一般的な専門技能の一部となった場合；

(2) 営業秘密の使用が公序良俗の問題として正当化される場合。

(b) ある者が(a)(2)に規定する営業秘密を使用し、その結果利益を得た場合、裁判所は、事案の状況において相当と認めるときは、当該者に対し、その利益の全部または一部を秘密の所有者に返還するよう命ずることができる。

第 8 条 価値ある善意の購入

(a) 善意で誠実に営業秘密を購入し受領した者は、営業秘密の使用について第 6 条(b)(3)に基づく責任を負わない。

ただし、裁判所が当事者間の正義を実現するために営業秘密の不正流用に対して責任を課すべきであるとの見解を示した場合はこの限りでない。

(b) 裁判所が第 8 条(a)に定める責任を課す場合、裁判所は、営業秘密の不正流用について責任を負う者を、秘密の所有者が利用できる救済の全部または一部から免除することができる。

第 9 条 本質的類似性

営業秘密と実際に使用された情報との間に本質的類似性がある限り、営業秘密の使用には、改変された秘密の使用も含まれるものとする。

第 10 条 使用の推定

以下の場合、被告は原告の営業秘密を使用したと推定される。推定される：

- (1) 営業秘密が被告に知られていたか、または被告がそれにアクセスできたこと；
- (2) 被告が使用していた情報が、営業秘密の対象である情報と本質的に類似している。

現地事務所によれば、不当利得返還法も営業秘密に関連する法律である。風評被害は、動産法第 8 条と第 13 条を組み合わせ、財産法第 17 条でも訴えられ得る。

現地事務所によれば、形態模倣、無許可ドメイン名の使用、周知表示の混同を引き起こす行為、周知表示の不正流用、原産地混同を引き起こす国名の使用等の行為はすべて、商業不法行為法（例：パッシング・オフ）、不当利得法、消費者保護法（例：同法第 2 条に基づく不当表示、同法第 3 条に基づく不当な取引妨害）に該当する。ドメインネームは、しばしば商標権侵害の対象となる。これらはまた、評判の窃盗としても訴えられ得る。

現地事務所によれば、不正競争行為や営業秘密の不正取得等に対して、消費者保護法に不実告知を犯罪とする規定がある（第 23 条）。第 2 条(a)で定義された不実告知は、第 23 条で犯罪とされている。消費者保護法第 22 条に基づき、行政命令や罰金を科すことができる。

消費者保護法

第 2 条

(a) 販売業者は、取引締結後を含め、作為または不作為により、書面または口頭で、またはその他の方法で、消費者に取引の本質的事項について誤認させるような行為（以下「欺罔行為」という）を行ってはならない：

- (1) 財産またはサービスの性質、本質、量および種類；
- (2) 物品のサイズ、重量、形状、構成要素；
- (3) 引渡日または役務の提供日；
- (3a) 物品または役務が消費者に引き渡される場所（緊急規則（ユダヤ・サマリア-犯罪判決および法律扶助）、1967-1967（法律により随時拡張および改正される）に定義される地域への引き渡しを含む）；
- (4) 財産又は役務の利用方法、それらから得られる利益及びそれに伴う危険；
- (5) 物件の取り扱い方法；
- (6) 製造者、輸入者、またはサービス提供者の身元；
- (7) 財産またはサービスの名称または商号；
- (8) 資産の生産地；
- (9) 資産の製造日またはその有効期限；
- (10) 資産の生産、販売またはサービスの提供のために与えられた後援、奨励または許可；
- (11) 物件またはサービスが規格、仕様またはモデルに適合していること；
- (12) 物件の修理またはその使用に特別または適切なスペアパーツ、付属品、または材料の存在；
- (13) 与信条件および金利を含む、通常もしくは認められた価格、または過去に要求された価格；
- (14) 物件または役務の性質、その性質、使用結果、および関連するリスクに関して与えられた専門家の意見または試験結果；
- (15) 物件の以前の使用状況、または新築もしくは改築の状況；

- (16) 保守サービスおよびその条件；
- (17) 物件またはサービスの保証条件；
- (18) 取引の対象となる種類の商品の在庫量；
- (19) 業務上の取引でないかどうか。
- (20) 売却される財産の出所が会社の破産、管財、清算によるものかどうか。
- (21) 取引の取消条件。
- (b) デイラーは、欺瞞を欺く資産を販売、輸入または取引目的で保有せず、また、当該資産をサービスの提供に使用しない。
- (b1) 販売業者は、営業区域内又はその敷地内において、消費者の身体に危害が生じた場合であっても、その責任を負わない旨を表示その他の方法で告知しないこと。
- (b2) 販売業者は、消費者に対し、取引の取消しや金銭の返還を受ける権利がないことを何らかの方法で告知する場合には、法令により（取消しが）認められている場合には、当該告知が適用されないことを明確にする方法により、当該告知を行うものとする。
- (c) 本項の規定は、広告にも適用される。

第 22 条

（略）

- (b) 違反者が以下に詳述する本法に基づく規定に違反した場合、コミッショナーは本章の規定に従い、46,080 新シェケル、法人でない場合は 25,610 新シェケルの金銭的制裁を科すことができる：
- (1) 第 2 項(a)または(c)の規定に反して、取引の重要事項において消費者を誤認させる可能性のある行為を行った場合；
- （略）

第 23 条

- (a) 以下の行為を行った取引者は、1977 年刑法第 61 条(a)(2)に記載された通り、1 年の禁固刑または 7 倍の罰金に処せられる。
- (1) 第 2 条(a)、(b)または(c)の規定に反して消費者を誤認させるおそれのある行為；
- （略）

商業不法行為法では、損害賠償請求や差止請求が可能である。商業不法行為法では、営業秘密侵害だけでなく、商業不法行為（上記参照）に関連するすべての物品の廃棄が認められている。

1. 営業秘密の不正流用に該当する行為と例外

第 6 条に営業秘密の不正流用に該当する行為が、第 7 条にその例外が規定されている。

第 6 条

（略）

- (b) 何人も他人の営業秘密を流用してはならず、次に掲げる行為は、営業秘密の不正流用に該当する。
- (1) 営業秘密をその所有者の同意を得ずに不法な手段で取得すること。秘密がその所有者から取得されたか、営業秘密を所有する他の者から取得されたかは問わない。

(2) 営業秘密をその所有者の同意なく使用すること。その使用は、秘密の所有者のために使用者に課された契約上または信託上の義務に反するものであること。

(3) 営業秘密をその所有者の同意なく受領または使用する場合であつて、1) 受領者または使用者が、当該秘密が(1)または(2)で禁止される方法で当該者に譲渡された場合、または、2) 秘密が現在の受領者又は使用者に到達する前に、当該禁止された方法で他の者に譲渡されたことを知っていた、または受領もしくは使用の時点で上記が明白であつた場合。

但し、リバースエンジニアリングによって営業秘密を明らかにすること自体は、上記(1)に基づく違法な手段とはみなされない。

第7条

(a) 次のいずれかに該当する者は、営業秘密の不正流用について責任を負わない：

(1) 営業秘密に潜む知識が、その営業秘密の所有者が保持する過程で当該知識を得て、当該知識がその者の一般的な専門技能の一部となった場合

(2) 営業秘密の使用が公序良俗の問題として正当化される場合

(略)

2. 救済措置

営業秘密の保有者は、営業秘密の流用に対して差止請求をおこなうことができ、営業秘密の所有者に有利な差止命令が下された場合、相手当事者はいつでも、営業秘密が公開されたことを理由として、当該差止命令の見直しを請求することができる（第14条）。裁判所は、原告の請求により、実損害の立証なしに、100,000NIS を超えない額の損害賠償を命ずることができる（第13条）。

裁判所は、訴訟の手続の終了時に、営業秘密の流用の過程で生産された、または営業秘密の流用に使用された商品の破壊を命じることができる（第21条）。

第13条 法定損害賠償

(a) 裁判所は、原告の請求により、実際の損害の証明なしに、あらゆる過ちに対して 100,000NIS 以下の損害賠償を認めることができる。

(2) 本条においては、1つの一連の活動の一部として行われた行為は、1つの過ちとみなされる。

(3) 法務大臣は、クネゼットの憲法・法・司法委員会の承認を得て、命令により、(a)に定める金額を変更することができる。

第14条 差止命令の見直し

営業秘密の所有者に有利な差止命令が認められた場合、相手当事者は、営業秘密が公開されたことを理由に、いつでも当該差止命令の見直しを請求することができる。裁判所が、申請者が公開前の秘密の所有により不当な利益を得たと認める場合、裁判所は、当該利益が存続する限り、差止命令を有効に維持することができる。

第21条 商品の破壊

裁判所は、訴訟の手続終了時に、以下のいずれかを命じることができる：

(1) 不正行為の過程で生産された物品、または不正行為のために使用された物品（本項では「物

品」)の破棄；

- (2) 原告の要請があれば、商品の所有権を原告に移転し、その対価として商品の価値を支払う；
- (3) 商品に関してその他の行為を行うこと。

3. 訴訟手続き中の営業秘密の不開示

裁判所は、訴訟手続中に明らかにされた、訴訟当事者またはその他の者に属する商業上の秘密は、公表されない命令を発することができる。

第 23 条 営業秘密の不開示

- (a) 裁判所は、自らの発意または申請により、訴訟手続の過程で明らかになった、訴訟当事者またはその他の者に属する商業上の秘密が公表されないようにする命令を発することができる。
 - (b) 裁判所は、何人かの申請により、訴訟手続中に、営業秘密を構成する証拠の提出方法に関して命令を発することができる。
 - (c) 民事訴訟手続において、裁判所は、何人かの申請により、営業秘密を構成する証拠の非開示に関する命令を発することができる。
- (略)

第 6 節 知的財産権のエンフォースメントに関する制度

知的財産権のエンフォースメントに関する制度について、国境措置、民事措置、刑事措置に関する制度を記載する。

1. 国境措置

(1) 解放停止措置

- ・ 関税法第 200A 条によれば、著作権法⁵⁴²（第 65 条）、商標法⁵⁴³（第 69A 条）に基づく届出、またはその他の手段により、著作権または商標の侵害が発生したとの申立があった場合、税関は以下の措置を講じる⁵⁴⁴。「その他の手段」には職権行為も含まれる。
- ・ 著作権または商標権の所有者に対し、侵害品の解放が遅延したことを通知し、著作権法第 65 条または商標法第 69A 条に基づく自己保証に加え、供託すべき銀行保証の額を設定する。
- ・ 著作権または商標権の所有者に対し、保証が供託されない限り、遅延の日から 3 営業日に、或いは、裁判所に訴えを提起しないことを選択した場合には遅延の通知の交付の日から 10 営業日に、遅延が取り消されることを通知する。
- ・ 侵害の疑いのある商品の所有者に対し、解放の遅延の事実を書面で通知する。通知があった場合にはその写し及び自己保証の写しを添付する。
- ・ イスラエルの関税法（第 200A 条）によれば、著作権法第 65 条、商標法第 69A 条に基づく届出、

⁵⁴² イスラエル著作権法 法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135>

⁵⁴³ イスラエル商標法 法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf>

⁵⁴⁴ イスラエル関税法 第 200A 条（WIPO ウェブサイト）

ヘブライ語 <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/349183>

英語 <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/347460>

またはその他の方法により、著作権または商標権の侵害が疑われる物品を発見した場合、権利者に対して税関における措置（期間を含む）に関する通知、及び、侵害（解放停止）の認定までの措置が規定されている。また、意匠法第 110 条には、税関に対して意匠権者が申立てできることが規定されている。

・少なくとも商標権、著作権、著作隣接権及び意匠権の侵害品は、国境措置の範囲に含まれる。実演家及び放送事業者の権利に関する法律第 5 条によれば、著作隣接権の侵害は、「この法律に基づく権利を侵害された実演家は、その著作権を侵害された著作権者が法律上受けることができるすべての民事上の救済を受けることができる」とされている。したがって、著作隣接権には著作権法第 65 条が適用される。その他の知的財産権（特許、地理的表示など）は国境措置の対象とはならない。

・国境措置の対象となるのは輸入品のみである。輸出品や通過品は国境措置の対象ではない。ただし、パレスチナ自治区に出荷される商品は国境措置の対象となる。

・対象となる商品の違い（知的財産権の種類の違い）によって、具体的な手続（例：申請から侵害決定までの期間、侵害決定までの措置（解放の停止）、税関における措置に関する権利者への通知等）に違いはない。イスラエル関税条例第 200A 条(a)は、3 種類の知的財産権（商標権、著作権（著作隣接権）、意匠権）をすべて対象としている。共通の手続きは、条例の第 200A 条(a)(1)から(4)、第 200A 条(b)から(f)、第 200B 条に記載されている。

事実上、複数回の輸送について、ある程度の組み合わせによる申立ては可能である。しかし、規則では、権利者は輸送ごとに申請を行う必要がある。イスラエル著作権法第 65 条(c)には、権利者が申請書に記載する必要のある情報として、パッケージ ID、船舶名、到着日、自己保証が挙げられている。イスラエル意匠法 110 条(b)およびイスラエル商標法 69 条 A(c)も同様の要件を有する。

権利者から税関への情報提供（自主的な情報提供、税関からの要請に基づく情報提供）は、税関のウェブサイトで入手可能なテンプレートによって提供される。税関には知的財産保護のための専用手続がある。権利者は、自らの意思で、または税関の要請に応じて、テンプレートに記入することができる。

税関は、裁判所の命令が出るまで、または権利者から訴訟が提起されていない場合には 10 営業日の間、商品を留置することができる（関税法第 200 条 A(b)）。破棄は、裁判所命令又は当事者間の和解に基づき税関が行うことができる。税関はまた、関税法第 188 条、第 204 条及び第 200C 条に基づく迅速手続きに基づき、商品を破棄することもできる。

関税法

第 188 条

(a) 税関職員、警察官またはイスラエル国防軍の将校は、海上であるか陸上であるかを問わず、船舶、輸送船、および没収される物品または没収されると信じるに足る相当の理由がある物品を差し押さえることができる。

(b) 押収された貨物は、税関職員の指示に従い、最寄りの税関倉庫またはその他の安全な場所に輸送される。

第 204 条

これらは国家に没収される物品である：

(1) 密輸品；

(2) 禁止、制限または命令に違反して輸入された商品。ただし、命令によって輸入が禁止または規

制された商品で、差出人が命令を知る前、およびその知らせが船積港に到達するための合理的な時間が経過する前にイスラエルに輸入のために送られたものは、差し押さえられるべきではなく、管理者の裁量で、差し戻されるか、管理者が承認した方法で処理されなければならない；

(3) 貨物の輸入が禁止されている船舶または輸送船によって輸入された貨物；

(4) いずれかの場所に不法滞在している船舶または輸送船から発見された関税品；

(5) 港又は他の場所に到着した後に船舶又は輸送船から発見された物品であって、当該物品が入国申告書又は申告書にリストされておらず、又は記載されておらず、かつ、乗組員又は乗客の貨物ではなく、税関職員が納得するような説明がなされていないもの；

(6) 不法に荷揚げされた貨物；

(7) 限税関当局の監督に服している間に、その権限と命令に従って行われたものでなく、揺さぶられ、変更され、又は触れられた物品；

(8) この条例の規定により、いずれかの方法により廃棄し、又は処理しなければならない物品であって、その処理を行っていないもの；

(9) 輸入申告書、輸出申告書、売上インボイス、申告書、回答書、陳述書、表明書または証明書が交付、作成または提出された商品で、虚偽のもの、または特定の詳細について意図的に誤解を招くもの；

(10) 国家公務船舶の指揮官もしくは監督官、または税関職員から要請された後、海岸に近づき、直ちに出航しない船舶の貨物；

(11) 旅客の貨物ではなく、かつ、引き渡し後に船上で発見された物品で、出国申告書にリストされていないか、又は記載されておらず、かつ、税関職員が納得するような説明がなされていないもの；

(12) 輸出が禁止されている貨物で、これを輸出するために船舶若しくは運送船に積み込まれ、又は埠頭若しくはその他の場所に搬入されたもの、及び輸出が制限又は規制されている貨物で、これを輸出するために制限又は命令に違反して船舶若しくは運送船に積み込まれ、又は埠頭若しくはその他の場所に搬入されたもの；

(13) 関税の支払いを免れる目的で出荷された課税対象品；

(14) 輸入申告書や輸出申告書に明記されていない、または税関職員を誤認させるような方法で梱包された貨物が確認された梱包；

(15) 船舶、輸送船から去り若しくは下船し、又はその他の方法でイスラエルに入国した者の所持品若しくは受託手荷物の中から発見された課税貨物であって、その者が、課税貨物を全く所持していないと述べたとき、又は税関職員の質問に対して、当該商品が全てその者の所持品若しくは手荷物の中にあることを明らかにしなかったとき；

(16) 禁制品または密輸品として販売に供される物品；

(17) 保管された後、容積が 60 トン未満の船舶に積み込まれ、または輸出のために登録された貨物、またはそのような船舶で出荷のために登録された貨物；

本条において「関税品」とは、他の輸入税が課される商品を含む。

第 200 c 条

法律は、イスラエルに輸入された違反物品を、この命令に従って輸出入が禁止されている物品と同じように法的に扱う。

職権による取り締まりについては、知的財産の種類による違いはない。迅速手続（前述）があり、権利者は、荷送人により訴訟が提起された場合、訴訟に参加し、税関に賠償する旨の誓約書を提出する。権利者はまた、侵害意見書を提出しなければならない。この迅速手続では、荷送人が差し押さえに異議を申し立てない場合、税関は3ヶ月経過後に商品を破棄する。

商標法において、商標法第 69A 条により、税関での水際措置として、税関長への申請により、登録商標の侵害品の輸入の差止を申請できる。

第 69A 条 税関長への通知の付与

(a) 権利が侵害され又は侵害される合理的疑いがある登録商標の商標権者は、自己が商標権者であり、かつ、当該商標権者が侵害商品であると主張する商品の放出を停止させ、当該商品を関税法に基づいて輸入が禁止されている商品として扱うことを税関長に請求する旨を税関長に書面で通知することができる。

(b) (a)に基づく通知書は以下の1を含むものとする：

(1) 出願人が商標権を有し、かつ、侵害商品の輸入を通知した独自の商品の例；

(2) 税関長が独自商品と侵害商品とを比較できるカタログ又は他の書類。

(c) 商標権者は、知りうる範囲で以下の情報を税関長に提供する：

(1) 商品の入荷数；

(2) 輸入手段の十分な表記又は侵害商品を輸送する船名；

(3) 侵害複製物の受領予定日。

(d) 商標権者は、商品の留置に関する全経費を賄うため、又は商品の留置が不当であったことが明らかになった場合に商品の留置の結果生じる損害を補償するために、かつ、関税法の適用上規定の手数料を納付するために税関長が定める一次証拠及び個人保証を税関長に提供しなければならない。

(e) 本条の規定は、関税法第 129 条に規定の個人使用のために輸入された侵害商品には適用されない。

上記とは別に、税関による国境措置として意匠法第 110 条が規定され、意匠権者は登録意匠の権利に基づき、税関長官に対して、意匠権を侵害している商品の発売を延期し、輸入が禁止されている商品として取り扱うことを要求することができる。

第 110 条 税関による延期

(a) 自身の権利が侵害されている又は侵害されているという懸念についての合理的な原因が存在していると確信している登録意匠の所有者は、自身が登録意匠における権利の所有者である旨の書面による通知(以降、本条では、「通知」と呼称する)を税関長官へ送付し、当該意匠所有者の主張に従って意匠権を侵害している商品の発売を延期し、関税規則により輸入が禁止されている商品として取り扱うよう要求することができる。

(b) 通知は、以下のすべてを含むものとする。

(1) 登録簿における意匠の記録の謄本及び税関長官が登録意匠と侵害商品を比較することを可能にする登録意匠の鮮明な視覚的説明であって、税関長官が当該比較をすることを可能にする写真、カタログ又はその他の書類を含むもの

(2) 侵害商品を輸入する輸入業者の名称又はそれらの商品が輸入される際に収容されるコンテナの番号の十分な表示

- (3) 侵害商品を輸入する船舶又は輸入手段の名称、当該商品がイスラエル国に到着する日時及び受け取られるパッケージの数を含む、登録意匠の所有者に知られている場合の補足的な詳細
- (c) 登録意匠の所有者は、税関長官に対して、最初の証拠及び税関長官によって定められた金額の独立した自己保証を、延期が正当化されないことが明白になった場合に延期に関する費用をカバーし、当該延期によって生じた損害を補償するために、また、この点に関して税関条令に基づいて定められた手数料を納付するために提供するものとする。本項の適用上、
- (a)及び(b)に列記する詳細の提供は、最初の証拠の提供とみなされることになる。
- (d) 本条の規定は、個人使用のために輸入される侵害商品には適用されない。
- (e) 本条において、「税関長官」とは、税関条令において定義された長官を意味する。

2. 民事措置

(1) 侵害の防止

特許法⁵⁴⁵（第 183 条）、意匠法⁵⁴⁶（第 74 条）、商標権法⁵⁴⁷（第 59 条）、著作権法⁵⁴⁸（第 53 条）には、侵害訴訟手続きにおいて、当事者に権利侵害の差止を命じることができる規定がある。

(2) 損害賠償額の算定

特許法（第 183 条）、商標法（第 59 条）には、権利侵害の場合に権利者が被った損害を侵害者が補償する規定がある。意匠法、著作権法、商業不法行為法では、それぞれの侵害行為が民事上の不法行為であり、不法行為条例が適用されることが記載されているが（意匠法第 73 条、著作権法第 52 条、商業不法行為法⁵⁴⁹第 11 条）、それぞれ損害額の立証を行わない場合の損害賠償額を決定する規定がある（意匠法第 75 条、著作権法第 56 条、商業不法行為法第 13 条）。

(3) 侵害物品等の廃棄・排除

意匠法（第 77 条）、商標法（第 59A 条）、著作権法（第 60 条）、商業不法行為法（第 21 条）において、意匠権、商標権、著作権の侵害品及び営業秘密の流用によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊、又は権利者への所有権の移転ができることが規定されている。特許法には、商品の破壊や撤去を認める正式な条文はない。しかし、イスラエルの裁判所が持つ命令発行の広範な権限に基づき、物品の破壊または撤去を命じている（例えば、裁判所法第 75 条）。最近の特許法改正案では、特に物品の廃棄または撤去に関連する条文を追加することが議論されている。

裁判所法
第 75 条

⁵⁴⁵ イスラエル特許法 法律第 5727 - 1967 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁵⁴⁶ イスラエル意匠法 法律第 5777 - 2017 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf>

⁵⁴⁷ イスラエル商標法 法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf>

⁵⁴⁸ イスラエル著作権法 法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135>

⁵⁴⁹ イスラエル商業不法行為法、法律第 5759-1999 号（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375>

民事事件を審理するいかなる裁判所も、宣言判決、命令、不作為命令、現物執行命令、およびその他の救済措置を、目前の状況下で適切であると判断した場合に発令する権限を有する。

暫定措置（TRIPS 協定第 50 条、韓イスラエル FTA 第 14.43 条参照）や証拠の差押え（韓イスラエル FTA 第 14.37 条参照）に関する規定は存在する。暫定的な差止命令（民事訴訟規則第 95 条）の申立てを行うことができ、一方的な暫定命令（民事訴訟規則第 97 条）も可能である。搜索差し押さえのためのアントン・ピラー命令（民事訴訟規則第 111 条及び第 113～115 条）も可能である。

民事訴訟法

第 95 条

(a) 一時的救済の要請は書面で提出され、本章に従うものとする。

(b) 訴訟の一環として一時的救済の請求が提出された場合、裁判所は、訴因の存在、本章に記載された救済を認めるための条件の充足、および目的を達成するための一時的救済の必要性についての明白な十分な証拠に基づいて、納得すれば、請求された救済を認めることができる。

(c) (b)の規定にかかわらず、裁判所は、事件の状況において正当であると確信する場合には、請求書の提出前であっても、一時的または一過性の救済を認めることができる。但し、命令を発した日から 7 日以内または裁判所が指示するその他の時期に請求書を提出することを条件とする。

(d) 一時的救済を認めるかどうかを決定する際、また救済の種類、範囲、条件を決定する際、裁判所は特に以下の点を考慮する：

(1) 仮救済が認められた場合に被申立人に生じ得る損害と比較して、仮救済が認められない場合に申請人に生じ得る損害、及び他人又は公益に生じる可能性のある損害；

(2) 被申立人への損害がより少なく、一時的救済が意図された目的を達成する他の救済がない場合；

(3) 事案の内容、請求書の提出および一時的救済の請求に関する訴訟当事者の誠実さ、ならびに申請人が請求書の提出または一時的救済の請求書の提出において事案の状況に照らして過度に遅延しなかったかどうか。

第 97 条

(a) 第 8 章に従って裁判所に与えられた権限を損なうことなく、一時的救済の請求は、訴訟当事者の立会いの下で審理されるが、裁判所は、十分な証拠に基づき訴訟当事者の立会いの下で審理を行ったり被請求人の注意を喚起する結果生じる遅延が、一時的救済の目的を妨げる、又は、申立人に重大な損害を与えるという合理的な恐れがあると確信する場合には、特別の理由により、一方の当事者の立会いの下で、一時的暫定的救済を認めることができる。

(b) 一次的暫定的救済措置は、その内容に記載されている通り、あるいは別の決定がなされるまで、有効となる。

(c) (a)の規定にかかわらず、一時差押命令および証拠差押命令の申請は、訴訟当事者の状況について審理を行うことが命令の目的を妨げないと裁判所が判断する場合を除き、一当事者単位で審理される。

(d) 裁判所が一方の当事者として一時的暫定的救済を認めた場合、裁判所が特別な理由で後の日付を命じた場合を除き、命令、申立書、添付書類の写し、および保証書の写しは、遅滞なく、命令を発した日から 3 日以内に、被申立人に直接交付される。訴訟当事者立会いの審問が予定されている場合、審問の期日の通知は、被申立人に、および名義人がいる場合には名義人にも、一時的暫

定的救済命令の送達と同時に行われる。

(e) 裁判所は、仮の先取特権命令又は証拠差押命令を除き、一時的暫定的救済を認める決定の枠内において、できる限り速やかに、かつ、一時的暫定的救済を認めた日から 14 日以内に、訴訟当事者の状況に関する審理の期日を命ずる。その日数には、休日が含まれる。裁判所は、特別の理由があると認めるときは、審理の期日の延期を命ずることができる。

(f) 仮の先取特権命令または証拠の差押命令が、当事者の一方の立会いのもとでなされた場合、被申立人および名義人がいる場合にはその名義人は、その命令が発せられた日から 30 日以内に、その命令の取消しを請求することができる；命令の取消請求が提出された場合、裁判所は、可能な限り速やかに、遅くとも取消請求提出の日から 14 日以内に、訴訟当事者の状況について審理を行う。その日数には、休日が含まれる。裁判所は、特別の理由があると認めるときは、審理の期日の延期を命ずることができる。

(g) 裁判所は、一時的救済の請求またはその取消しに関する審理を遅滞なく行う。裁判所は、審理をできる限り 1 回の審理日に行い、証拠提出の終了後直ちに当事者の主張の要旨を口頭で聴取する。

(h) 一時的救済の請求を審理する裁判所は、当該請求に関する審理の終了時、遅くとも審理の終了後 14 日以内に決定を下す。当該期日に決定が下されなかった場合には、裁判所長に書面で理由を付して通知する。

第 111 条

(a) 裁判所は、被申立人が占有し、又は保有者が占有する一定の資産について、その価値若しくはそれらを実施する能力に著しい損害が生ずる現実の恐れがあること、又は被申立人若しくはその代理人がその資産を消滅させ、若しくは滅失させようとしていること、又はその資産が請求の対象である作為若しくは不作為を行う際に生じたものであり、若しくはその作為若しくは不作為を行うために使用されたものであり、かつ、その命令が発せられないことにより判決の執行に実質的な支障が生ずると確信する場合には、一時的な管財人（以下「管財人」を指定することができる。

（略）

第 113 条

(a) 裁判所は、管財人に対し、特に以下の行為の全部または一部を行う権限を与えることができる：

- (1) 資産の所在を搜索して突き止めること；
- (2) 資産の所在を突き止め、押収するために敷地内に立ち入ること；
- (3) 電子媒体に保存された文書または情報である資産に関して、それらを撮影または複写すること；
- (4) 資産を差し押さえ、保有し、維持し、管理し、修復すること；
- (5) 資産の所有者またはその保有者に与えられた権限、権能または権利（資産に関する法的手続の実施、資産に関連する文書への署名を含む）を、資産に関して行使すること。

(b) 裁判所は、命令により、(a)に従って発せられた命令で指定された行為を実行するために、徴収官がその所有する施設に立ち入ることを許可するように命じ、また、徴収官が命令を実行することを妨害し、または遅延させる可能性のあるいかなる行為も控えるように命じることができる。

第 114 条

徴収官は、施設に立ち入る前に、施設の責任者、命令が発せられた者又はその者に代わって責任を負う他の成年者と推定される者に、施設に立ち入る命令及び付表第 1 の様式 8 の文言に従って作成された命令の意味を説明する通知書を交付するものとし、また、可能であれば、弁護士との電話協議を受ける権利及び 20 日以内に手続に参加する旨の通知書を提出する権利についても通知するものとする；敷地責任者の要請があれば、徴収官は、命令の意味と、その執行を拒否することは法廷侮辱に当たり、法的手続において証拠として使用される可能性があることを、明確な言葉で説明する。

第 115 条

(a) 本章に従った敷地内への立入り、搜索、複写、謄写または資産の差押えは、敷地責任者が証人の立会いに関心がないことを書面で確認した場合または特別の理由により裁判所が別段の命令をした場合を除き、管財人が、敷地責任者の立会いのもと、2 名の証人の立会いのもとで行う；本規定における証人は、相手方訴訟当事者が同意しない限り、訴訟当事者のいずれかと個人的または職業的關係を有する証人にはならない。

(b) 受取人が、正当かつ合理的な注意を払ったにもかかわらず、施設の責任者の所在を突き止めず、または責任者との連絡ができなかった場合、または責任者が命令を遂行する目的で取立人に協力することを拒否した場合、裁判所は、取立人がその職務を遂行できるような指示を与えることができる。

3. 刑事措置

(1) 罰則・犯罪に該当する行為

商標法⁵⁵⁰（第 60 条）、意匠法⁵⁵¹（第 92 条）及び著作権法⁵⁵²（第 61 条）により、商業・取引目的の商標偽造、意匠権侵害及び著作権侵害の場合に適用される刑罰が規定されている。

前述のように、商品等表示条例や消費者保護法でも刑事処分が可能である。さらに、「実演家及び放送事業者の権利に関する法律」の第 6 条は、著作隣接権の侵害を刑事罰の対象としている。

商標法第 60 条、意匠法第 92 条、著作権法第 61 条は、告訴を必要としない職権による措置を認めている。刑事訴訟として、国は告訴を必要とせずに行動を起こすことができる。

知的財産権侵害を教唆・幫助する行為も、原則的には刑事罰の対象となる。刑法の幫助罪（刑法 31 条、32 条）が適用される。

商標法

第 60 条

⁵⁵⁰ イスラエル商標法 法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf>

⁵⁵¹ イスラエル意匠法 法律第 5777 - 2017 号（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf>

⁵⁵² イスラエル著作権法 法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135>

- (a) 以下の行為を犯した者は、懲役 3 年又は刑法第 61 条(a)(4), 5737 - 1977（以下「刑法」という）に規定の罰金の 7 倍の罰金を科せられるものとする。
- (1) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に商標が登録されている商品又は係る商品の包装の登録商標若しくはその模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある登録商標若しくはその模造を出願する者；
- (2) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に登録されている商標又はその商標の模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある標章を付した商品若しくは係る商品の包装を輸入する者；ただし、本項の規定は標章が作成された国の商標権者である者の許可を受けた標章を付した商品については適用されない；
- (3) (1)及び(2)の規定に反して、商標を付した商品の販売、賃貸、配布又は若しくはイスラエルへの輸入に携わり、又は商業規模で係る商品を販売、賃貸若しくは配布する者；
- (4) 商品を取引する目的で、(1)及び(2)の規定に反して、商標を付した商品を所持又はイスラエルに輸入する者。
- (b) (a)に基づく犯罪が法人によってなされた場合は、当該法人は当該犯罪に科せられる罰金の二倍の罰金を科せられる。
- (c) 標章を登録簿に登録する出願に関連して登録官に虚偽の情報を伝達した者は懲役 1 年に処される。
- (d)
- (1) 法人の上級役員は監督責任を負い、法人又は従業員による本条に記載の犯罪(以下「犯罪」という)を防止するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。当該役員が上記の責務に違反した場合は、刑法第 61 条(a)(4)に記載の罰金を科せられる。
- (2) 法人又はその従業員により犯罪がなされた場合は、上級役員が前記義務を果たすために必要な措置を講じたことが立証されない限り、(1)に基づく義務違反を犯したと推定される。
- (3) 本項では「上級役員」は法人の現役経営者、共同経営者（有限責任社員を除く）及び犯罪がなされた問題の分野について法人に代わり責任を負う役員を意味する。

意匠法

第 92 条

- (a) 第 66 条の規定に反して、下記に明記した方法の 1 において、かつ、登録意匠の所有者の許可なしで事業を通じて登録意匠を商業的に実施する者は、刑法, 5737-1977（以降、本章では、「刑法」と呼称する）の第 61 条(a)(4)に定められた罰金を科せられるものとする。
- (1) 登録意匠と同一の意匠製品の製造
- (2) 登録意匠と同一の意匠製品の輸入
- (b) 本条に基づく違反が企業によって犯された場合、当該企業は、当該違反について定められた罰金の倍額を科せられるものとする。

著作権法

第 61 条

- (a) 何人も、取引を目的として著作物の侵害コピーを作成してはならない。
- (b) 何人も、著作物の侵害コピーを、その取引を目的としてイスラエルに輸入してはならない。
- (c) 何人も、著作物の侵害コピーの販売、貸与または頒布に関与してはならない。

- (d) 何人も、著作物の侵害コピーを商業的規模で販売し、貸与し、または頒布してはならない。
- (e) 何人も、著作物の侵害コピーを、それを取引する目的で所持してはならない。
- (f) 何人も、第(a)項に反して、複製物を作成するために設計された物を作成し、または所持してはならない。

刑法

第 31 条

犯罪の実行前または実行中に、実行を可能にし、実行を容易にし、または実行を確保する行為をした者、実行犯の逮捕、犯罪の発見またはその否認を防止する行為をした者、または犯罪の実行のための条件作りに何らかの形で貢献した者は、幫助したことになる。

第 32 条

犯罪の実行を幫助した場合、その主な実行により、刑罰は法律に規定された刑罰の半分となる。但し、以下が規定されている。

- (1) 死刑または終身刑 - 懲役 20 年；
- (2) 無期懲役 - 懲役 10 年；
- (3) 最低刑-その刑は最低刑の半分を下回ってはならない；
- (4) 強制的な罰則 - 最高刑となり、その半分以上を最低刑とする。

(2) 制裁

商標法（第 60 条）、意匠法（第 92 条）及び著作権法（第 62 条）に、懲役刑と罰金に関する規定がある。

商標法（第 62 条）には、同法第 60 条に基づいて起訴された者が引致された裁判所は、商品の梱包、包装若しくは広告又はブロック、ダイス及び他の装置並びに侵害商標の印刷材料若しくは他の材料の没収又は廃棄を命じることができることが規定されている。また、意匠法（第 77 条）には、権利侵害された意匠製品に関する救済として、原告が請求する場合には、裁判所は侵害製品の破壊を含む行為の実施を命令できることが規定されている。

裁判所は、他の種類の知的財産の制裁に関しても、広範な権限を有している。著作権法第 60 条および第 65 条により、裁判所は商品の破棄を命じることができ、著作権者は税関長に対して、著作物の侵害コピーであるとされる商品の解放を停止するよう要請する書面による通知を提出し、イスラエル関税条例により輸入が禁止されている商品として取り扱うことができる。著作隣接権も、これらの著作権規定に該当する。

現地事務所によれば、商品標法（Merchandise Marks Ordinance）の第 3 条(2)において、商標の不正使用（例えば、未登録周知商標の不正使用による混同惹起行為等）に対して刑事罰が課されることが規定されているが、非常に古い法律であり、最近は使われていない。より現代的な法律では、消費者保護法に不実告知を犯罪とする規定がある（（消費者保護法第 23 条））。

4. デジタル環境

（デジタル環境における知的財産権の侵害）

知的財産に関する通常の方法は、インターネット上でも適用される。

権利者は、著作権を侵害するコンテンツがイスラエルでホストされている場合、インターネットからの削除を求める裁判手続きを開始することができる（著作権法第 53 条、53a 条）。また、イスラエルの裁判所は、イスラエルのインターネット接続プロバイダー（IAP）に対し、著作権を侵害するウェブサイトへのアクセスを遮断・制限するよう命じることができる（著作権法第 53a 条）。著作権法では、このような命令を出す際に裁判所が考慮すべき手続きや要素について定めており、これには命令の必要性、申し立てられた侵害の重大性、インターネットユーザーのプライバシー、命令が他のオンラインソースに影響を与えるかどうかなどが含まれる（著作権法第 53a 条）。

（プロバイダ関連規定）

John Doe 召喚状により、著作権者は匿名の侵害者の身元開示を強制する地方裁判所命令を求めることができる（著作権法第 60b 条）。

サービスプロバイダに関しては、著作権法第 26 条は、インターネットサービスプロバイダのような仲介者が、2 つのエンドポイント間で作品をデジタル伝送する過程において、一時的かつ偶発的な複製を行う場合の例外を規定している。第 26 条は、「（偶発的な複製を含む）一過性の複製は、それが、仲介事業者による通信ネットワークを介した二者間における著作物の送信を可能にすること、または著作物のその他の合法的な利用を可能にすることのみを目的とする技術的プロセスの不可欠な部分である場合において、当該複製自体が重要な経済的価値を有しないことを条件として、許される」と規定している。

イスラエルの著作権法には、（米国の DMCA のような）ユーザー生成コンテンツに対するインターネットサービスプロバイダの責任を扱う「セーフハーバー」条項は含まれていない。しかし、イスラエルの判例法では、ユーザーによってアップロードされた著作権侵害コンテンツに対して、そのようなコンテンツが著作権を侵害していると特定する通知を受け取ったときに、そのようなコンテンツを削除する場合は、ISP は責任を負わないことが立証されている。

著作権法

第 26 条

著作物の一時的な複製（付随的な複製を含む）は、その複製が、2 者間、通信ネットワーク経由、仲介団体による著作物の伝達を可能にすること、または著作物のその他の合法的な利用を可能にすることのみを目的とする技術的プロセスの不可欠な部分である場合、当該複製自体が重要な経済的価値を持たないことを条件として、許可される。

第 53 条

著作権侵害の訴えにおいては、裁判所がそうしないことを正当化する理由があると認めない限り、請求者は差止命令による救済を受ける権利を有する。

第 53a 条

(a) 本条において、以下の定義を用いる。

「コンテンツソース」：ウェブサイトを含む電子通信ネットワーク上で動作するコンピュータソフトウェアに基づく手段であり、コンテンツまたはコンテンツのソースが保存されているサーバーの所在地がイスラエルであるかイスラエル国外であるかを問わない；

「裁判所」：地方裁判所；

「アクセスプロバイダ」：人に電子通信ネットワークへのアクセスを与えることを本質とするサ

ービスを提供する者をいい、1982 年電気通信（ベゼクおよび放送）法第 4 条 T (a) に定義されるインターネットアクセスプロバイダを含む；

「ストレージサービスプロバイダ」：電子通信ネットワークにアップロードするために提供されたコンテンツのストレージサービスを提供する者；

「独自ライセンス」：第 37 条(d)に定義されている。

(b) 裁判所は、著作権者または固有ライセンス保有者（本項において、申請者）の要請により、当該コンテンツ・ソースに含まれるコンテンツの大部分に以下のいずれかが該当すると確信する場合、アクセス・プロバイダに対し、コンテンツ・ソースへのアクセスの全部または一部を制限することを命ずる命令（本項において、アクセス制限命令）を発することができる：

(1) 第 11 条(2)、(4)または(5)に記載されているように、コンテンツの出所を通じて送信したり、公衆に利用可能にしたりすることは、第 47 条による著作権侵害にあたる；

(2) そこでの行為は、第 48 条または第 48a 条による著作権侵害を構成する。

(c) アクセス制限命令においては、裁判所は、アクセス・プロバイダに対し、裁判所が命じるところに従い、コンテンツのソースへのアクセスを制限するための合理的な措置を、その全部または一部について、かつ、すべて、著作権者または固有ライセンスの所有者を害することを可能な限り防止するために、必要とされるものを超えない条件および範囲においてとるよう命じる：前述の命令は、特に以下のすべてを含む：

(1) アクセスが制限されるコンテンツの出所の詳細；

(2) コンテンツのソースへのアクセスを制限する範囲に関する指示；

(3) コンテンツのソースへのアクセスが制限される期間。

(d) 裁判所は、アクセス制限命令を発令する際、その条件を決定する際も含め、特に、請求に対する異議が提出されていない場合であっても、以下のすべてを考慮する：

(1) 命令または命令を発しないという裁判所の決定によるアクセス制限の結果、公衆に与える影響；

(2) 違反とされる行為の重大性；

(3) 著作権の侵害を可能な限り防止するための命令の必要性；

(4) 侵害者または被侵害者の身元が判明している場合、または合理的な努力をもってその所在を突き止めることができる場合には、その者に連絡することを含め、著作権者または固有のライセンス保有者が利用可能な他の救済手段の有効性；

(5) 他のコンテンツ・ソースへのアクセスに予想される損害の程度；

(6) インターネット利用者のプライバシーに対する予想される危害の程度。

(e) 盗聴法（1979-539）による盗聴のため、その執行方法にあるアクセス制限命令は発せられない。

(f)

(1) 申請人は、アクセス制限命令の申請手続（本条においては、命令の請求）に、被申請人として、コンテンツのソースの所有者、コンテンツまたはその一部のソースの運営者、および上記のいずれにも該当しないが申請人の見解において侵害者であるとされる者は、その者を添付しなければならない；

(2) コンテンツのソースが保存されているサーバーがイスラエルにある場合、またはイスラエルにある人の管理下にある場合、またはイスラエルに登録された法人の管理下にある場合には、保存サービスプロバイダーも命令請求手続に付される；

- (3) 何人も、裁判所に対し、命令申請手続の当事者となることを求めることができる。
- (g) 命令の請求が提出された場合、アクセス・プロバイダは、その旨の通知を提示し、その通知は、そのウェブサイトの見やすい場所に表示される。通知には、手続番号、当事者の氏名及びその請求を審理する裁判所を含む申請手続の詳細が記載される。通知には、アクセス制限が著作権侵害のために請求されたこと、及び何人も当事者として手続に参加するよう裁判所に求めることができることが記載される。
- (h) 裁判所は、コンテンツのソースまたはその一部へのアクセスを制限する命令を発行する理由があると認められ、コンテンツまたはコンテンツのソースが保存されているサーバーがイスラエルにあるか、イスラエルにある人の管理下にあるか、イスラエルに登録されている法人の管理下にある場合は、アクセス制限命令を命じず、コンテンツまたは場合によってはコンテンツのソースが決定される条件の下で、サーバーから削除されることを命じる。ただし、サーバーからコンテンツまたはコンテンツのソースを削除することが状況的に不可能であるか、またはそのような削除を回避するための他の特別な理由があると判断した場合は、その限りでない。
- (i) 一時的なアクセス制限命令を含め、アクセス制限命令が出された場合には、
- (1) アクセス・プロバイダは、技術的な理由で不可能な場合を除き、コンテンツのソースへのアクセスが制限されている旨の通知を表示し、アクセスしようとする者にこれを表示する；
- (2) 何人も、裁判所に対し、命令の取消し又はその条件の変更の請求をすることができ、裁判所は、その請求に従い、又は裁判所が指示するその他の条件により、命令を取り消し、又は変更することができる。ただし、命令申立ての手続の当事者であった者は、命令が発せられた後に新たに判明した事実又は変更された事情に基づいてのみ、命令の取消し又はその条件の変更の請求をすることができる。
- (j) 本項の規定は、当該権利の侵害により、著作権者または固有のライセンスの所有者に対し、いずれかの法律に従い、第(f)項(1)に記載の者から受ける権利を有する他の救済を与える裁判所の権限を損なうものではない。

第7節 知財制度の運用・執行状況

1. 出願件数及び登録件数⁵⁵³

(1) 特許出願件数・登録件数

Year	新規出願			登録
	内国	外国	総数	総数
2018	936	6,427	7,363	4,419
2019	625	7,113	7,738	4,213
2020	822	7,301	8,123	4,667
2021	693	8,923	9,616	5,488
2022	680	9,395	10,075	5,358

⁵⁵³ イスラエル特許庁アニュアルレポート 2022（イスラエル特許庁ウェブサイト）
https://www.gov.il/BlobFolder/reports/new-annual-reports/en/annual-reports_eng_main-annual-report-2022-eng.pdf

(2) 意匠登録出願件数・登録件数

Year	新規出願			登録
	内国	外国	総数	総数
2018	977	702	1,679	1,019
2019	820	663	1,438	1,021
2020	728	764	1,492	1,361
2021	595	1,296	1,891	1,388
2022	596	1,131	1,727	1,380

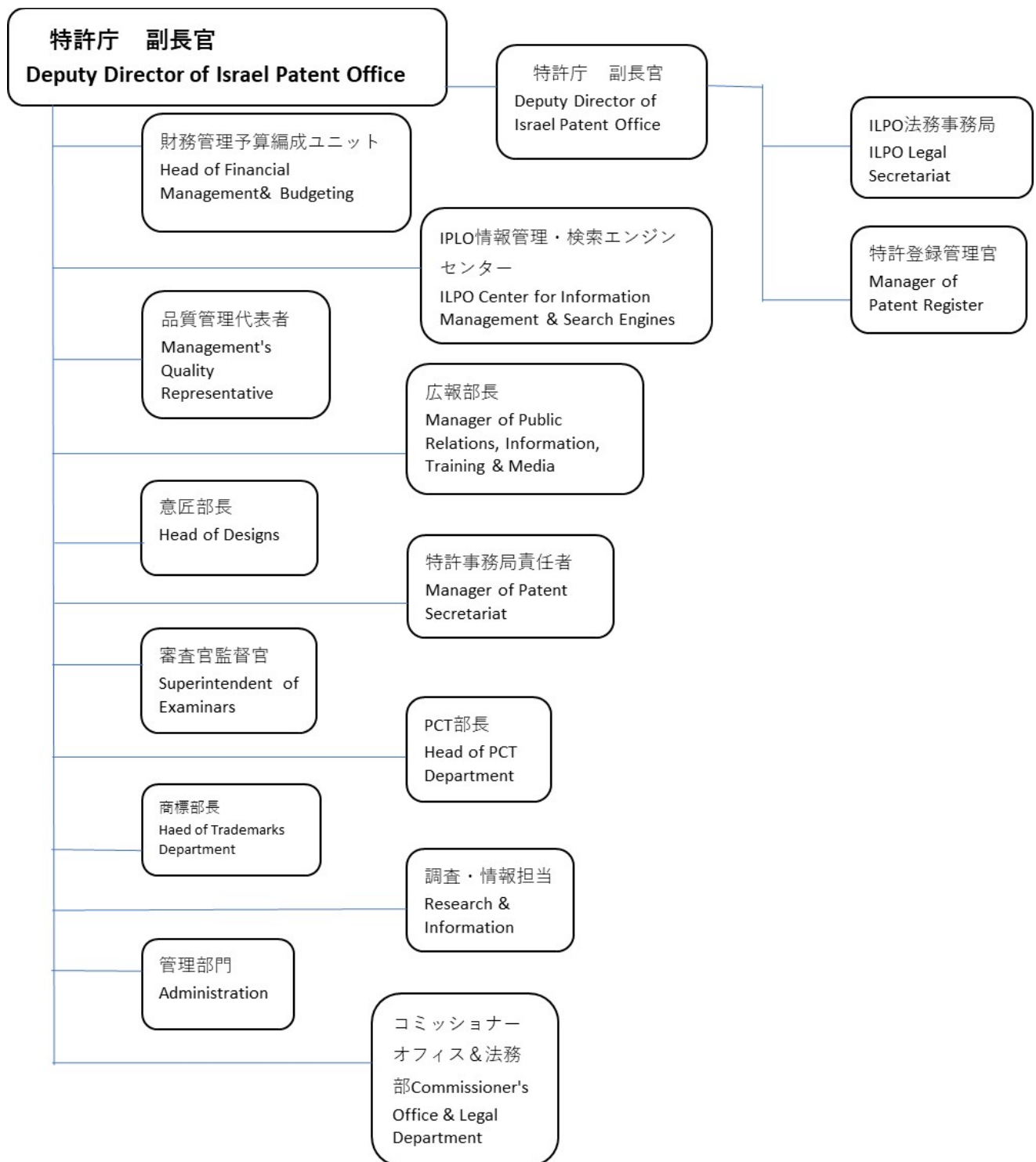
(3) 商標登録出願・登録件数

Year	新規出願			登録		
	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2018	4,887	5,799	10,686	5,927	7,694	13,621
2019	4,836	6,574	11,410	5,901	6,097	11,998
2020	5,317	6,010	11,327	4,260	6,348	10,608
2021	5,473	6,860	12,333	4,665	5,334	9,999
2022	5,146	7,100	12,246	4,606	5,917	10,523

2. 管轄官庁及び人的体制⁵⁵⁴

特許、意匠、商標について、イスラエル特許庁が管轄する。職員数は、2022 年現在 182 名で、管理職を除いて、特許部門 100 名、意匠部門 6 名、商標部門 21 名、この他 PCT 部門 9 名を含む。

⁵⁵⁴ イスラエル特許庁アニュアルレポート 2022 (イスラエル特許庁ウェブサイト)
https://www.gov.il/BlobFolder/reports/new-annual-reports/en/annual-reports_eng_main-annual-report-2022-eng.pdf



第2章 イスラエルが締結済みの EPA/FTA の知的財産章の規定

第1節 イスラエルが締結済みの EPA/FTA

イスラエルが締結している EPA/FTA を以下に示す。このうち知財条項（章）を含む EPA/FTA について、以下にその概要を紹介する。

名称	形態	発効年月	知的財産条項の有無
開発途上国間の貿易交渉に関する議定書 (PTN) ⁵⁵⁵	EPA	1973 年 2 月	無
米国・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁵⁶	FTA	1985 年 8 月	第 14 条
EFTA・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁵⁷	FTA	1993 年 1 月	第 15 条
イスラエル・パレスチナ経済協定	FTA	1994 年 4 月	無
カナダ・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁵⁸	FTA	1997 年 1 月	無
トルコ・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁵⁹	FTA	1997 年 5 月	無
EU・イスラエル連合協定 ⁵⁶⁰	FTA	2000 年 6 月	無
メキシコ・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁶¹	FTA	2000 年 7 月	無
メルコスール・イスラエル自由貿易協定	FTA	2009 年 12 月	無
イスラエル・パナマ自由貿易協定 ⁵⁶²	FTA	2019 年 10 月	無
コロンビア・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁶³	FTA	2020 年 8 月	無
英国・イスラエル貿易・パートナーシップ協定 ⁵⁶⁴	FTA	2021 年 1 月	無
イスラエル・ウクライナ自由貿易協定 ⁵⁶⁵	FTA	2021 年 1 月	無

⁵⁵⁵ Protocol Relating to Trade Negotiations Among Developing Countries (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/234338>

⁵⁵⁶ Agreement on the Establishment of a Free Trade Area between the Government of Israel and the Government of the United States of America (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/israel/Israel%20FTA.pdf>

⁵⁵⁷ AGREEMENT BETWEEN THE EFTA STATES AND ISRAEL (EFTA ウェブサイト)
<https://www.efta.int/free-trade/free-trade-agreements/israel>
<https://www.efta.int/media/documents/legal-texts/free-trade-relations/israel/EFTA-Israel%20Free%20Trade%20Agreement.pdf>

⁵⁵⁸ Canada-Israel Free Trade Agreement (Government of Canada ウェブサイト)
https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/israel/fta-ale/text-texte/toc-tdm.aspx?lang=eng&_ga=2.146008180.1707730134.1607933256-2131683796.160508334

⁵⁵⁹ TURKEY-ISRAEL FREE TRADE AGREEMENT (Republic of Türkiye Ministry of Trade ウェブサイト)
<https://trade.gov.tr/free-trade-agreements/israel>
<https://trade.gov.tr/data/5b9111bc13b8770becf1e745/426f0d88a6abd3d657519ad455099e95.pdf>

⁵⁶⁰ EURO-MEDITERRANEAN AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the State of Israel, of the other part (Europe Union ウェブサイト)
https://eeas.europa.eu/archives/delegations/israel/documents/eu_israel/asso_agree_en.pdf
<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/euro-mediterranean-association-agreements.html>

⁵⁶¹ Mexico-Israel Free Trade Agreement (SICE ウェブサイト)
http://www.sice.oas.org/Trade/meis_s/Text/Completo.pdf
http://www.sice.oas.org/Trade/meis_s/index.asp

⁵⁶² Panama-Israel Free Trade Agreement (SICE ウェブサイト)
http://www.sice.oas.org/TPD/PAN_ISR/PAN_ISR_e.asp

⁵⁶³ Text of the trade agreement with Israel-English (Colombia POTENCIA DELA VIDA ウェブサイト)
<https://www.tlc.gov.co/acuerdos/vigente/israel/texto-del-acuerdo-comercial-con-israel-ingles>

⁵⁶⁴ UK/Israel: Trade and Partnership Agreement [CS Israel No.1/2019] (UK Government ウェブサイト)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/781440/CS_Israel_1.2019_Trade.pdf

⁵⁶⁵ FREE TRADE AGREEMENT BETWEEN THE CABINET OF MINISTERS OF UKRAINE AND THE GOVERNMENT OF THE STATE OF ISRAEL
https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/376_001-19#Text

韓国・イスラエル自由貿易協定 ⁵⁶⁶	FTA	2021 年 5 月	第 14 章 (54 条)
イスラエル・UAE 自由貿易協定 ⁵⁶⁷	FTA	2023 年 4 月	第 11 章

なお、イスラエルは、1993 年 9 月、パレスチナ解放機構（PLO）と、相互承認を行い暫定自治原則宣言（オスロ合意）に署名し、その後、この暫定合意に従い、ヨルダン川西岸・ガザではパレスチナ暫定自治政府による自治が実施されているところ、パレスチナは EU、英国、EFTA、トルコ、メルコスールなどと自由貿易協定等を締結している。

第 2 節 米国・イスラエル自由貿易協定

全 22 条からなる。第 14 条に、知財条項が存在する。以下引用のとおり、相互にあらゆる産業財産権に関して内国民待遇および最恵国待遇を与えるとしている。

第 14 条

[知的財産について]

締約国は、知的財産に関連する二国間及び多国間協定に基づく義務を再確認する。
工業所有権を含む財産権は、締約国間で有効である。したがって、国民及び各締約国の企業に対し、発明特許権の取得、維持、行使、著作権の行使、および商標、サービスマーク、商号、貿易に関する権利の行使、ラベル、およびあらゆる種類の工業所有権に関して、引き続き内国民待遇及び最恵国待遇を与えるものとする。

第 3 節 EFTA・イスラエル自由貿易協定

加盟国：スイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン（EFTA 加盟国）

全 37 条

第 15 条が知財条項である。以下引用のとおり、相互にあらゆる産業財産権に関して内国民待遇および最恵国待遇を与えるとしている。

第 15 条 知的財産の保護

1. 締約国は、附属書 V の第 1 条に規定する知的財産権の適切、効果的かつ非差別的な保護を認め、確保する。

締約国は、知的財産権の侵害に対して、特に、偽造及び海賊行為に対して、当該知的財産権を行使するための適切、実効的かつ非差別的な措置を採択し、講じる。

締約国の特定の義務は、附属書 V に掲げる。

2. 締約国は、附属書 V の第 2 条に規定する多国間条約の実体的規定を遵守し、かつ、知的財産権の保護の分野における協力を促進する多国間協定と同様に、これらを遵守するよう最善の努力を払うことに同意する。

3. 知的財産の分野において、締約国は、互いの国民に対し、他の国の国民に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。知的財産の分野における次のものから生ずる利益、便益、特

⁵⁶⁶ Israel - Republic of Korea Free Trade Agreement（韓国 FTA ウェブサイト）
https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/il/1/kor/14.%20%EC%A0%9C14%EC%9E%A5%20%EC%A7%80%EC%8B%9D%EC%9E%AC%EC%82%B0%EA%B6%8C.pdf
https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/il/1/eng/14.%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf

⁵⁶⁷ UAE-Israel Comprehensive Economic Partnership Agreement（United Arab Emirates Ministry of Economy ウェブサイト）
<https://www.moec.gov.ae/documents/20121/1347101/IL-UAE+CEPA+Consolidated+Eng+Final.pdf>

権又は免除：

(a) 締約国がこの協定の発効時に効力を有する二国間協定であって、遅くともその発効前に他方の締約国に通知されたもの、

(b) すべての締約国が締約国でない経済統合に関する地域協定を含む、既存及び将来の多国間協定、は、他方の締約国の国民に対する恣意的又は不当な差別とならないことを条件として、この義務を免除することができる。

4. 二以上の締約国は、この協定及び附属書 V の条件を超える更なる協定を締結することができる。ただし、そのような協定は、その協定に基づく条件と同等の条件で他のすべての締約国に開放され、かつ、そのために誠実に交渉に入る用意があることを条件とする。

5. 締約国は、知的財産権の保護水準を更に向上させ、かつ、知的財産権の実際の保護水準に起因する貿易の歪みを回避し又は是正することを目的として、知的財産に関する規定の実施について相互の見直しを継続することに合意する。

6. いずれの締約国も、他の締約国がこの条及びその附属書に基づく義務を履行していないと認める場合には、第 23 条に定める条件及び手続に従い、適当な措置をとることができる。

7. 締約国は、各締約国当局の技術支援及び協力のための適切な方法について合意する。このため、両締約国は、関連する国際機関と協調する。

第 4 節 韓国・イスラエル自由貿易協定

2021 年 5 月 12 日、韓国・イスラエル自由貿易協定（FTA）の署名式が行われた。本 FTA は、2016 年に交渉を開始、2019 年 8 月に最終妥結、その後の国内手続きを完了して署名に至った。

韓国・イスラエル FTA 知財章においては、①一般規定、②商標、③特許、④植物新品種の保護、⑤意匠、⑥不正競争と非開示情報、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、民事および行政手続き及び救済、国境措置に関連する特別な措置、刑事手続きと救済）、⑨その他の条項、⑩協力と情報交換、⑪知的財産権委員会という幅広い項目について、かなり詳細な規定が置かれている。

このうち、環太平洋パートナーシップ（CPTPP）や RCEP で規定されていない条項としては、意匠の例外（14.19）、著作権の保護期間（14.25）がある（なお、著作権の保護期間については CPTPP では凍結事項となっている）

その知財章の概要は以下のとおりである。

Section A: 一般規定

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.1	原則と目的	(1)アイデア、技術、創造的な作品の普及を通じて、国際貿易と経済的、社会的、文化的発展を促進すること、及び、(2)知的財産権の保護と執行に関して、権利所有者と知的財産の使用者の確実性を促進することを目的として知財権の維持に努める。	18・2	11・1
14.2	国際協定	TRIPS 協定および両当事者が属する知的財産に関連するその他の協定に基づく権利と義務を再確認する。ハーフ協定に同意するために合理的な努力を払うものとする。	18・7	11・9
14.3	より広範な	この章に違反しない限り、この章が要求するよりも、	18・5	11・5

	保護と強制	その法律に基づく知的財産権のより広範な保護および執行を提供することができる。		
14.4	内国民待遇	TRIPS 協定第 3 条および第 5 条を損なうことなく、知的財産の保護および享受に関して自国民に与えるものと同様に、相手方の国民に有利な扱いを与えるものとする。	18・8	11・7
14.5	透明性	知的財産権の保護または執行に関する法律、規制、および手順が書面で公開されていることを確認する。	18・9	11・77

Section B: 商標

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.6	商標の保護	ある事業の商品または役務を他の事業の商品または役務と区別することができる任意の標識または標識の組み合わせは、商標を構成することができるものとする。商品および役務の認証マーク、団体商標、サービスマークを適切かつ効果的な保護を付与する。登録の条件として、視覚的に認識できることを要求することはできず、商標を構成する記号が音であるという理由だけで商標の登録を拒否することもできない。商標権者が、商標権者の同意を得ていないすべての第三者が、それらの商品または役務と同一または類似の商品または役務の同一または類似の標識を取引の過程で使用することを防止する独占的権利を有することを規定するものとする。登録・更新期間は 10 年以上とする。	18・18 18・26	11・19
14.7	例外	商標権者および第三者の正当な利益を考慮に入れることを条件として、商標によって付与される権利に限定的な例外を提供することができる。	18・21	11・24
14.8	広く認識されている商標の保護	商標が広く知られていると判断する条件として、商標登録、著名商標リスト記載、著名商標として認識されていることを要求することはできない。 商標がよく知られているかどうかを判断する際、商標の宣伝の結果として得られた関係当事者の知識を含む、公衆の関連部門における商標の知識を考慮に入れるものとする。本条による保護は、登録商標が当事者でよく知られている同一または類似の商品またはサービスに限定されないものとする。 既存のよく知られた商標との混同を引き起こす場合、商標出願を拒絶、または商標登録を取り消すための適切な措置を講じ、その商標の使用を禁止するものとする。	18・22	11・26
14.9	商標出願、登録	拒絶理由通知、意見書、拒絶査定不服審判、付与前異議申立、取消審判、無効審判、悪意による登録商標の取消・無効化訴訟等、電子的に提供される書面を含む商標登録に関するシステム；出願、処理、登録、および維持のための電子システムを提供し、商標出願および登録の公的に利用可能なオンラインデータベースを可能な限り提供する。	18・23 18・24	11・22
14.10	地理的表示	地理的表示の保護の重要性を認識し、TRIPS 協定に従	18・30	11・29

	の保護	って地理的表示に適切かつ効果的な保護を提供する。		
--	-----	--------------------------	--	--

Section C: 特許

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.11	特許を受けることができる対象事項	新規性・進歩性・産業上の利用可能を要件として、すべての技術分野において、物・方法のあらゆる発明について特許を受けることができる対象とする。既知物の新規用途・使用方法も特許を受けることができる対象とする。 公序良俗に反する発明、人間または動物の治療のための診断、治療、および外科的方法は、特許を受けることができる対象から除外することができる。	18・37	11・36
14.12	例外	特許の通常の利用と不当に矛盾せず、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とし、特許によって付与される排他的権利に限定的な例外を提供することができる。	18・40	11・38
14.13	猶予期間	公表が、出願人によって出願の 12 か月前以降に行われているのであれば新規性喪失の例外として扱われる。	18・38	11・42
14.14	補正、訂正、意見	特許出願において、少なくとも一度の補正、訂正、意見の機会が与えられる。	18・43	11・41
14.15	早期審査	出願公開後に出願人以外の者が出願発明を実施する等の合理的理由や手続き的要件を満たしていれば、早期審査の請求を行うことができる。		11・46
14.16	簡素化手続	先の出願が当事者の管轄当局によって受け入れられた言語でない場合にのみ、優先権が主張される特許の先の出願の翻訳が要求されるが、翻訳の証明書は不要である。		11・83

Section D: 植物新品種の保護

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.17	植物新新種の保護	植物の新種の保護のための国際条約の権利義務を確認する。		11・48

Section E: 意匠

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.18	意匠保護	物品または物品の一部の意匠を少なくとも 15 年間保護するための適切かつ効果的な保護を確保する。登録意匠権者は、登録意匠権者の同意を得ていない第三者が商業目的で登録意匠を有するまたは具体化する物品を製造、販売または輸入することを防ぐ権利を有する。	18・55	11・49
14.19	例外	第三者の正当な利益を考慮の上で、保護された意匠の通常の利用と不当に矛盾せず、保護された意匠の所有者の正当な利益を不当に害しない限り、意匠の保護に限定的な例外を設定することができる。		

Section F: 不正競争と非開示情報

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.20	不正競争	不公正な競争に対する効果的な保護を行う義務がある。産業上または商業上の正直な慣行に競争行為は、不公正な競争行為として構成され、特に以下の行為が禁止される。 ・ 競合他社の施設、商品、または産業活動または商業活動に対する、混乱を引き起こすような性質のすべての行為及び信用を傷つけるような性質の取引過程での虚偽の申し立て ・ 取引の過程で、性質、製造プロセス、特性、目的への適合性、または商品の量に関して一般の人々を誤解させる可能性のある表示または主張	18・78	11・54
14.21	開示されていない情報の保護	TRIPS 協定第 39 条に従い、開示されていない情報を保護しなければならない。	18・78	11・56

Section G: 著作権及び関連する権利 （注）凍結条項

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.22	付与される保護	ローマ条約、ベルヌ条約を遵守する。	18・7	11・9
14.23	複製権	著作者、レコード製作者が、永続的または一時的（電子形式での一時的な保存を含む）を問わず、あらゆる方法または形式で、作品およびレコードのすべての複製を許可または禁止する権利を有することを規定する。	18・58	11・10
14.24	公衆への伝達権	著作者とレコード製作者に、公衆が個別にアクセスできるような方法で、彼らの作品とレコードを一般に公開することを許可または禁止する権利を提供する。	18・59	11・10
14.25	保護期間	作品の保護期間は、著者の死亡から 70 年後、公演から 70 年後でなければならない。	18・63 (注)	
14.26	形式がないこと	この章で規定されている著作者及びレコード製作者の権利の享受および行使は形式的に行うことはできない。	18・58	11・10
14.27	契約に基づく移転	著作者及びレコード製作者の権利について、契約によってそれらの権利の全部または一部を譲渡できる。	18・60	
14.28	制限及び例外	法律において、通常の業務の利用と矛盾せず、権利者の正当な利益を不当に害することのない特定の特別な場合に、権利所有者に付与される権利の制限と例外を規定することができる。	18・65	11・18
14.29	集中管理	コンテンツへのアクセスと配信を相互に容易にし、作品、実演、またはレコードを使用するための使用料を相互に移転することを目的として、集中的に管理する団体間で取り決めを確立することの重要性を認識し、それぞれの集中的に管理する団体の任務の遂行に関して透明性を向上させるよう努めなければならない。	18・70	11・13
14.30	実演家の権利	ローマ条約に基づく権利と義務に従い、出演者に提供される保護には、出演者の同意なしに公演の放送およ	18・62	11・10

		び公の通信等を防止することの可能性が含まれることを規定する。		
--	--	--------------------------------	--	--

Section H: エンフォースメント Sub-section A: 一般的義務

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.31	知的財産権に関する強制慣行	知的財産権の行使に関連する一般的な適用の最終的な司法決定および行政決定が書面で行うことを規定し、事実の関連する発見および決定および決定に基づく理由または法的根拠を述べるものとする。 これらの決定および判決を公開するか、公開が実行可能でない場合は、一般の人々および権利者がそれらを閲覧できるように、その国語で公開することを規定するものとする。	18・73	
14.32	インターネットでの侵害対策	インターネットまたはデジタルネットワークにおける著作権の侵害を削減するための措置を講じるものとする。	18・71	11・75

Section H: エンフォースメント Sub-section B: 民事および行政手続き及び救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.33	権利者	権利者が知的財産権の行使に関する民事司法手続きを利用できるようにするものとする。	18・74	11・59
14.34	損害賠償	民事司法手続において、その司法当局は、侵害者に権利者に損害賠償、侵害に起因する侵害者の利益を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・60
14.35	事前に確立された損害	民事司法手続において、少なくとも著作権または関連する権利によって保護されている作品、表音文字、および公演に関して、および商標権侵害の場合、事前に確立された損害賠償を確立または維持することができる。	18・74	11・60
14.36	法定費用	司法当局は、侵害者に権利者の費用（弁護士費用が含まれる場合あり）を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・61
14.37	押収	著作権または関連する権利の侵害および商標の偽造に関する民事司法手続において、各当事者は、その司法当局が、その法律および規制に従って、著作権を侵害しているとされる商品、材料、および行為に関連する道具の差し押さえを命じる権限を有することを規定する。	18・74	11・62
14.38	破棄を含むその他の救済	侵害に対する効果的な抑止力を生み出すために、司法当局は、侵害判明品を補償もなしで破棄するか、または、法律に違反しない範囲で権利者への危害も回避するような方法で商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 司法当局はまた、侵害品の作成に主に使用されてきた材料および実施物を、補償もなしに商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 偽造商標商品に関しては、例外的な場合を除いて、違法に貼付された商標を単に削除するだけでは、商品を	18・74	11・62

		商取引の経路に放出することを許可するのに十分ではないものとする。		
14.39	侵害に関する情報	知的財産権の行使に関する民事司法手続において、その司法当局は、証拠収集の目的に適切であると判断した場合、当事者に侵害に関連する情報を提供するよう命じる権限を有する。	18・75	11・64
14.40	守秘義務	司法当局が、適切な場合には、当該司法当局が発行した有効な命令に従わなかった民事司法手続の当事者に罰金または懲役を科す権限を有する。 知的財産権の執行に関する民事司法手続に関連して、司法またはその他の当局が、当事者、弁護士、専門家、または裁判所の管轄下にあるその他の人物に制裁を課す権限を有する。	18・74	11・63
14.41	権利侵害する輸出入の禁止	知的財産権の執行に関する民事司法手続において、侵害する輸入品が商取引の経路に入るのを防ぐため、及び侵害品の輸出を防止するために、その司法当局が当事者に侵害からの脱却を命じる権限を有する。	18・76	11・65 11・69
14.42	裁判外紛争解決	知的財産権に関する民事紛争を解決するための裁判外紛争解決手続きの使用を許可する場合がある。		11・59
14.43	暫定措置	知的財産権の侵害が発生するのを防ぐため、特に、知的財産権の侵害を伴う商品が当事者の管轄区域の商取引チャネルに入るのを防ぐため、申し立てられた侵害に関して関連する証拠を保存するために、司法当局は迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有する。 司法当局が、適切な場合、特に遅延が権利者に取り返しのつかない損害を引き起こす可能性がある場合、または証拠が破壊されるという明白なリスクがある場合に、暫定措置を採用する権限を有する。	18・75	11・64

Section H: エンフォースメント Sub-section C: 国境措置に関連する特別な措置

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.44	国境措置	TRIPS 協定のパート III、セクション 4 の規定に従い、偽造商標または海賊版著作権商品の輸入が行われる可能性があるという正当な理由がある権利者が、国境措置手続きが適用される管轄当局（行政または司法）との書面による申請で、税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止ができる手続きを採用する。本条の条件を満たす限り、他の知的財産権の侵害を伴う商品に関して、同様の申請を行うことができる。税関当局による、輸出を目的とする侵害品の放出停止手続きを規定することもできる。	18・76	11・65
14.45	セキュリティまたは同等の保証	その管轄当局は、このセクションに規定された手順を要求する権利者に、被告および管轄当局を保護し、虐待を防止するのに十分な合理的なセキュリティまたは同等の保証を要求する権限を有する。このセキュリティまたは同等の保証がこれらの手順への依存を不当に阻止しないものとする。	18・76	11・67
14.46	情報開示	管轄当局が、詐欺または海賊行為の疑いのある商品を	18・76	11・68

		一時停止または押収した場合、個人情報の保護に関する法律に従い、管轄当局が権利者の要求に基づき、輸入者の名前と住所を通知し、疑いのある商品を提供する権限を有する。		
14.47	デミニミスの輸入	旅行者の個人的な荷物に含まれる、または少量の貨物で送られる非営利的な性質の少量の商品をこの規定の適用から除外することができる。	18・76	
14.48	廃棄	税関当局によって留置され、海賊版または偽造品として没収された商品は、例外的な状況を除き、偽造商標商品に関しては、商標の単純な削除が違法である場合を除き、廃棄することができる。	18・76	11・72

Section H: エンフォースメント Sub-section D: 刑事手続きと救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.49	刑事手続と罰則	少なくとも意図的な商標の偽造または商業規模での著作権の著作権侵害の場合に適用される刑事手続きおよび罰則を規定するものとし、関連する権利の著作権侵害を同様に扱うことができる。	18・77	11・74
14.50	罰金、破棄、放棄、破壊	当局は、職権で、懲役刑と将来の侵害を抑止するのに十分な罰金刑；適切な場合には、侵害品およびあらゆる材料の押収、没収、および破壊といった法的措置を開始することができる。	18・77	11・74

Section I: その他の条項（（注）凍結条項）

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.51	暗号化された番組を運ぶ衛星およびケーブルテレビ放送の保護	意図的な行為を通じてケーブルまたは衛星テレビ放送のサブスクリプションサービスを不正に取得することを犯罪とする。	18・79 (注)	11・12

Section J: 協力と情報交換

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.52	協力と情報交換	知財の分野における既存の協力形態に加えて、権利行使、国内および国際的な知的財産政策の進展に関連する情報の交換、多国間知的財産協定の実施および工業所有権登録システムに関する経験等、本章の対象となる主題について協力するよう努める。	18・14	11・76

Section K: 知的財産権委員会

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.53	知的財産権委員会	知的財産権委員会を設置し、本知財章の履行を確認、二国間協力を検討、知財関連の法・システム等の情報交換等を行う。		
14.54	レビュー	本協定発効3年目に、未登録意匠に付与される保護、秘		

		密意匠、意匠登録要件、著作権及び関連する権利、エンフォースメントについて可能な補正を検討する。		
--	--	---	--	--

第5節 UAE・イスラエル自由貿易協定

イスラエル外務省は2023年3月26日、イスラエルとアラブ首長国連邦（UAE）が両国間の関税協定に署名し、自由貿易協定（FTA）が発効することを発表した。これにより、2022年4月に両国間での合意がなされ、同5月に署名されたFTAが2023年4月1日から有効になった⁵⁶⁸。

UAE・イスラエル FTA 知財章においては、①一般規定、②協力、③商標、④地理的表示、⑤特許、⑥意匠、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、国境措置）について、規定が置かれている。

基本的には、CPTPP 協定や RCEP 協定に同様の規定が存在する。但し、第 11.30 条（エンフォースメントにおける一般的義務）については、RCEP 協定には同様の規定があるが CPTPP 協定には同様の規定がなく、第 11.19 条（商標の保護期間）については、CPTPP 協定には同様の規定があるが RCEP 協定には同様の規定がない。

知財章の概要は以下のとおりである。

Section A: 一般規定

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.1	定義	知的財産権とは、著作権および関連する権利、商標権、地理的表示、工業デザイン、特許権、集積回路のレイアウト・デザイン（トポグラフィ）に関する権利、TRIPS 協定に定義・記載されている非公開情報に関する権利、および国際植物新品種保護条約（36）に基づき保護される植物品種に関する権利を指す； 締約国の国民には、関連する権利に関して、TRIPS 協定第 1 条第 3 項に掲げる協定に規定される保護の適格性の基準を満たすであろう当該締約国の自然人又は法人を含む； TRIPS 協定とは、WTO 協定の附属書 1C に含まれる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」を意味する。 WIPO とは世界知的所有権機関を意味する。	18・1	11・2
11.2	目的	1. 本章の目的は、知的財産権の保護と執行を通じて、貿易と投資から得られる利益を増大させることである。 2. 知的財産権の保護と行使は、技術革新の促進、技術の移転と普及、社会的・経済的福祉に資する形での技術知識の生産者と利用者の相互利益、権利と義務の均衡に寄与すべきである。	18・2	11・1
11.3	原則	1. 締約国は、その法令を制定し、又は改正する場合において、公衆衛生及び栄養を保護し、並びに自国の社	18・3	11・3 11・4

⁵⁶⁸ イスラエルと UAE の FTA が発効、両国貿易は拡大傾向（JETRO ウェブサイト）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/0de560b34cd8ab1f.html>

Press Releases Israel-UAE sign customs agreement（イスラエル外務省ウェブサイト）

<https://www.gov.il/en/Departments/news/israel-uac-sign-customs-agreement-26-mar-2023>

		会経済及び技術の発展にとって極めて重要な分野における公共の利益を増進するために必要な措置を採ることができるが、当該措置が TRIPS 協定に合致することを条件とする。 2.適切な措置は、TRIPS 協定及び本章の規定と整合的であることを条件として、権利者による知的財産権の濫用、又は不当に貿易を制限し、反競争的であり、若しくは技術の国際移転に悪影響を及ぼす慣行への訴えを防止するために必要とされ得る。		
11.4	本章に関する取り決め	締約国は、自国の制度の根底にある公共政策の目的を考慮し、以下の必要性を認識する： (a) イノベーションと創造性を促進する； (b) 情報、知識、技術、文化、芸術の普及を促進する； (c) 競争とオープンで効率的な市場を促進する、それぞれの知的財産制度を通じて、透明性と適正手続きの原則を尊重しつつ、権利者、利用者、公益の正当な利益を考慮し、適切な制限と例外を含む。	18・4	
11.5	義務の性質と範囲	各締約国は、少なくとも、この章の規定を実施する。各締約国は、この章の規定に反しない限りにおいて、自国の法律の下で、この章で要求されるよりも広範な知的財産権の保護又は執行を行うことができるが、その義務を負うものではない。各締約国は、自国の法制度及び慣行の範囲内で本章の規定を実施する適切な方法を自由に決定することができる。	18・5	11・5
11.6	国際協定	両締約国は、TRIPS 協定および両締約国が締約国である知的財産に関するその他の多国間協定の下での権利および義務を確認する。	18・7	11・9
11.7	知的財産と公衆衛生	締約国は、WTO 閣僚会議が 2001 年 11 月 14 日に採択した「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」（以下「ドーハ宣言」という）において確立された原則を承認し、本章の規定がドーハ宣言を損なうものではないことを確認する。	18・6	11・8
11.8	内国民待遇	1.各締約国は、本章に含まれるすべての種類の知的財産に関し、TRIPS 協定第 3 条及び第 5 条から逸脱することなく、知的財産権の保護に関し自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。 2. レコードの二次的使用に関し、締約国は、他の締約国の実演家及び製作者の権利を、当該他の締約国の管轄区域内において当該締約国の者に与えられる権利に制限することができる。 3. 締約国は、自国の司法手続及び行政手続に関し、他の締約国の国民に対し自国の領域内に送達のための住所を指定すること又は自国の領域内に代理人を選任することを要求することを含め、第 1 項の規定により認められる例外を援用することができる： (a) 本章と矛盾しない法令遵守を確保するために必要な場合。	18・8	11・7

		(b) 貿易に対する偽装制限となるような方法で適用されないこと。		
11.9	透明性	1. 各締約国は、自国の法令に従い、商標、地理的表示、意匠、特許及び植物品種権の出願に関する情報をインターネット上で公開するよう努める。 2. 各締約国は、自国の法令に従い、登録され又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物品種権に関し、公衆がこれらの登録され又は付与された権利を知ることができるようにするために十分な情報を、インターネット上で利用可能にし、又はその他の方法で公にする。	18・9	11・77
11.10	既存の主題および従前の行為に対する本章の適用	1. この章に別段の定めがない限り、この章は、締約国についてこの協定の効力発生の日に存在し、かつ、保護が主張されている締約国の領域においてその日に保護されている、又はこの章に基づく保護の基準を満たし、若しくはその後を満たすこととなるすべての主題に関する義務を生じさせる。 2. 本章に定める場合を除き、締約国は、当該締約国についてこの協定が発効した日に当該締約国の領域内において公有となった主題について保護を回復することを要しない。 3. 本章は、締約国にとって本協定の発効日前に発生した行為に関する義務を生じさせない。	18・10	
11.11	知的財産権の消尽	本章のいかなる規定も、知的財産権の消尽が自国の法制度の下で適用されるか否か又はどのような条件の下で適用されるかを締約国が決定することを妨げるものではない。	18・11	11・6
11.12	特定の登録工業所有権の審査、異議申立て及び取消しの手続的側面	各締約国は、特に次のものを含む商標、特許及び工業意匠の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標、特許又は工業意匠の登録拒絶の理由を、書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立てをする機会を与えること； (c) 利害関係者が登録商標、特許、または工業意匠の取消し、取り消し、または無効を求める機会を提供し、さらに、利害関係者が商標、特許、または工業意匠の登録に反対する機会を提供することができる。 (d) 異議申立および取消手続における決定には、理由を付した書面を提出することを要求する。	18・23 18・43 18・39	11・22 11・41 11・51

Section B: 協力

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.13	協力活動とイニシアチブ	締約国は、締約国のそれぞれの知的財産庁又は各締約国が定めるその他の機関の間の適切な調整、訓練及び情報交換等を通じて、本章が対象とする事項について協力するよう努める。協力は、次のような分野を対象とするこ	18・13	11・76

		とができる： (a) 国内外の知的財産政策の動向； (b) 知的財産に関する教育・啓発； (c) WIPO の後援の下で締結または運営されているような多国間知的財産協定の実施； (d) 知的財産権の行使； (e) 業務分担の可能性を含む各国特許庁間の協力； (f) 両締約国が合意する知的財産に関するその他の分野		
11.14	要請に関する協力	1. 各締約国は、他方の締約国の要請があれば、知的財産権に関する問合せ及び質問について協力することを好意的に検討する。 2. 本章の下で行われる協力活動及びイニシアティブは、資源が利用可能であることを条件とし、要請があり、かつ、締約国間で相互に合意された条件に基づいて行われるものとする。	18・17	11・76

Section C: 商標

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.15	商標の保護	各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。 このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の任意の組合せは、商標として登録する資格を有する。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。 いずれの締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。	18・18 18・26	11・19
11.16	同一または類似の標識の使用	各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について、その所有者の同意を得ない第三者が取引上、同一又は類似の標識を使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有することを規定する。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の先使用权を害するものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。	18・20	11・23
11.17	周知商標	1. いかなる締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。	18・22	11・26

		2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務でない場合であって、その商品又は役務についてその商標を使用することによりその商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連性があることを示すことができ、かつ、その使用により登録商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に準用する。 3. 両締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された第 34 回 WIPO 加盟国総会においてパリ工業所有権保護連合総会および WIPO 総会により採択された「周知標章の保護に関する規定に関する共同勧告」を想起する。 4. 各締約国は、出願を拒絶し又は登録を取り消し、かつ、同一又は類似の商標の使用を禁止するための適当な措置を定める。		
11.18	商品とサービスの分類	各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた「標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定」（1977 年ジュネーブ法、1979 年改正）に合致する商標分類制度を採択し又は維持する。	18・25	11・21
11.19	商標の保護期間	各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	18・26	
11.20	例外	締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	18・21	11・24

Section D: 地理的表示

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.21	地理的表示	1. この章において、地理的表示とは、締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とする商品であって、その商品の所定の品質、評判その他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものを識別する表示をいう。 2. 両締約国は、地理的表示が商標または特別制度（<i>sui generis</i>）、あるいは TRIPS 協定に合致するその他の法的手段によって保護される可能性があることを認める。	18・1 18・30	11・29

Section E: 特許と工業意匠 Sub-section A : 特許

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.22	グレースピリオド	各締約国は、自国の法令に従い、発明が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために用いられる公開開示に含まれる情報であって、当該公開開示が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために用いられる公開開示に含まれる情報を無視することができる： (a) 発明者、特許出願人、または発明者もしくは特許出	18・38	11・42

		願人から情報入手した者が作成したものであること。 (b) 出願日前 12 ヶ月以内に発生したもの		
11.23	特許可能な主題	1. 各締約国は、発明が新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用が可能であることを条件として、すべての技術分野において、製品であるかプロセスであるかを問わず、いかなる発明に対しても特許を利用できるようにする。さらに、各締約国は、公知の製品の新たな使用又は使用方法についても特許を受けることができるものとするを定めることができる。 2. 各締約国は、特許性から除外することができる： (a) その商業的利用をその領域内で防止することが、公序良俗を保護するために必要である発明であって、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護すること又は環境に対する重大な害を避けることを含む。 (b) ヒトまたは動物の治療のための診断法、治療法、手術法。	18・37	11・36
11.24	例外	締約国は、特許によって与えられる排他的権利に限定的な例外を定めることができる。ただし、その例外が特許の通常の利用を不当に対立させず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。	18・40	11・38

Section E: 特許と工業意匠 Sub-section B : 工業意匠

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.25	意匠の保護	1. 締約国は、国内法において、工業意匠の適切かつ効果的な保護を確保する。 2. 締約国は、登録意匠の保護を確保し又は行使するための要件が、当該保護を取得し又は行使する機会を不当に損なわないことを確保するものとする。 3. 登録された工業意匠の保護期間は、少なくとも 20 年とする。	18・55	11・49

Section F: 著作権及び関連する権利

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.26	複製権	各締約国は、著作者及びレコードの製作者に対し、電子的形式を含むいかなる方法又は形式においても、その著作物又はレコードのすべての複製を許諾し又は禁止する排他的権利を提供する。	18・58	11・10
11.27	公衆への伝達権	ベルヌ条約第 11 条(1)(ii)、第 11 条の 2(1)(i)及び(ii)、第 11 条の 3(1)(ii)、第 14 条(1)(ii)並びに第 14 条の 2(1)を害することなく、各締約国は、著作者に対し、有線又は無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾し又は禁止する排他的権利(公衆の構成員が当該著作物に個々に選択した場所及び時間からアクセスすることができるような方法による著作物の公衆への提供を含む。)を与える。	18・59	11・10

11.28	関連する権利	1. 1961 年ローマ条約及び TRIPS 協定に基づく権利及び義務に従い、各締約国は、実演家に提供される保護が少なくとも以下を防止する可能性を含むことを規定する： (a) 放送または公衆通信に使用される実演自体が既に放送された実演であるか、または行われたものである場合を除き、そのライブ実演をその同意なしに放送し、公衆に伝達すること。 (b) 彼らの同意なしに、固定されていないパフォーマンスを固定すること。 2. 締約国は、実演家に対し、有線又は無線の方法による自己の実演の放送又は公衆への伝達並びに公衆が自己の選択した場所及び時間から当該実演にアクセスすることができるような方法による当該実演の公衆への提供を許諾し又は禁止する排他的権利を与えることができる。 3. 締約国は、レコード製作者に対し、有線又は無線の方法によるそのレコードの放送又は公衆への伝達を許諾し又は禁止する排他的権利を与えることができる。各締約国は、レコード製作者に対し、有線または無線の手段により、公衆が個々に選択した場所および時間からアクセスできる方法で、そのレコードを公衆に提供することを許諾する排他的権利を与える。	18・62	11・10
11.29	制限と例外	1. 本条に関し、各締約国は、排他的権利の制限又は例外を、著作物、実演又はレコードの通常の利用に抵触せず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない一定の特別な場合に限定するものとする。 2. 本条は、TRIPS 協定、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO 著作権条約（WCT）（1996 年）または WIPO 実演家レコード条約（WPPT）（1996 年）により認められる制限および例外の適用範囲を縮小または拡大するものではない。	18・65	11・18

Section G: エンフォースメント

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.30	エンフォースメントにおける一般的義務	各締約国は、侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害に対する抑止力となる救済措置を含め、本章の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置をとることができるように、本条に規定する執行手続が自国の法律の下で利用可能であることを確保する。これらの手続は、正当な貿易に対する障壁の創設を回避し、かつ、その濫用に対する保護措置を提供するような方法で適用されるものとする。		11・58
11.31	国境措置	各締約国は、国内法令及び TRIPS 協定第 3 部第 4 節の規定に準拠して、商標模倣品又は著作権海賊版商品の輸入が行われるおそれがあると疑うに足る正当な理由のある権利者が、当該締約国の税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止を求める申請を、国境措	18・76	11・65

		置手続が適用される締約国の権限のある当局に対して書面で行うことができるようにするための手続を採択し、又は維持する。締約国は、TRIPS 協定第 3 部第 4 節の要件が満たされることを条件として、知的財産権のその他の侵害を伴う商品に関して当該申請を行うことを可能とすることができる。また、締約国は、自国の国内法及び規則に従って、自国の領域からの輸出を目的とする侵害品の税関当局による解放の停止に関する対応する手続を定めることができる。		
--	--	---	--	--

第 6 節 イスラエルと EPA/FTA 交渉中の国・地域⁵⁶⁹

国：インド、チリ、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、中国、グアテマラ

地域：ユーラシア経済同盟（EAEU）

第 3 章 第 1 章及び第 2 章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係

前述のとおり、イスラエルが締結する FTA には知財条項のないものも多数見受けられるが、対米国・対 EFTA に関してはパリ条約及び TRIPS 協定が規定する内国民待遇・最恵国待遇条項等が設けられている。

以下では、韓国・イスラエル FTA に、知的財産章として広範にわたる詳細な規定が盛り込まれている（条文数：54。UAE・イスラエル FTA では条文数 31。）ことを踏まえ、CPTPP 協定や RCEP 協定の知財章と韓国・イスラエル FTA の知財章との比較・分析を行った。

	CPTPP (TPP11 協定)	RCEP	韓イスラエル FTA
加盟国	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナム	日本、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランド、フィリピン、ミャンマー（ミャンマーは 2023 年 9 月 8 日時点で未発効）	イスラエル、韓国
各種署名の真正の証明手続の簡素化		<u>努力義務</u> （11.83 条 次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。 (a) 特許出願に関する翻訳の証明 (b) <u>特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証</u>	

⁵⁶⁹ WTO・他協定加盟状況（イスラエル）（JETRO ウェブサイト）2023 年 10 月 5 日確認
https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/il/trade_01.html

		明)	
優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化		<u>努力義務</u> (11.83 条 次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。 (a) <u>特許出願に関する翻訳の証明</u> (b) 特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明)	<u>義務</u> 第 14.16 条パラグラフ 2 いかなる当事者も、優先権が主張されている特許についての <u>先の出願の翻訳証明書</u> を要求することはできない。
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立特許	<u>義務</u> 第 18.43 条 出願について補正し、補充し、及び意見を述べるための少なくとも 1 の機会を提供。 ※拒絶理由通知に対する補正等に限るものではない。	<u>義務</u> 第 11.41 条パラグラフ 2 (a) (b) 拒絶理由通知送付、補正し、及び意見を述べるための機会の提供。 ※補正・意見が通知された拒絶理由通知に対するものであるかは、明確でない。	<u>義務</u> 第 14.14 条 出願に関し、補正、訂正、意見を行う機会を最低 1 回提供。 ※拒絶理由通知に対する補正等に限るものではない。
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立意匠		<u>義務</u> 第 11.51 条 (a) (b) 拒絶理由通知送付、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して異議を申し立て、又は不服を申し立てるための機会の提供。	
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立商標	<u>義務</u> 第 18.23 条 (a) (b) 拒絶理由通知送付、拒絶不服申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会の機会を提供。	<u>義務</u> 第 11.22 条パラグラフ 1 (a) (b) 拒絶理由通知送付、拒絶不服申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会の機会を提供。	<u>義務</u> 第 14.9 条パラグラフ 1 (a) (b) 拒絶理由通知送付、最初の拒絶に異議を唱え、最終的な登録拒絶に不服を申し立てる機会を提供。
登録への異議申立、取消・無効の機会提供特許	<u>義務</u> 第 18.39 条パラグラフ 1 特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることを定める (※取消、無効の機会を提供する規定ではない)	<u>義務</u> 第 11.41 条パラグラフ 2(d) 特許の異議、抹消、取消、無効の機会を提供	
登録への異議申立、取		<u>義務</u> 第 11.51 条(c) 登録又は付与の取消し、無	

消・無効の機会提供意匠		効又は抹消を求めるための機会を提供。	
登録への異議申立、取消・無効の機会提供商標	<u>義務</u> 第 18.23 条 (c) 登録の異議、又は商標の取消しを求めるための機会を提供。	<u>義務</u> 第 11.22 条パラグラフ 1(d) 登録の異議、抹消、取消、無効の機会を提供	<u>義務</u> 第 14.09 条パラグラフ 1(c) 登録前に商標出願に異議を申し立てる機会、および登録後に利害関係者が商標の取消または無効を求める機会を提供
IPC による特許分類義務		<u>努力義務</u> 第 11.47 条 IPC 分類の利用をするよう努める。	
ロカルノ協定による意匠分類義務		<u>努力義務</u> 第 11.52 条 ロカルノ分類を利用するよう努める。	
ニース協定による商標分類義務	<u>義務</u> 第 18.25 条 ニース協定による分類を採用し維持する。	<u>義務</u> 第 11.21 条パラグラフ 1 ニース協定に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。	
インターネット等の利用を通じた産業財産権データベースの提供特許		<u>努力義務</u> 第 11.43 条 電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励。	
インターネット等の利用を通じた産業財産権データベースの提供商標 (意匠については、いずれも規定なし)	<u>義務</u> 第 18.24 条 以下の電子システムを提供する。 (a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム (b) 商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム	<u>義務</u> 第 11.22 条パラグラフ 2 以下を提供する。 (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース	<u>義務 (一部は努力義務)</u> 第 14.9 条パラグラフ 2 商標の電子出願、電子手続、登録、維持のためのシステムを提供する。 第 14.9 条パラグラフ 3 <u>可能な範囲で</u> 、オンラインデータベースも含み、商標出願及び登録の公衆がアクセス可能な電子データベースを提供する。
特許、意	<u>努力義務</u>		

匠、商標の出願や登録等の情報公開	第 18.09 条パラグラフ 2 商標、意匠、特許に係る出願又は申請について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするよう努める。 第 18.09 条パラグラフ 3 商標、意匠、特許に係る登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとする。		
知的財産保護関連情報の入手容易化	<u>努力義務</u> 第 18.09 条パラグラフ 1 第 26.2 条（公表）及び第 18.73 条（知的財産権に関する権利行使の実務）1 に定めるもののほか、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定をインターネット上で利用可能なものとするよう努める。		<u>義務</u> 第 14.05 条 知的財産権の保護または執行に関する法律、規制、および手続きが書面で作成され、公開されることを確保する。 ※出願や登録と明記されていない。
ドシエの公開義務	<u>特許：義務</u> 第 18.45 条 公開された特許出願に関して、次の情報を公衆が利用することができるようにする。 (a) 調査及び審査の結果 (b) 出願人からの秘密でない連絡 (c) 出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記 ※ <u>特許以外については規定なし。</u>	<u>商標：義務</u> 第 11.22 条パラグラフ 2 各締約国は、次のものを提供する。 (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース ※ <u>商標以外については規定なし。また、ドシエを含むかは明確な規定無し。</u>	
特許の保護対象 用途発明 （コンピュータプログラム 関連発明の保護はいずれも	（凍結項目） <u>義務</u> 第 18.37 条パラグラフ 2 3 及び 4 の規定に従うことを条件として、かつ、1 の規定に適合する方法で、少なくとも既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法		<u>任意</u> 第 14.11 条パラグラフ 1 （中略）さらに、 <u>特許は、既知の製品の新しい用途または使用方法に対して利用可能であると規定することができる。</u>

規定なし)	のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認する。 当該新たな方法について、当該物の用途自体を請求の範囲に記載していないものに限定することができる。		
特許の保護対象と例外	<u>義務（例外については任意）</u> 第 18.37 条パラグラフ 1 3 及び 4 の規定に従うことを条件として、<u>新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明</u>について特許を取得することができるようにする。 第 18.37 条パラグラフ 3 <u>公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。</u>ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。 次のものを<u>特許の対象から除外することができる。</u> (a) <u>人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法</u> (b) <u>微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法</u> 第 18.37 条パラグラフ 4 <u>微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。</u>もともと、1	<u>義務（例外については任意）</u> 第 11.36 条パラグラフ 1 2 及び 3 の規定に従うことを条件として、特許は、<u>新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）</u>について与えられる。3 及び第 M 節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。 第 11.36 条パラグラフ 2 <u>公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。</u>ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。 第 11.36 条パラグラフ 3 <u>次のものを特許の対象から除外することができる。</u> (a) <u>人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法</u> (b) <u>微生物以外の動植物並び</u>	<u>義務（例外については任意）</u> 第 14.11 条パラグラフ 1 <u>発明が新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用が可能であることを条件として、すべての技術分野において、製品であるかプロセスであるかを問わず、いかなる発明に対しても特許を利用できるようにする。</u> （略） 第 14.11 条パラグラフ 2 <u>以下の特許性から除外することができる：</u> (a) <u>その商業的利用をその領域内で防止することが、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するため又は環境に対する重大な害を回避するためを含む、公序良俗を保護するために必要である発明。</u> (b) <u>ヒトまたは動物の治療のための診断法、治療法、手術法。</u>

	の規定に適合する方法で、かつ、3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。	<u>に非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。</u> ただし、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。	
特許優先権書類の翻訳要求			<u>任意</u> 第 14.16 条パラグラフ 1 先の出願が当局の受け入れ言語でない場合に、先の出願の翻訳を要求することができる。
特許インターネット公知		<u>任意</u> 11.45 条 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識する。	
特許グレースピリオド	<u>義務</u> 18.38 条 少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。 (a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。 (b) 当該各締約国の領域における <u>出願の日の前 12 箇月以内</u> に行われたものであること。	<u>任意</u> 11.42 条 イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。 ※グレースピリオドを具体的に規定していない。	<u>任意</u> 第 14.13 条 発明が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために使用される公開開示に含まれる情報であって、当該公開開示が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために使用される公開開示に含まれる以下の情報を無視することができる： (a) 特許出願人により作成された、または特許出願人から許諾された、または特許出願人から派生したものであること。 (b) 締約国の領域において <u>出願の日前 12 箇月以内</u> に発生したものであること。
特許早期審査	(凍結項目) <u>任意</u> 18.46 条パラグラフ 2 特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請す	<u>努力義務</u> 11.46 条 特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するための国内手続を定めるよう努める。	<u>義務</u> 第 14.15 条パラグラフ 1 出願人が、合理的な理由(請求された発明が出願人以外の者によって出願公告後に実施されたこと

	るための手続を定めることができる。		を含むがこれに限定されない)及び手続上の要件に従って、<u>早期審査の請求</u>を行うことができることを確保する。
特許 審 査 結 果 の 相 互 利 用	<u>努力義務</u> 18.14 条パラグラフ 2 締約国の各特許庁間で調査及び審査の作業の共有と利用を円滑にするための協力をするよう努める。協力には次のことを含めることができる。 (a) 調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすること (b) 特許の審査に関係する品質保証に係る制度及び品質基準についての情報を交換すること)		
特許 先願主義	<u>義務</u> 第 18.42 条 最先の出願日又は該当するときは優先日を有するものに特許を与えることを定める。ただし、当該出願が公表の前に取り下げられ、放棄され、又は却下されたときは、この限りでない。		
特許 出願後 18 ヶ 月 で 公 開	<u>努力義務</u> 第 18.44 条パラグラフ 1 <u>出願日（又は優先日）から 18 箇月を経過した後、速やかに公開</u>するよう努める。 第 18.44 条パラグラフ 2 1 の規定に従い係属中の出願が速やかに公開されない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。	<u>義務</u> 第 11.44 条パラグラフ 1 <u>出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から 18 箇月を経過した後、速やかに公開</u>する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された場合は、この限りでない。 第 11.44 条パラグラフ 2 1 の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開す	

		る。	
特許 医 薬 品 の 特 許 期 間 延長制度	(凍結項目) <u>義務</u> 18.48 条パラグラフ 2 特許の対象となっている 医薬品については、販売 承認の手續の結果として 生じた有効な特許期間の 不合理な短縮について特 許権者に補償するため特 許期間の調整を利用可能 なものとする。		
特許 不 合 理 な 遅 延 を 補 償 する 特 許 期 間 の 調整	(凍結項目) <u>義務</u> 18.46 条パラグラフ 3 特許の付与において不合 理な遅延がある場合に は、当該遅延について補 償するために特許期間を 調整するための手段を定 め、及び特許権者の要請 があるときは当該遅延に ついて補償するために特 許期間を調整する。		
特許 パ テ ン ト リ ン ケ ー ジ	<u>義務</u> (18.53 条) 1. 医薬品の販売を承認 する条件として、安全性 及び有効性に関する情報 を最初に提出した者以外 の者が、以前に承認され た製品の安全性又は有効 性に関する証拠又は情報 (例えば、先行する販売 承認であって、当該締約 国によるもの又は他の国 若しくは地域の領域にお けるもの) に依拠するこ とを認める場合には、次 のものを定める。 (a) 当該最初に提出した 者以外の者が当該承認さ れた製品又はその承認さ れた使用の方法が請求の 範囲に記載されている適 用される特許の期間中に 当該医薬品を販売しよう としていることについ		

	て、当該医薬品が販売される前に、特許権者に通知し、又は特許権者が通知を受けられるようにする制度 (b) 特許権者が、侵害しているとされる製品の販売（注）前に、(c) に規定する利用可能な救済手段を求めるための十分な期間及び機会 (c) 承認された医薬品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の有効性又は侵害に関する紛争を適時に解決するための手続（司法上又は行政上の手続等）及び迅速な救済措置（予備的差止命令又はこれと同等の効果的な暫定措置等） 2. 1 の規定の実施に代えて、特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認を行う当局に提出された特許に関連する情報に基づき又は販売承認を行う当局と特許官庁との間の直接の調整に基づき、当該特許権者の承諾又は黙認を得ない限り、請求の範囲に記載されている特許の対象である医薬品を販売しようとする第三者に販売承認を与えない司法上の手続以外の制度を採用し、又は維持する。		
特許 特許により与えられる権利の例外	<u>任意</u> 第 18.40 条 特許により与えられる<u>排他的権利</u>について<u>限定的な例外</u>を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さな	<u>任意</u> 第 11.38 条 特許によって与えられる<u>排他的権利</u>につき<u>限定的な例外</u>を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とす	<u>任意</u> 第 14.12 条 特許により与えられる<u>排他的権利</u>に<u>限定的な例外</u>を定めることができる。ただし、その例外が特許の通常の利用を不当に妨げず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して特許

	いことを条件とする。	る。	権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。
意匠 保護対象 部分意匠	<u>義務</u> 18.55 条 1. 意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。 (a) <u>物品の一部に具体化された意匠</u> (b) <u>適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠</u> 2. この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 ※物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」の保護でも良い。	<u>義務</u> 11.49 条 1. 独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。 (略) 5. 各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。 (a) <u>物品の一部に具体化された意匠</u> (b) <u>適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠</u> ※「物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」の保護でも良い。	<u>義務</u> 第 14.18 条パラグラフ 1 少なくとも 15 年の保護期間にわたり、自国の国内法令において、<u>物品又は物品の一部についての工業意匠</u>の適切かつ有効な保護を確保する。
意匠 インター ネット公 知		<u>任意</u> 第 11.50 条 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識する。	
意匠 意匠権期 間	<u>義務</u> 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。		<u>義務</u> 第 14.18 条パラグラフ 1 少なくとも 15 年の保護期間にわたり、自国の国内法令において、物品又は物品の一部についての工

	TRIPS 第 26 条第 3 項 保護期間は、 <u>少なくとも 10 年</u> とする。		業意匠の適切かつ有効な保護を確保する。
意匠 類似意匠 (※意匠の類似の範囲にまで保護を与えること)	<u>義務</u> 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 TRIPS 第 26 条第 1 項 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、 <u>保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠</u> を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。	<u>義務</u> 11.49 条パラグラフ 3 保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が <u>保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠</u> を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。	
意匠 意匠の排他的権利		<u>義務</u> 11.49 条パラグラフ 3 保護されている意匠の権利者が、(中略)商業上の目的で <u>製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利</u> を有することを定める。	<u>義務</u> 第 14.18 条パラグラフ 2 保護される意匠の所有者は、少なくとも、保護される意匠が付され又は具体化された物品の製造、販売又は輸入が商業目的で行われる場合には、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を付され又は具体化した物品を <u>製造し、販売し又は輸入することを防止する権利</u> を有する。
意匠 意匠により与えられる権利の例外	<u>任意</u> 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 TRIPS 第 26 条第 2 項 第三者の正当な利益を考慮し、 <u>意匠の保護について限定的な例外</u> を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されてい	<u>任意</u> 第 11.49 条パラグラフ 4 第三者の正当な利益を考慮して、 <u>意匠の保護について限定的な例外</u> を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。	<u>任意</u> 第 14.19 条 <u>意匠の保護について限定的な例外</u> を定めることができる。ただし、その例外が、保護される意匠の通常の利用と不当に抵触せず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して、保護される意匠の所有者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

	る意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。		
商標 保護対象 新しい商標（音商標等）	<u>音商標（義務）</u> <u>における商標（努力規定）</u> 第 18.18 条 <u>標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。</u>	<u>音商標（義務）</u> 第 11.19 条 ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。	<u>音商標（義務）</u> 第 14.6 条 1. ある事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と区別することができる標識又は標識の組合せは、商標を構成することができる。 （略） 3. 登録の条件として、 <u>標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒絶することはできない。</u>
商標 一出願多区分制度の導入		<u>義務</u> 第 11.28 条 二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。	
商標 更新期間	<u>義務</u> 第 18.26 条 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を <u>少なくとも 10 年</u> とすること		<u>義務</u> 第 14.6 条パラグラフ 5 商標の最初の登録及び各登録の更新が <u>10 年を下回らない期間</u> であることを

	を定める。		規定する。
商標 悪意の商標出願の排除/外国周知商標の保護		<u>義務</u> 第 11.27 条 各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。	
商標 同一類似の商品・サービスについて周知商標を保護	<u>義務</u> 第 18.22 条パラグラフ 4 広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、 <u>同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適切な措置を定める。</u> 当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。	<u>義務</u> 第 11.26 条パラグラフ 1 <u>同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止するための適切な措置を定める。</u>	<u>義務</u> 第 14.08 条パラグラフ 4 <u>同一又は類似の商品又は役務について、周知商標と同一又は類似の商標を使用することが先行する周知商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、その商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、かつ、その商標の使用を禁止する適切な措置を定める。</u>
商標 非類似の商品・サービスについて未登録周知商標の保護	<u>義務</u> 第 18.22 条パラグラフ 2 パリ条約第 6 条の 2 の規定は、 <u>広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。</u> ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示		

	唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。		
周知商標と決定するための条件として、登録等を不要とする	<u>義務</u> 第 18.22 条パラグラフ 1 商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。	<u>義務</u> 第 11.26 条パラグラフ 3 商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。	<u>義務</u> 第 14.8 条 1. いずれの締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求することはできない。 2. ある商標がある締約国において周知であるかどうかを決定する場合には、当該締約国の権限のある当局は、<u>公衆の関連する分野における当該商標の知識</u>（当該商標の宣伝の結果として得られた当該締約国における知識を含む）を考慮する。 （以下略）
商標の排他的権利に輸出を含む	<u>義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない）</u> 第 18.20 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の物品又はサービスについて同一	<u>義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない）</u> 第 11.23 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると	<u>義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない）</u> 第 14. 6 条パラグラフ 4 登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標識を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標識を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可

	の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。 ※国境措置では、輸出物品も差止対象。 第 18.76 条パラグラフ 5 商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある輸入、輸出、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権により差止め等の国境措置を行う権限を有する。	推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。
商標 商標に団体標章及び証明標章を含める。GIとしても用いられ得る標識を商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める	<u>義務</u> 第 18.19 条 商標に<u>団体標章及び証明標章を含める</u>ことを定める。証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。また、<u>地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができる</u>ことを定める。	<u>義務</u> 第 11.20 条 1.商標には<u>団体標章及び証明標章を含む</u>ことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。 2.<u>地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となる</u>ことができることを定める。	<u>義務</u> 第 14.06 条パラグラフ 2 商品及び役務に関する<u>認証標章、団体標章及びサービス標章を含む標章</u>について、適切かつ効果的な保護を与える。
同一又は類似の商標と商品・役務を排他的権利の範囲とする	<u>義務</u> 第 18.20 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の物品又	<u>義務</u> 第 11.23 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせる	<u>義務</u> 第 14. 6 条パラグラフ 4 登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標識を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標識を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を

	はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。	おそれがある場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。
商標 記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	<u>任意</u> 第 18.21 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	<u>任意</u> 第 11.24 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	<u>任意</u> 第 14.07 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用语の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。
商標 使用権の記録を要求しないこと	<u>義務</u> 第 18.27 条 次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。 (a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを目的とする場合 (b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合		

	CPTPP (TPP11 協定)	RCEP	韓イスラエル FTA
加盟国	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナム	日本、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランド、フィリピン、ミャンマー（ミャンマーは 2023 年 9 月 8 日時点で未発効）	イスラエル、韓国

不正競争関連 不正競争からの保護手段の保証			義務 第 14.20 条 締約国は、各締約国の国民に対し、不正競争に対する効果的な保護を保証する義務を負う。 (以下略) ※具体的な保護手段についての規定無し。
不正競争関連 不正競争行為の具体例	不正ドメイン使用を明記 第 18.28 条パラグラフ 2 国別トップレベルドメインのドメイン名を管理するための各締約国の制度に関し、少なくとも、商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を登録し、又は保有する者が、利益を得る不誠実な意図を有する場合には、適当な救済措置を利用可能なものとする。	不正ドメイン使用を明記 第 11.55 条 自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関し、自国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。 (a) 紛争解決のための適当な手続であって、ドメイン名及び IP アドレスの割当てに関するインターネット法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針に従って定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの (i) 迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。 (ii) 公正かつ衡平なものであること。 (iii) 過度の負担とならないこと。 (iv) 司法手続を利用することを妨げないこと。 (b) 少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置	具体例の明記なし 第 14.20 条 (略) 産業上又は商業上の事項に関する公正な慣行に反する競争行為は、不正競争行為となる。特に、次のものは、禁止する： (a) <u>どのような手段であれ、競合他社の設立、商品、または産業もしくは商業活動との混同を生じさせるような性質のすべての行為；</u> (b) <u>競合他社の事業所、商品、産業活動または商業活動の信用を失墜させるような性質の、取引過程における虚偽の申し立て。</u> (c) <u>商品の性質、製造工程、特性、目的への適合性、または数量について、取引上使用することが公衆を誤認させるおそれのある表示または主張。</u>

不正競争関連 パリ条約第10条の2の準用		<u>パリ条約第10条の2の規定がサービスの提供に関連する不正競争行為を対象としていることを確認する規定。</u> 第11.54条 各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。 （注）締約国は、パリ条約第10条の2の規定が、<u>関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすることを了解する。</u>	<u>パリ条約10条の2と実質的に同じ規定。</u> 第14.20条 ※不正競争行為の具体例として、サービスについて明記されていない。
不正競争関連 原産地の混同を招くような国名の利用禁止	義務 第18.29条 利害関係者に対し、物品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該物品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。	義務 第11.57条 利害関係を有する者に対し、商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。	
不正競争関連 「開示されていない情報の保護」における「公平な商慣習に反する方法」の類型	<u>「公正な商慣習に反する方法」は、TRIPS 39条第2項と類似の類型。</u> 第18.78条パラグラフ1 パリ条約第10条の2に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、いずれかの者が、合法的に自己の管理する営業上の秘密について、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者（国有企業を含む。）が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保する。この章において、営業上の秘密には、少なくとも貿易		<u>「公正な商慣習に反する方法」は、TRIPS 39条第2項と同じ類型。</u> 第14.21条 TRIPS 協定第39条に従い、未公開情報を保護する。

	関連知的所有権協定第39条2に規定する開示されていない情報を含む。 (注) この1の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、<u>少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為</u>をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。		
不正競争関連営業秘密の保護に関する刑事罰	<u>義務</u> 第 18.78 条パラグラフ 2 各締約国は、3 の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の行為について刑事上の手続及び刑罰を定める。 (a) コンピュータ・システムに保管されている営業上の秘密への許諾を得ない、かつ、故意によるアクセス (b) 営業上の秘密の許諾を得ない、かつ、故意による横領 (注) (コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。) (c) 営業上の秘密の詐欺的な開示又は許諾を得ない、かつ、故意による開示 (コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。)		
エンフォースメント関連一般的義務	第 18.73 条パラグラフ 1 知的財産権の行使に関する<u>最終的な司法上の</u>		第 14.31 条 知的財産権の行使に関する<u>最終的な司法上の決定</u>及び行政上の裁定を文書

	決定及び一般に適用される行政上の決定について、<u>できる限り書面によって行うこと並びに関連する事実認定並びに当該司法上の決定及び当該行政上の決定が依拠する理由又は法的根拠を明示</u>することを義務化。 また、当該司法上の決定及び当該行政上の決定を<u>当該締約国の国語で、利害関係者及び締約国が知ることができるような方法により、公表し（※インターネット上での公表でも良い。）</u>、又は公表が実際的でない場合には他の手段を用いて公衆が入手することができるようにすることを義務化。		で行い、関連する事実、決定及び裁定が基礎とする理由又は法的根拠の記載を義務化。 また、これらの決定及び裁定を、<u>その国の言語で、公衆及び権利者が知ることのできるような方法により、公表し（※インターネット上での公表でも良い。）</u>、又は公表が実務上不可能である場合には、他の手段を用いて公衆に提供することを義務化。（第 14.31 条）
国境措置（解放停止の申立て） 知財の種類	<u>義務：不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、及び著作権（著作権隣接権を含む。）侵害物品の取引停止又は侵害物品の留置申立。</u> 第 18.76 条パラグラフ 1 当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、及び著作権（又は関連する権利）侵害物品である疑いのあるものの取引を停止し、又は当該物品を留置するための申し立てについて定める。	<u>義務：不正商標物品及び著作権（著作権隣接権を含む。）の侵害品について解放停止申立の手続き。</u> 第 11.65 条パラグラフ 1 貿易関連知的所有権協定第 51 条の規定に従い、輸入貨物に関し、著作権侵害物品又は不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを提出することができる手続を採用し、又は維持する。	<u>義務：不正商標物品及び著作権の侵害品について解放停止申立の手続き。</u> 第 14.44 条 TRIPS 協定第 III 部第 4 節⁵⁷⁰の規定に準拠して、不正商標物品又は著作権侵害物品の輸入が行われるおそれがあると疑うに足りる正当な理由のある権利者が、当該締約国の税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止を求める申請を、国境措置手続が適用される締約国の行政上又は司法上の権限のある当局に対して書面で行うことができるようにするための手続を採択する。締約国は、他の侵害を伴う貨物について当該申請を行うことを認めることができる。

⁵⁷⁰ TRIPS 協定第 III 部第 4 節には、第 51 条～第 60 条が含まれる。

国境措置 （解放停止の申立て） 対象となる行為	（※輸入のみが義務化）（第 18.76 条パラグラフ 1）	（※輸入のみが義務化）（第 11.65 条パラグラフ 1）	（※輸入のみが義務化）（第 14.44 条）
国境措置 （解放停止の申立て） 合理的期間内の認定手続き	<u>義務：解放停止の申立て手続の開始後合理的な期間内に知的財産権の侵害の認定をすることができる手続の採用・維持。</u> 第 18.76 条パラグラフ 6 1、5(a)及び 5(b)並びに該当する場合には 5(c)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。 ※パラグラフ 1 は被疑侵害品の引取り停止、又は当該物品を留置するための申立てについての定め。	<u>義務：解放停止の申立て手続の開始後合理的な期間内に商標権又は著作権（著作権隣接権含む）の侵害について認定することができる手続の採用・維持。</u> 第 11.71 条 各締約国は、<u>第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第 11.69 条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。</u>	
国境措置 （職権による解放停止） 知財の種類	<u>義務：不正商標物品及び著作権（著作権隣接権を含む。）の侵害品の疑いのあるものについて、職権により国境措置を開始することができること</u>	<u>義務：不正商標物品及び著作権（著作権隣接権を含む。）の侵害品の疑いのあるものについて、職権により国境措置を開始することができること</u> 第 11.69 条パラグラフ 1	

	第 18.76 条パラグラフ 5 自国の権限のある当局が、税関管理の下にある物品（注 1）であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて、職権により（注 2）国境措置を開始することができることを定める。 (a) 輸入された物品 (b) 輸出されようとしている物品 (c) 通過物品 （注 1）締約国の税関手続きの対象となる物品を意味するものとして取り扱ってもよい （注 2）職権による行為は、第三者又は権利者からの告訴を必要としない。	輸入貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある（注）物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。 （以下略） （注）締約国は、当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有することに基づいてこの義務を履行することができる。	
国境措置 （職権による解放停止） 対象となる行為	<u>輸出、輸入、通過物品について義務化</u> 第 18.76 条パラグラフ 5	<u>輸入について義務化。</u> 第 11.69 条パラグラフ 1 <u>輸出については任意。</u> 第 11.69 条パラグラフ 2 輸出貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する<u>ことができる。</u> （以下略）	
国境措置 （職権による解放停止） 合理的な期間での侵害認定の手続き	<u>義務：職権による手続の開始後合理的な期間内に知的財産権侵害物品の侵害について認定することができる手続とすること。</u> 第 18.76 条パラグラフ 6 1、5(a)及び 5(b)並びに<u>該当する場合には 5(c)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵</u>	<u>義務：職権による手続の開始後合理的な期間内に商標権又は著作権（著作隣接権含む）の侵害について認定することができる手続とすること。</u> 第 11.71 条 第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第 11.69 条（職権による行	

	害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。 ※パラグラフ 5 は被疑侵害品の引取り停止、又は当該物品の留置を職権で行うことについての定め。	為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止)に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。	
国境措置 (職権による解放停止) 通知事項		義務：職権により行動する場合には、輸入の場合は輸入者及び権利者が、輸出の場合は輸出者及び権利者が、停止の通知を速やかに受けること。 第 11.69 条パラグラフ 1 (略) 各締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。 第 11.69 条パラグラフ 2 (略) 当該締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸出者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。	
国境措置 (職権による解放停止) 公務員等の責任免除		義務 第 11.69 条パラグラフ 3 職権により行動する場合には、各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除することを定める。	
国境措置 セキュリティ又は同等の保証	義務：不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物	義務：著作権侵害物品又は不正商標物品の疑いがある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、権限のある当局が	義務：不正商標物品又は著作権侵害物品の輸入について、解放停止の申立を行う権利者に権限のある当局が十分な合理的な

	品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、権限のある当局が十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 18.76 条パラグラフ 3 自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。 当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。 当該担保については、当該物品が知的財産権を侵害するものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができる。	十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 11.67 条 自国の権限のある当局が、第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。 各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。	担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 14.45 条 各締約国は、管轄当局が、被告及び管轄当局を保護し、かつ、濫用を防止するのに十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう、本条に定める手続を請求する権利者に要求する権限を有することを規定する。 各締約国は、この担保又はこれに相当する保証がこれらの手続を利用することを不当に抑止しないことを定める。
国境措置 「物品の解放の停止の通知」における物品の輸入者の氏名等の通知	第 18.76 条パラグラフ 4 <u>任意</u> 自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合	第 11.68 条 <u>任意</u> 情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、又は当該物	第 14.46 条 <u>義務</u> 個人情報の保護に関する法律に従い、所管官庁が不正商標物品又は著作権侵害物品であると疑われる商品の差止め又は押収を行った場合には、所管

	には、自国の権限のある当局が物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することができる <u>義務</u> ただし、与えない場合には、少なくとも輸入物品について、認定から30日以内に上記情報を権利者に提供する権限を自国の権限のある当局に付与すること。	品の解放を停止した場合には、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。	官庁が、権利者の求めに応じて、<u>輸入者の氏名又は名称及び住所</u>を権利者に通知し、並びに当該商品の見本を権利者に提供する権限を有することを定める。
国境措置 手荷物及び 小型貨物	第18.76条パラグラフ9 <u>義務</u> この条の規定は、<u>小型貨物で送られる商業的な性質の物品</u>についても適用する。 <u>任意</u> 締約国は、旅行者の<u>手（注）荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品</u>については、この条の規定の適用から除外することができる （注）締約国は、<u>小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品</u>についても、この条の規定の適用から除外することができる。		第14.47条：最小限の輸入 <u>任意</u> 旅行者の<u>個人的な手荷物</u>に含まれ、又は小口貨物として送付される<u>非商業的な性質の少量の物品</u>をこの条の適用から除外することができる。
国境措置 当局への廃棄を命ずる 権限の付与	<u>義務</u> 知的財産の侵害物品について、当局が「廃棄を命ずる権限を有する」こと、及び、「廃棄されない場合、流通経路に回帰されない」ことを確保すること。	<u>義務</u> 「著作権侵害物品又は不正商標商品」について、当局が「廃棄」及び「処分」を命ずる権限を有すること、及び、「廃棄されない場合、流通経路に回帰されない」ことを確保すること。	<u>任意</u> 税関により解放が停止され、かつ不正商標物品又は著作権侵害物品として没収された商品を廃棄すること、及び、不正商標物品については、違法に付された商標を除去する

	第 18.76 条パラグラフ 7 <u>自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。</u> 当該物品が廃棄されない場合には、例外的な場合を除くほか、<u>権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。</u><u>不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により、流通経路への物品の流入を認めることはできない。</u>	第 11.72 条 権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が<u>著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物品の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。</u>当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、<u>権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。</u><u>不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。</u>	だけでは、流通経路への解放を認めるには十分ではないことを定めても良い。 第 14.48 条 各締約国は、自国の税関当局により引渡しを停止され、かつ、<u>不正商標物品又は著作権侵害物品として没収された商品は、例外的な場合を除き、廃棄されるものとし、不正商標物品については、不法に付された商標を単に除去するだけでは、通商の経路への商品の引渡しを認めるに足りないとする旨を定めることができる。</u>
国境措置 手数料設定 の制限	第 18.76 条パラグラフ 8 <u>義務</u> 申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならない。	第 11.73 条 <u>義務</u> 申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならない。	
国境措置 当局への情 報提供	第 18.76 条パラグラフ 2 <u>義務</u> 自国の権限のある当局が<u>不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続を開始する権利者が、当該手続を定める締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実がある</u>	第 11.70 条 <u>義務</u> 各締約国は、自国の権限のある当局がこの款に定める<u>国境措置をとるに当たって職権により行動する場合</u>には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために<u>関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定める。</u> <u>任意</u> 権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認めるこ	

	と当該権限のある当局が推定するに足りる適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求されることを定める。当該情報の提供の要求は、当該手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。	とができる。	
民事措置 民事措置の対象	<u>義務</u> 第 18.74 条パラグラフ 1 この章の規定の対象となる知的財産権の行使について、民事上の司法手続を権利者が利用することができるようにする。	<u>義務</u> 第 11.59 条パラグラフ 1 この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者に利用可能なものとする。 (略)	<u>義務</u> 第 14.33 条 本章に含まれる知的財産権の行使に関する民事裁判手続を権利者が利用できるようにする。
民事措置 「権利者」の定義	第 18.74 条パラグラフ 1 (注) この条の規定の適用上、「権利者」には、 <u>許諾を得た者、連合及び団体であって、権利を主張する法的な地位及び権限を有するものを含む。</u> 「許諾を得た者」には、特定の知的財産に含まれる一又は二以上の排他的な知的財産権について <u>排他的な許諾を得た者を含む。</u>	第 11.59 条 (注) この条の規定の適用上、「権利者」には、 <u>連合及び団体であって、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。</u>	第 14.33 条 「権利者」には、 <u>知財権のいずれか一つ以上を排他的に有する者及び、当該権利を主張する法的地位及び権限を有する連合及び団体を含む</u> ことを規定。
民事措置 手続における秘密情報・営業秘密の扱い	<u>義務</u> 第 18.74 条パラグラフ 14 民事訴訟手続の当事者や弁護士等に対し、営業秘密の保護に関する命令に違反した場合に制裁を科す権限を、司法当局に付与すること。	<u>義務</u> 第 11.63 条 民事訴訟手続の当事者や弁護士等に対し、営業秘密の保護に関する命令に違反した場合に制裁を科す権限を、司法当局に付与すること定める。	<u>義務</u> 第 14.40 条パラグラフ 2 民事裁判手続きにおいて、当該手続きに関連して作成又は交換された秘密情報の保護に関連する司法命令に違反した当事者弁護士等に対し制裁を科す権限を、当局に付与すること。
民事措置	<u>義務</u>		<u>義務</u>

証拠の提出	第 18.74 条パラグラフ 13 自国の司法当局が、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、<u>知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、自国の関係法令に規定する関連情報であって当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを少なくとも証拠を収集する目的のために当該権利者又は当該司法当局に提供するように命ずる権限を有することを定める。</u> 当該関連情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び知的財産権を侵害する物品若しくはサービス又は侵害していると申し立てられた物品若しくはサービスの生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。		第 14.39 条 <u>知的財産権の行使に関する民事司法手続において、自国の司法当局が証拠収集のために適当と認める場合には、侵害に関連する情報を司法当局又は権利者に提供するように締約国に命じる権限を有することを規定する。</u>
民事措置 侵害の防止			義務 第 14.41 条 知的財産権の執行に関する民事裁判手続において、各締約国は、特に、

			<u>侵害品の輸入が通商の経路に入ることを防止し、かつ、侵害品の輸出を防止するために、司法当局が締約国に対し侵害行為の停止を命ずる権限を有することを定める。</u>
民事措置 損害賠償額の算定	<u>義務</u> 第 18.74 条パラグラフ 3 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、少なくとも、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。 第 18.74 条パラグラフ 4 損害賠償の額を決定するに当たり、「<u>権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、希望小売価格等を含むことができる）</u>」を考慮する権限を当局に付与する。 第 18.74 条パラグラフ 5 少なくとも著作権又は<u>関連する権利の侵害及び商標の不正使用</u>について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、<u>少なくとも 3 に規定する場合</u>には、<u>侵害者に対し、その侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限</u>を有することを定める。	<u>義務</u> 第 11.60 条パラグラフ 2 締約国の司法当局は、1 の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、特に、<u>権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限</u>を有する。（注） （注）締約国の司法当局は、損害賠償の額を決定するに当たり、適当な場合には、<u>侵害の対象となった物品又はサービスの価値であって、その市場価格によって評価されるものを考慮する権限</u>を有することができる。 第 11.60 条パラグラフ 3 締約国の司法当局は、<u>著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者</u>に対し、当該侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。（注） （注）締約国は、当該利益が 1 に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この 3 の規定を遵守することができる。	<u>義務</u> 第 14.34 条 (a) 民事裁判手続において、その司法当局は、侵害者に対し権利者への支払いを命じる権限を有する： (i) <u>侵害の結果、権利者が被った損害を補償するのに十分な損害賠償、または</u> (ii) <u>少なくとも著作権または関連する権利の侵害および商標の偽造の場合、侵害に起因する侵害者の利益。</u> <u>任意</u> 第 14.34 条 (b) 知的財産権の侵害に対する損害賠償を決定する際、同国の司法当局は、特に、市場価格、希望小売価格、または権利者から提出されたその他の正当な価値尺度によって測定された、侵害された商品またはサービスの価値を考慮することができる。 第 14.35 条 民事裁判手続において、<u>少なくとも著作権又は関連する権利により保護される著作物、レコード及び実演に関し、並びに商標の偽造の場合には、各締約国は、権利者の選択により利用することができる損害賠償金をあらかじめ定め、又は維持することができる。</u>

	第 18.74 条パラグラフ 6 民事上の司法手続において、<u>著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</u> (a) <u>権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償</u> (b) <u>追加的な損害賠償</u> (注) (注) <u>追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。</u> 第 18.74 条パラグラフ 7 民事上の司法手続において、<u>商標の不正使用に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</u> (a) <u>権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償</u> (b) <u>追加的な損害賠償</u> (注) (注) <u>追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。</u>		
民事措置 訴訟費用の 支払い	<u>義務</u> 第 18.74 条パラグラフ 10 自国の司法当局が、<u>少なくとも著作権又は関連する権利、特許及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は当該締約国の法令に定める他の費用</u>	<u>義務</u> 第 11.61 条 各締約国は、自国の司法当局が、<u>少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。</u>	<u>義務</u> 第 14.36 条 各締約国の司法当局は、<u>侵害者に対し、適切な弁護士費用を含む費用を権利者に支払うよう命じる権限を有する。</u>

	を支払うよう命ずる権限を有することを定める。		
民事措置 代替的紛争 解決		任意 第 11.59 条パラグラフ 2 知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用することを認めることができる。	任意 第 14.42 条 知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために、裁判外紛争解決手続を利用することを認めることができる。
民事措置 侵害物品等 の廃棄・排除	義務 第 18.74 条パラグラフ 12 民事上の司法手続について、次のことを定める。 (a) 自国の司法当局が、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、権利者の申立てにより、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。 (b) 自国の司法当局が、(a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用された材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。 (c) 不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去が、流通経路への物品の流入を認めるために十分ではないこと。	義務 第 11.62 条パラグラフ 1 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。（注） （注）締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。 第 11.62 条パラグラフ 2 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。 （注）締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除するこ	義務 第 14.38 条 侵害に対する効果的な抑止力を創出するため、締約国の司法当局は、侵害品であると認定した商品について、いかなる種類の補償も行わずに、又はこれが自国の法令に反しない限り、廃棄を命ずる権限を有する。 締約国の司法当局は、また、侵害品の創作に主に使用された材料及び器具を、いかなる種類の補償もなしに、権利者に生じる損害を回避するような方法で商業の流通経路外に処分することを命じる権限を有する。両締約国の司法当局は、また、侵害品の作成に主に使用された材料及び器具を、いかなる種類の補償もなしに、更なる侵害の危険を最小化するような方法で商業の流通経路外に処分することを命じる権限を有する。このような要請を検討する際には、侵害の重大性と命令された救済措置との間の比例関係の必要性及び第三者の利益を考慮しなければならない。不正商標商品については、違法に付された商標を単に除去するだけでは、例外的な場合を除

		とに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。 第 11.62 条パラグラフ 3 <u>不正商標商品</u>に関し、例外的な場合を除くほか、<u>違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。</u>	き、当該商品の通商経路への放出を認めるには不十分である。
暫定措置 証拠の差押え	<u>義務</u> 第 18.75 条パラグラフ 3 <u>著作権（著作隣接権含む）侵害及び商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害に関連する材料及び道具並びに少なくとも商標の不正使用については侵害に関連する証拠書類を、差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を当局に付与すること。</u>	<u>義務</u> 第 11.64 条パラグラフ 1 各締約国は、<u>商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び次に掲げるものの双方を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。</u> (a) <u>申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具</u> (b) <u>申し立てられた侵害に関連する証拠書類</u> 第 11.64 条パラグラフ 2 <u>著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。</u> (a) <u>申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具</u> (b) <u>申し立てられた侵害に関連する証拠書類</u>	民事手続における以下の義務について、暫定措置により満たすことができることが規定されている。 第 14.37 条 <u>著作権または関連する権利の侵害および不正商標に関する民事司法手続において、各当事者は、その司法当局が、その法律および規制に従って、少なくとも不正商標に関して、侵害しているとされる商品、材料、および行為に関連する道具の差し押さえを命じる権限を有することを規定する*。</u> <u>*締約国は、暫定措置によってこの義務を果たすことができる。</u>
暫定措置 同等の補償	<u>義務</u> 第 18.75 条パラグラフ 2 自国の司法当局が、知的財産権に関する<u>暫定</u>	<u>義務</u> 第 11.64 条パラグラフ 4 自国の司法当局が、暫定措置に関し、<u>申立人に対し、</u>	<u>義務</u> 第 14.43 条パラグラフ 3 司法当局は、出願人が権利者であること、出願人

	措置を求める申立人に対し、当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって当該司法当局が確認するため、合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分な水準に定められた担保又は同等の保証を提供するよう命ずる権限を有することを定める。そのような担保又は同等の保証は、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。	当該申立人が権利者であること及び当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分であり、かつ、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げない担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することを定める。	の権利が侵害されていること又はかかる侵害が差し迫っていることを十分な確実性をもって納得させるために、<u>出願人に対し、合理的に入手可能な証拠の提出を要求し、被告を保護し濫用を防止するのに十分な担保又は同等の保証の提供を出願人に命ずる権限を有する。</u>
刑事措置 知財の種類	義務：少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権（著作隣接権を含む。）を侵害する複製。 第 18.77 条パラグラフ 1 刑事上の手続及び刑罰であって、<u>少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。</u> (a) <u>商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為</u> (b) <u>商業上の利益又は金</u>	義務：少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権（<u>著作隣接権を含む。</u>）を侵害する複製及び商標の不正使用 第 11.74 条パラグラフ 1 刑事上の手続及び刑罰であって、<u>少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。</u>	義務：少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は著作権侵害（<u>著作隣接権の取り扱い任意</u>） 第 14.49 条 <u>少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は著作権侵害の場合に適用される刑事手続及び罰則を定めるものとし、関連する権利の侵害についても同様に扱うことができる。</u>

	<u>錢上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの</u>		
刑事措置 対象となる 行為（輸 入・通 過物品）	<u>輸出、輸入について義務化</u> 第 18.77 条パラグラフ 2 <u>故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を</u> 刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。	輸入について義務化。 第 11.74 条パラグラフ 2 <u>故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を 1 に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として</u> 取り扱う。当該著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、この条の規定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。	
刑事措置 対象となる 行為（ラ ベル又は包 装における 商標の使用）	<u>義務</u> 第 18.77 条パラグラフ 3 <u>次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。</u> <u>(a) 自国の領域において登録されている商標と同一の商標又は当該自国の領域において登録されている商標と識別することができない商標が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。</u> <u>(b) 自国の領域において商標が登録されている物品と同一の物品について又は自国の領域において商標が登録され</u>		

	<u>ているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。</u>		
刑事措置 対象となる 行為（映画 盗撮）	<u>義務</u> 第 18.77 条パラグラフ 4 映画館において <u>上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製</u> であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処すること及び当該損害を抑止することの必要性を認め、 <u>少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置</u> （刑事上の手続及び刑罰に限定することを要しない。）を採用し、又は維持する。	<u>義務</u> 第 11.74 条パラグラフ 4 映画館において <u>上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製</u> であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、及び当該損害を抑止することの必要性を認識して、 <u>少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置</u> を採用し、又は維持する。	明記はされていないが、映画盗撮は、第 14.49 条に含まれると理解される。 第 14.49 条 少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は <u>著作権侵害</u> の場合に適用される刑事手続及び罰則を定めるものとし、関連する権利の侵害についても同様に扱うことができる。
刑事措置 対象となる 行為（教唆・幫助）	<u>義務</u> 第 18.77 条パラグラフ 5 この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定めることを要求される犯罪について、幫助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。		
刑事措置 制裁	<u>義務</u> 第 18.77 条パラグラフ 6 1 から 5 ままでに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。 (a) <u>拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額</u> の罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（略） (c) 当該締約国の司法当局その他の権限のある	<u>義務</u> 11.74 条パラグラフ 3 1 及び 2 に規定する犯罪に関し、次の事項を定める。 (a) <u>拘禁刑及び十分に抑止的な罰金</u> であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰 (b) 自国の司法当局が、 <u>著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、犯罪のために主として使用された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪</u>	<u>義務</u> 第 14.50 条 第 14.49 条に加え、各締約国は、次のことを規定する： (a) 侵害者の金銭的インセンティブを排除するという方針に合致し、将来の侵害に対する抑止力を提供するのに <u>十分な金銭的罰金だけでなく、禁固刑を含む罰則</u> ； (b) 適切な場合、利用可能な救済措置には、 <u>侵害品、および犯罪の実行に</u>

	当局が、不正商標物品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命ずる権限を有すること。締約国は、差押えの対象となる物件の特定をこの(c)に規定する司法上の命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。 (d) 当該締約国の司法当局が、少なくとも重大な犯罪については、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収を命ずる権限を有すること。 (e) 当該締約国の司法当局が、次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。 (i) <u>全ての不正商標物品及び著作権侵害物品</u> (ii) <u>主として著作権侵害物品又は不正商標物品の生産において使用された材料及び道具</u> (iii) <u>不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装</u> ((i)及び(ii)に掲げる物に該当するものを除く。)	に関連する証拠書類の差押えを命ずる権限を有すること。 (c) 自国の司法当局が、被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。 (i) <u>著作権侵害物品及び不正商標商品</u> (ii) <u>著作権侵害物品又は不正商標商品の生産において主として使用された材料及び道具</u> (iii) <u>不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装</u> ((i)及び(ii)に掲げる物品に該当するものを除く。)	主に使用された資材や道具の押収、没収、破棄も含まれること。 (以下略)
--	---	---	---

	<u>不正商標物品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該司法当局その他の権限のある当局は例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から排除すること</u>を確保する。各締約国は、<u>(c)</u>及びこの<u>(e)</u>の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もなく行われることを更に定める。 <u>(f)</u>当該締約国の司法当局その他の権限のある当局が、侵害に関する民事上の手続のため、<u>関係当局によって保管されている物品、材料、道具及び他の証拠を権利者に解放し、又はこれらに代えて利用する機会を提供する権限を有すること。</u> (以下略)		
刑事措置 職権による 手続	第 18.77 条パラグラフ 6 <u>1 から 5 までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。</u> <u>(g) 当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること。</u>		第 14.50 条 第 14.49 条に加え、各締約国は、次のことを規定する： <u>(c) 同国当局は、知的財産章に記載された違反行為に関して、私人または権利者による正式な申し立てを必要とせずに、職権で法的措置を開始することができる。</u>
デジタル環境における 権利行使 知財の種類	第 18.71 条パラグラフ 2 第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）、第 18.75 条（暫定措置）及び第 18.77 条（刑事上の手続及び刑罰）に定める権利行使の手続を、<u>デジタル環境における商標</u>	第 11.75 条 第二款（民事上の救済）及び第四款（刑事上の制裁）に定める<u>権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとする</u>ことを確認する。	第 14.32 条 <u>インターネットその他のデジタル・ネットワークにおける著作権侵害を抑制するための措置をとる。</u>

	<u>権、著作権又は関連する権利の侵害行為についても同様に利用することができることを確認する。</u>		
プロバイダ 関連規定 インターネット・サービス・プロバイダの責任の制限	(※凍結項目) <u>義務</u> 第 18.82 条パラグラフ 1 締約国は、媒介手段として機能する正当なオンライン・サービスの継続的な発展を円滑にすることの重要性及びオンラインの環境において生ずるこの章の規定の対象となる著作権の侵害に対し権利者が効果的な行動をとることを認める権利行使の手続を貿易関連知的所有権協定第 41 条の規定に適合する態様で提供することの重要性を認める。このため、各締約国は、そのような著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、及びインターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する<u>適当な免責を確立し、又は維持する。</u>この法的な救済措置及び免責の枠組みには、次の事項を含める。 (a) インターネット・サービス・プロバイダが著作権のある素材の許可のない保存及び送信を抑止することを目的として著作権者と協力すること又はこれに代えてそのような目的のための他の行動をとることを促す法的な奨励		

	措置 (b)インターネット・サービス・プロバイダが管理し、開始し、又は指示することなく行われ、及び当該インターネット・サービス・プロバイダによって又は当該インターネット・サービス・プロバイダのために管理され、又は運営されるシステム又はネットワークを通じて行われる著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダに対して金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する当該締約国の法令における制限		
プロバイダ 関連規定 インターネット・サービス・プロバイダからの情報取得	(※凍結項目) <u>義務</u> 第18.82条パラグラフ7 <u>著作権の侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダの保有する侵害者であるとされる者を特定する情報を著作権の保護又は行使のために求める場合には、当該情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにするための手続（司法上の手続であるか行政上の手続であるかを問わない。）を自国の法制に従い、かつ、<u>正当な手続及びプライバシーの原則に適合する方法で定める。</u></u>		
プロバイダ 関連規定	(※凍結項目) <u>義務</u>	<u>義務</u> 第11.14条	

技術的保護手段	第 18.68 条パラグラフ 1 著作者、実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、並びにその著作物、実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置を講ずるため、次のいずれかの行為を行う者が第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。 (a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら行うもの (b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品を製造し、輸入し、若しくは頒布し（注）、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為 注締約国は、製造、輸入及び頒布についてこの(b)に定める義務が、それらの行為が販売若しくは貸与のために行	著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。	
----------------	--	--	--

	われる場合又 (i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この(b)に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること（注）。 (ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること (iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。 各締約国は、いずれかの者が故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために(a)及び(b)に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める。 締約国は、当該刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。また、締約国は、これらの機関のいずれについても(a)及び(b)に掲げる行為が禁じられていることを知らずに善意で当該行為を行う場合には、第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置が適用されないことを定めることができる。		
プロバイダ	(※凍結項目)	義務	

関連規定 電 磁 的 な 権 利 管 理 情 報	義務 第 18.69 条パラグラフ 1 権利管理情報を保護する ための十分かつ効果的 である法的な救済措 置を講ずるため、 (a) 各締約国は、<u>著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限なく行う者が第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。</u> (i) 権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの (ii) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの (iii) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置く行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの	第 11.15 条 電磁的な権利管理情報を保護するため、この章に定める著作権又は<u>関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合</u>に関し、<u>適当かつ効果的な法的救済</u>について定める。 さらに、民事上の救済措置については、<u>そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。</u> (a) 電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること (b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、レコードに固定された実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。	
---	---	---	--

	いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために(i)から(iii)までに規定する行為に従事したことが判明した場合について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。 刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。		
--	---	--	--

CPTPP 協定、RCEP 協定との関係で、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章に存在する規定は、以下のように分類することができる。

なお、規定が存在しない場合であっても、他の国際条約・協定（パリ条約や TRIPS 協定等）に基づき、各国に同様の義務が課されている可能性がある点、及び、規定が存在する場合であっても、他の国際条約・協定（パリ条約や TRIPS 協定等）と実質的に同じ内容の規定であって、それによって各国に新たな義務が生じない可能性がある点には留意されたい。

- ① 韓国・イスラエル自由貿易協定と RCEP 協定にはあって、CPTPP 協定には存在しない規定
 - ・民事措置 代替的紛争解決
 - ・意匠 意匠の排他的権利
 - ・不正競争関連 パリ条約第 10 条の 2 の準用
- ② 韓国・イスラエル自由貿易協定と CPTPP 協定にはあって、RCEP 協定には存在しない規定
 - ・著作権の保護期間
 - ・デ・ミニミスの輸入
 - ・知的財産保護関連情報の入手容易化（出願の情報については努力義務）
 - ・意匠 意匠権期間
 - ・商標 更新期間
 - ・不正競争関連 「開示されていない情報の保護」における「公平な商慣習に反する方法」の類型
 - ・エンフォースメント関連 一般的義務
 - ・民事措置 証拠の提出、刑事措置 職権による手続
- ③ 韓国・イスラエル自由貿易協定にはあって、CPTPP 協定、RCEP 協定双方に存在しない規定
 - ・特許 優先権書類の翻訳要求（任意）
 - ・知的財産権委員会
 - ・レビュー
 - ・不正競争からの保護手段の保証

- ・民事措置 侵害の防止

他方で、韓国・イスラエル自由貿易協定、RCEP 協定との関係で、CPTPP 協定の知財章に存在する規定は、以下のように分類することができる。

① CPTPP 協定と RCEP 協定の知財章には存在するが、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

- ・ニース協定による商標分類義務
- ・意匠 意匠保護（類似意匠の範囲）
- ・不正競争関連 原産地の混同を招くような国名の利用禁止
- ・国境措置 解放停止の申立て 合理的期間内の認定手続き
- ・国境措置 職権による解放停止 知財の種類
- ・国境措置 職権による解放停止 合理的な期間での侵害認定の手続き
- ・国境措置 手数料設定の制限
- ・プロバイダ関連規定 技術的保護手段
- ・プロバイダ関連規定 電磁的な権利管理情報

② CPTPP 協定と RCEP 協定の知財章には存在するが、具体的な内容は両協定で異なり、かつ、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

- ・ドシエの公開義務（CPTPP 協定では特許が義務、RCEP 協定では商標が義務）
- ・特許 出願後 18 ヶ月で公開（CPTPP 協定では努力義務、RCEP 協定では義務）
- ・国境措置 職権による解放停止 対象となる行為（CPTPP 協定では輸出、輸入、通過物品について義務化されているが、RCEP 協定では、輸入のみ義務化されていて輸出は任意規定）
- ・国境措置 当局への情報提供（CPTPP 協定では不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の場合に限定、RCEP 協定では、権限ある当局が職権により行動する場合に限定）
- ・刑事措置 対象となる行為（輸出入・通過物品）（CPTPP 協定では、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象としているが、RCEP 協定では、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を刑事上の手続及び刑罰の対象としている）

③ CPTPP 協定の知財章には存在するが、RCEP 協定と韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

特許・意匠・商標の出願や登録等の情報公開

- ・特許審査結果の相互利用（努力義務）
- ・特許 先願主義
- ・特許 医薬品の特許期間延長制度（義務：凍結項目）
- ・特許 不合理な遅延を補償する特許期間の調整（義務：凍結項目）
- ・特許 パテントリンケージ
- ・商標 非類似の商品・サービスについて未登録周知商標の保護
- ・商標 使用権の記録を要求しないこと
- ・不正競争関連 営業秘密の保護に関する刑事罰
- ・刑事措置 対象となる行為（ラベル又は包装における商標の使用）
- ・刑事措置 教唆・幫助

- ・プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダの責任の制限
- ・プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダからの情報取得

第4章 バングラデシュの知財制度

第1節 法令整備状況

1. 知的財産権に関する法律・規則

特許法（現行法）⁵⁷¹：2022 年法律第 05 号（2022 年 4 月 11 日施行）

尚、バングラデシュ特許法[2023 年法律第 53 号]が、2023 年 11 月 13 日に官報に掲載された⁵⁷²。現地事務所によれば、この法律は 2024 年 2 月 29 日時点でまだ発効していないが、同法が発効され次第、2022 年特許法は廃止され、効力を失うとのことである。

意匠法（現行法）⁵⁷³：2023 年法律第 22 号（2023 年 7 月 11 日施行）

特許意匠法（旧法）⁵⁷⁴：2003 年法律第 15 号により改正された 1911 年法律第 2 号（2003 年 5 月 13 日施行） 現行特許法、現行意匠法の施行にともない、廃止された。

商標法⁵⁷⁵：2009 年法律第 19 号（2009 年 3 月 24 日施行。2015 年一部改正。）

著作権法⁵⁷⁶：2005 年法律第 14 号により改正された 2000 年法律第 28 号（2005 年 5 月 18 日施行）（2023 年 9 月、2023 年著作権法改正法案が国会で可決された（2023 年法律第 34 号）^{577 578 579 580}）。商品に関する地理的表示法^{581 582}：2013 年 LIV（2013 年 11 月 10 日施行）

⁵⁷¹ バングラデシュ特許法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：ベンガル語

http://www.dpkt.gov.bd/sites/default/files/files/dpkt.portal.gov.bd/law/5b9ae827_53be_439e_8268_ec9659102a52/2022-04-18-06-32-5b7b0bb010337f495c9dce05025404a5.pdf

⁵⁷² バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト

<https://www.dpkt.gov.bd/site/view/law/Act>

⁵⁷³ バングラデシュ意匠法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：ベンガル語

http://www.dpkt.gov.bd/sites/default/files/files/dpkt.portal.gov.bd/law/635bb3b8_eaf7_471a_b1ac_b3e1f617dc89/2023-07-24-07-34-f93d4fb68c235fabe802ef16b823ba2a.pdf

⁵⁷⁴ バングラデシュ特許意匠法（旧法）（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bang-tokkyo_ishou.pdf

⁵⁷⁵ バングラデシュ商標法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bang-shouhyou.pdf>

⁵⁷⁶ バングラデシュ著作権法（WIPO ウェブサイト）

英語：<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587776>

ベンガル語：<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/251995>

⁵⁷⁷ Copyright Bill 2023 passed in JS to widen scope for protection（The Business Standard ウェブサイト 2023 年 9 月 11 日の記事）

<https://www.tbsnews.net/bangladesh/copyright-bill-2023-passed-js-widen-scope-protection-698762>

⁵⁷⁸ バングラデシュ著作権局ウェブサイト

<http://www.copyrightoffice.gov.bd/site/view/law/>

⁵⁷⁹ バングラデシュ 2023 年著作権法（バングラデシュ著作権局ウェブサイト）

http://www.copyrightoffice.gov.bd/sites/default/files/files/copyrightoffice.portal.gov.bd/law/84eeb202_8570_4612_afc2_594d833a7bed/2023-10-18-10-12-6e78b3c77381e4e05e3e1866e9e0fb87.pdf

⁵⁸⁰ Laws of Bangladesh（Government of Bangladesh ウェブサイト）

<http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-846.html>

⁵⁸¹ バングラデシュ商品に関する地理的表示法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：英語

http://www.dpkt.gov.bd/sites/default/files/files/dpkt.portal.gov.bd/law/ccf0f124_8979_455f_8d94_de1b2a0c5045/GI%20Act-2013%20English.pdf

⁵⁸² バングラデシュ商品に関する地理的表示法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/584433>

営業秘密の法令：なし

2. 加盟している知的財産権に関する主な条約

バングラデシュでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド協定議定書）、意匠の国際寄託に関するハーグ協定（ハーグ協定）については未加盟である。

ジェトロによる特許意匠商標局へのヒアリング（2019年8、12月、2020年2月）によれば、PCTマドリッド協定議定書への加盟については、国内議論を経て既に加盟方針を決定しており、国内法の整備中である⁵⁸³。現行特許法においても、第39条に「特許に関する国際条約の適用」が規定され、「バングラデシュが当事者である特許に関する国際条約に関して政府の事前承認があれば、それらの条約の規定が本法の関連分野に適用されるものとする。」と規定されている。

第2節 特許制度の概要

バングラデシュと日本の特許制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ特許法は、2022年に現行法に改正されていることから、現行法と旧法との違いについても記載する。さらに、バングラデシュの特許制度の概要を条文とともに示す。

1. 日本の特許制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

- ・保護対象：物質発明は保護対象だが、医薬品及び農薬の物質発明は当面保護対象にならない。
（特許意匠法（旧法）では、物質発明は保護対象ではなかった）
- ・異議申立て（登録前）：あり（特許容認の公告から90日以内に可能）
（特許意匠法（旧法）では、特許容認の公告（拒絶理由がない旨の公告）から4月以内に可能）
- ・仮出願制度：あり（仮出願制度により明細書の補充ができる）
（特許意匠法（旧法）でも、現行法と同じ）
- ・無効審判制度：特許権の取り消しは、裁判所に直接提訴しなければならない。
（特許意匠法（旧法）でも、特許権の取り消しは、裁判所に直接提訴しなければならない。）
- ・遺伝資源：遺伝資源は知的財産とみなされる。バングラデシュ内の遺伝的起源または生物資源は、一定要件下で明細書に記載しなければならない。
（特許意匠法（旧法）には、規定なし）

以下は、特許意匠法（旧法）では日本と異なる制度として存在したが、現行特許法では廃止や修正等により、大きな相違はなくなった。

- ・存続期間：特許意匠法（旧法）では出願日から16年であったが、現行特許法で出願日から20年

⁵⁸³ 2019年度インド IPG バングラデシュの知財概況（JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

に延長された。

- ・権利期間の延長：特許意匠法（旧法）では、5 年以内（さらに延長で最大 10 年）の期間につき、政府へ権利期間の延長を請願することができたが、現行特許法では廃止された。
- ・追加特許制度：特許意匠法（旧法）では存在したが、現行法では廃止された。
- ・審査請求制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。
- ・出願公開制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。
- ・政府による特許の取消し：特許意匠法（旧法）では、公共の理由に基づき、政府による特許の取消しが可能であったが、現行特許法ではこの規定は廃止された。
- ・実用新案制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。

現行特許法の施行に伴い、特許意匠法（旧法）は廃止された（現行特許法第 41 条(1)）。「当該廃止にもかかわらず、当該法に基づいて係属中の出願は、本法（現行法）に基づいて解決される。」との規定（現行特許法第 41 条(2)）や、「第(2)項の規定は、必要な変更および追加を加えて発効し、本法の発効前に裁判所が下した決定は保存される。」との規定（現行特許法第 41 条(3)）があるので、現行法の施行前出願がどのように審査されるのかは、規定上は必ずしも明確ではない。

2. 保護対象

第 2 条（4）に発明の定義が規定され、製品（物質）とプロセス（方法）が対象として記載されている。但し、特許保護の範囲外となる事項を定めた第 5 条の（2）は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されている。

一方で、現行特許法第 5 条（1）には、特許保護の範囲外となる事項が列記されており、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見を、保護対象から除外する規定がある。

第 2 条 定義

本法の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

（略）

(4) 「発明」とは、特定の技術的問題の解決に役立つ、製品またはプロセスに関連するあらゆる形式の発明をいう。

（略）

第 5 条 特許保護の範囲外となる事項。

(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。

（略）

(q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。

（略）

(2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（以下、TRIPS 協定という）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。

ただし、政府は必要に応じて官報で通知することにより、期間を延長または短縮することができるものとする。

特許意匠法（旧法）では、保護対象となる発明は、製造方法の発明に限られていた。

3. 権利の存続期間

現行特許法では、第 20 条に規定され、出願日から 20 年である。

第 20 条 特許の存続期間 特許期間、年会費、特許回復など。

(1) 本条の他の規定に従うことを条件として、特許の存続期間は、特許出願の提出日、または場合によっては優先日から 20 年間継続するものとする。

(略)

特許意匠法（旧法）では、第 14 条に規定され、出願日から 16 年であった。

4. 追加特許

特許意匠法（旧法）では、第 15A 条に規定され、改良又は修正発明に対し追加特許が認められていたが、現行特許法では廃止された。

5. 特許権の効力

特許権の効力は、第 19 条に規定されている。

第 19 条 特許によって付与される権利

(1) この法律の目的上、特許所有者は、その同意なしに、バングラデシュにおいて第三者が特許発明を使用することを阻止する権利を有するものとする。

(2) 特許発明の使用とは、以下のいずれかの行為を行うことをいう。

(a) 特許発明が物である場合には、

(i) 当該商品の製造または製作、輸入、販売の申し出、販売および使用すること。

(ii) 販売用に入手する目的で商品を保管、販売、または使用すること。

(b) 特許発明がプロセスである場合には、

(i) 当該プロセスの実施。

(ii) 当該プロセスの適用によって直接製造された製品に関連して、第(a)号に記載されている行為。

特許意匠法（旧法）では、第 12 条に規定されており、「特許権者はバングラデシュ全土において発明を生産、販売及び使用し、それらの行為を他の者に許諾する排他的権利を与える。」との規定があった。

6. 出願手続要件

現行特許法第 6 条では、特許出願の手続きについて規定されている。

遺伝資源に関する規定もあり、「バングラデシュの国内で直接的または間接的に使用するために収集された遺伝的起源または生物資源は、伝統的知識の要素が含まれる発明に関する出願の場合であって、その発案者の許可なしに直接的または間接的に遺伝資源が使用される場合には、明細書に記載しなければならない。」と規定され、これに違反する場合には、関係機関や団体が当該特許の所有権の一部を主張できる（第 22 条（1））。

第 6 条 特許出願

- (1) 発明者であると主張する者は、単独で、共同で、または法定代理人によって、規則で規定された形式および方法で、所定の手数料を支払った上で、以下の条件の下において、完全明細書（Complete specification）または仮明細書（Provisional specification）を添えて特許意匠商標局長に特許を申請できる。
- (a) 申請者が仮明細書を提出した日から 12 か月以内に完全明細書を提出しなければならない。
- (b) 仮明細書は発明の通常の特徴を有していなければならない、また、後で提出される完全明細書と一致するものでなければならない。
- (2) 第(1)項に基づいて提出されるフォームには、以下の項目が含まれなければならない。
- (a) 出願人および発明者の名前および身元に関する完全な情報。
- (b) 発明の名称。
- (c) 出願された特許の明確かつ完結された説明。
- (d) 出願の特定の部分における発明の説明。
- (e) 発明の特徴を説明する 1 つまたは複数の主張。
- (f) 発明の概要。
- (g) 優先権の主張がある場合は、その番号と日付
- (3) 申請書を受領した時点で特許意匠商標局長が第(2)項に記載の条件を満たしていないと判断した場合、特許意匠商標局長は申請者に対し、指定された期間内に必要な修正を行うよう指示するものとする。上記期間内に必要な修正が行われない場合、申請は放棄されたものとみなされる。
- (4) 以下の書類を特許出願に添付しなければならない。
- (a) 申請者が代理人を通じて申請書を提出する場合、2012 年委任状法（2012 年法律第 35 号）に基づいて当該代表者に代わって付与された委任状の写し。
- (b) 特許出願人が発明者本人ではない場合、その権利の正当性を説明する証明書または譲渡書。
- (c) 優先権主張の場合、本法第 11 条第(4)項に基づく認証謄本。
- (5) 特定の技術が、専門家による十分な実験が行われずに、提供された情報に基づいて発明の使用もしくは有効とされる場合、請求された発明は明確かつ完全なものとして開示されたとみなされる。
- (6) 発明を明確に開示するために、必要に応じて図面（drawing）を提出しなければならない。
- (7) 発明の保護の内容。
- (a) 請求の形式を記載しなければならない。
- (b) 明確かつ簡潔であり、説明によって完全に裏付けられていなければならない。
- (c) 説明には発明の明細書および図面を使用するものとする。
- (8) 特許保護を説明する目的で、簡単な技術情報を提供しなければならない、特に必要な場合を除き、当該情報は 300 字を超えてはならない。
- (9) 遺伝的起源または生物資源の場合、バングラデシュの地理的境界内で直接的または間接的に使用するために収集された遺伝的起源または生物資源と明らかに知られており、それらに関与しているか関与していないかにかかわらず伝統的知識の要素の発明に関する主張は、その発案者の事前の許可なしに直接的または間接的に使用される場合には、発明の説明の中に記載しなければならない。
- (10) 特許意匠商標局長は、バングラデシュにおける特許技術の使用を促進することを目的として、特許を付与する前に、外国の特許出願人に対し、その特許の説明をバングラデシュ国民の一般的な技能に適合させるよう指示することができる。

特許意匠法（旧法）には、出願手続きについては同様の規定があったが、遺伝資源に関する規定はなかった。

7. 仮出願制度

仮出願制度は、現行特許法第6条で規定されている。申請者が仮明細書を提出した日から12か月以内に完全明細書を提出しなければならない。仮明細書は発明の通常の特徴を有していなければならない、また、後で提出される完全明細書と一致するものでなければならない。

特許意匠法（旧法）においても、仮明細書による出願も認められていた。

8. 出願公開制度

第14条に規定され、出願の提出から18か月が経過した後、特許意匠商標局長は特許出願を公衆の閲覧のために公開する。

第14条 出願の公開

- (1) 出願の提出から18か月が経過した後、特許意匠商標局長は特許出願を公衆の閲覧のために公開する。
- (2) 第(1)項に基づく特許出願の内容は、以下の事項について、ウェブサイト上または通常の方法での公開により公衆に通知されなければならない。
 - (a) 発明の名称。
 - (b) 特許出願人および発明者の名前。
 - (c) 出願書の提出日と番号。
 - (d) 存在する場合、優先番号および優先日。
 - (e) 特許の分類。
 - (f) 存在する場合、本発明の主要な要素を示す図面。
 - (g) 内容の要約。
- (3) 特許出願の公開に関連する手数料は、規則によって決定されるものとする。
- (4) 誰でも、必要に応じて、規則で定める手数料を支払った上で、公衆に公開された出願の特許に関する完全な写しを受け取ることができる。
- (5) 特許意匠商標局長は、第(2)項で言及されたウェブサイトまたは通知で公開されない限り、出願を検閲したり、それに関する情報を提供したりする許可を与えない。
- (6) 出願人は、規則で定められた手数料を支払った上で、18か月の期間が満了する前であればいつでも、特許意匠商標局長に対し、特許出願を公衆に公開するよう要求することができる。

特許意匠法（旧法）には出願公開制度はなく、以下のような付与前公告制度を採用していた。

出願が受理されると、受理を公告するとともに、願書及び明細書、(もしあれば)図面を添えて公衆の閲覧に供される。出願の受理から、当該出願に係る特許証に公印が付与される日まで、又は公印が付与される期間が満了するまで、出願人は当該発明に係る特許出願が受理された日に公印を付与されたと同様の特権及び権利を有する。ただし、出願人は、特許証に公印が付与されるまで侵害訴訟を提起する権利は有しない。

9. 優先権

第 11 条に規定され、パリ条約締約国又は WTO 加盟国において過去に行われた出願から優先権を主張することができる。優先期間は、先願（複数の先願がある場合は最先の先願）の出願日から 12 か月以内である。

第 11 条 優先権に関する主張

- (1) 1883 年の工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約という）に従って、出願人はパリ条約および世界貿易機関（以下、WTO という）の加盟国のいずれかで特許出願を行う際に、以前に提出された 1 つ以上の国内出願または地域出願の優先権主張の宣言を行うことができる。
- (2) 第(3)項に記載の期間が満了する前にバングラデシュで提出された出願は、その期間内に取られないかなる措置によっても無効とされないものとする。その他の出願の提出、発明の開示、使用またはそのような行為の結果として第三者の権利が発生することはないものとする。
- (3) 第(1)項の優先期間は 12 か月とし、当該期間はパリ条約第 4 条の規定に従って計算されるものとする。
- (4) 本条に基づいて提出された出願において何らかの宣言がなされた場合、特許意匠商標局長は、規則で定められた期間内に、出願人に対し、知的財産局へ事前提出された出願に関して当該官庁が発行した証明書の提出を指示することができる。
- (5) 本条の目的達成のために必要なその他の事項は規則で定められる。

特許意匠法（旧法）では、イギリスとの相互協定に基づく優先権が第 78A 条に規定されていた。

10. 登録要件

第 3 条に、特許性に関する規定があり、産業に利用可能な新規性と進歩性を有する発明は特許可能である。新規性の判断基準は、第 3 条により、特許に関連する情報が一般に公開されている場合、その情報は先行技術として扱われ、新規性は失われる。インターネット上の情報は先行技術とみなされる。

第 3 条 特許対象となる発明

- (1) 技術製品またはプロセスの発明は、産業に適用可能な新規性と進歩性がある場合、特許を受けることができる。
- (2) 既知の先行技術では考えられない発明には、新規性が存在するとみなされる。
- (3) 発明は、既存の知識または従来技術の範囲を超え、知識における実質的な技術的進歩を表し、特許請求された発明がその特定の技術の当業者にとって明白ではない場合、進歩性を含むものとみなされる。
- (4) 産業に応用または使用できる著作物はすべて発明とみなされる。

ここで先行技術とは、特許出願前に、関連する発明の情報が、あらゆる場所で視覚的に、また使用、書面、口頭その他の方法で、公衆に開示されていることをいう。ただし、いかなる発明も、当該開示が出願日以降に行われた場合、またはその所有権の前任者によって、またはそれに関連する第三者の悪用によって行われた場合には、公衆に開示されたものとみなされない。

特許意匠法（旧法）では、新規性の判断基準は、国内公知・公用であった（当該発明は、バングラデシュ国内の領域において公に使用されているか、又はバングラデシュ国内の領域において

公に知られていること)⁵⁸⁴。

1 1. 不特許事由

第 5 条に不特許事由に関する規定がある。

第 5 条 特許保護の範囲外となる事項

(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。

(a) 発見、科学理論、数学的手法。

(b) 商業的方法、精神的な活動、スポーツのルールまたは手順、およびコンピュータープログラム。

(c) 手術または療法による人体または動物の治療法、および人体または動物の病気の診断方法。ただし、この規定は、当該処置で使用されるデバイスまたはキットには適用されない。

(d) 自然物は、それが処理され、人為的に変形され、あるいは自然から分離されたものであっても、この規定は当該自然物体をその自然環境から分離するプロセスには適用されない。

(e) 既知の事項における新たな使用法の発見。ただし、そのような使用法が本法第 3 条に基づく発明につながる場合には適用されないものとする。

(f) 微生物以外の動植物およびその部分、無機および微生物プロセスを除く植物または動物およびその部分の生産に必要な生物学的プロセス。

(g) 公序良俗を保護する目的で、バングラデシュ国境内での商業利用を防止するために必要な発明。

(h) 軽微な発明、または確立された明白な自然法則に反するプロセス。

(i) 元素の性質の総和のみからなる単純な組み合わせによって得られる物質およびその物質の製造方法。

(j) 既知の発明（装置）を翻案または複製したもので、翻案前のそれ自体の特性とは無関係に機能するもの。

(k) 農業または園芸方法。

(l) 文学、演劇、音楽、芸術作品、または美的性質の作品、映画作品、およびラジオまたはテレビで放送されるドラマ。

(m) 情報の単なる説明。

(n) さまざまな要素で構成される集積回路の詳細な説明。

(o) 伝統的な知識からなる発明、伝統的に知られている要素または既知の要素の組み合わせや合計に基づく発明。

(p) その使用が公衆衛生または環境に重大な脅威をもたらす発明。

(q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。

⁵⁸⁴ 「新規性の判断基準は、規定上は国内公知・公用とされるものの、TRIPS 協定に準拠するために世界公知・公用で運用されている。」という報告がある。

2019 年度インド IPG バングラデシュの知財概況（JETRO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

1 2. 新規性喪失の例外

第3条(4)で、「いかなる発明も、(中略)その所有権の前任者によって、またはそれに関連する第三者の悪用によって行われた場合には、公衆に開示されたものとみなされない。」と規定されている。

第3条 特許対象となる発明

(略)

(4) 産業上利用又は実施することができる作品は、発明であるとみなされる。

説明 用語「先行技術」とは、可視、使用、書面、口頭又は如何なるその他の方法であるかに拘らず、特許出願前に、何れかの場所において公衆に対してなされた関連する発明の開示情報をいう。ただし、如何なる発明も、当該開示が、出願日又は場合によっては出願の優先日前の12月以内に、出願人又はその前権利者の濫用によって若しくは関係する第三者によって発生した場合には、公衆に開示されているとみなしてはならない。

特許意匠法(旧法)では、博覧会及び学会における自己の行為等に対して、新規性喪失の例外が認められていた。

1 3. 先願主義

バングラデシュでは先願主義が採用されており、第4条に規定がある。

第4条 発明者の特許権

(略)

(3) 2名以上の者が同一の発明を個別になした場合、特許を最初に出願した者が当該特許を享受し、また、優先権主張の場合には、優先日は、当該特許出願の日付とみなされる。

1 4. ダブルパテント

実用新案特許を規定した第32条にダブルパテントの規定が含まれる。

同一の発明については、特許と実用新案特許を同時に付与することはできず、他の特許出願や実用新案特許等が存在すると、当該他の特許出願や実用新案特許等の放棄等が行われない限り、特許、実用新案特許を取得できない。

第32条 実用新案特許に関する事項。

(略)

(6) 同一の発明については、特許と実用新案特許を同時に付与することはできない。

(7) 何者かが、

(a) 実用新案特許を出願する場合。

(b) 実用新案登録証を取得する場合。

(c) 特許出願または特許証明書の内容と類似している場合。

この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、実用新案特許はその者に有利に付与されないものとする。

何者かが、

(a) 特許を出願する場合。

(b) 特許を取得している場合。

(c) 特許出願または特許の内容と類似している場合。

この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、特許はその者に有利に付与されないものとする。

(7) 何者かが、

(a) 実用新案特許を出願する場合。

(b) 実用新案登録証を取得する場合。

(c) 当該出願または特許証明書の内容と類似している場合。

この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、実用新案特許はその者に有利に付与されないものとする。

(8) 何者かが、

(a) 特許を出願する場合。

(b) 特許を取得している場合。

(c) 当該出願または特許の内容と類似している場合。

この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、特許はその者に有利に付与されないものとする。

(略)

15. 審査請求

第17条に規定され、特許出願の提出日から36か月以内に特許出願の審査請求ができる。

第17条 特許出願の審査

(1) 特許出願の提出日から36か月以内に、出願人は所定の手数料を支払った上で特許意匠商標局長に特許出願の審査を請求することができる。

(2) 第(1)項に規定された期間内に請求が提出されない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(3) 第(1)項に記載の期間は、必要に応じて3か月延長することができる。ただし、当該期間の満了前に、所定の手数料を支払って期間の延長申請を特許意匠商標局長に提出しなければならない。

(4) 特許意匠商標局長は、規則に従って特許出願の審査を行うものとする。

特許意匠法（旧法）では、審査請求制度は存在しなかった。

16. 外国特許出願提出に関する情報の提供

第12条で外国特許出願提出に関する情報の提出が規定される。特許意匠商標局長は、必要に応じて、特許出願人に対し、外国出願に関する以下の書類の提出通知を発行することができ、出願人が正当な理由なく特許意匠商標局長の要求に従わなかった場合、または必要な情報をすべて提供しない場合、出願は拒絶されるか無効とみなされる。

第12条 外国特許出願提出に関する情報

(1) 特許意匠商標局長は、必要に応じて、特許出願人に対し、外国出願に関する以下の書類の提出通知を発行することができ、通知発行後90日以内にそれらは提出されなければならない。つまり、

(a) 外国出願の審査結果および所見情報に関して出願人に発行された書簡の写し。

- (b) 外国出願に基づいて付与された特許の写し。
- (c) 外国出願の拒絶理由通知の写し。
- (d) 該当する場合、付与された特許を取り消す最終決定の写し。
- (2) 出願人が文書の翻訳に時間を要求した場合、特許意匠商標局長は、第(1)項で指定された期間を最大 90 日間延長することができる。
- (3) 出願人が正当な理由なく特許意匠商標局長の要求に従わなかった場合、または必要な情報をすべて提供しない場合、出願は拒絶されるか無効とみなされる。

特許意匠法（旧法）では、このような制度は存在しなかった。

17. 秘密特許に関する制度

第 15 条で国家安全保障に関する特許出願が規定され、国家安全保障に関連してバングラデシュで最初に提出された出願は機密として扱われる。また、外国出願、使用、権利付与、譲渡等が制限される。

第 15 条 国家安全保障に関する特許出願

- (1) 国家安全保障に関連してバングラデシュで最初に提出された出願は機密として扱われるものとする。また、特許意匠商標局長がいかなる申請も国家安全保障の利益にかなうとみなした場合、その申請は検証のために国家安全保障に関係する管轄当局に転送されるものとする。
- (2) 国家安全保障に関係する管轄当局は、主張された発明が国家安全保障に関係するかどうかを受領後 90 日以内に特許意匠商標局長に通知するものとし、当該期間内に当該事項が特許意匠商標局長に通知されない場合、特許出願は公開されるものとする。
- (3) 国家安全保障のため、出願人が当該特許の特許意匠商標局長から通知を受けるまで、または、場合に応じて、第(2)項に基づく期間が満了するまでは、その特許に関する特許出願を国外に提出してはならない。
- (4) 国家安全保障に関連するいかなる発明も、管轄当局の承認なしに、使用、権利供与、譲渡してはならない。

特許意匠法（旧法）には、秘密特許の規定はなかった。

18. 出願の分割

第 10 条に規定があり、出願人は、特許が付与される前であればいつでも、特許出願を 2 以上に分割することができる。

第 10 条 出願の分割

- (1) 出願人は、特許が付与される前であればいつでも、特許出願を 2 つ以上に分割することができる。ただし、分割出願における主張は、元の出願の主張に追加されるものとはならない。
- (2) 第(1)項に基づく分割出願は、最初の出願日に提出されたものとみなされる。また、場合によっては、最初の出願の優先日が分割出願の優先日とみなされる。

特許意匠法（旧法）には、分割出願に関する規定はなかった。

19. 出願の変更にに関する制度

第 32 条に規定があり、最初の拒絶理由通知書を出願人に送付した日から 3 か月以内に、特許出願と実用新案特許との間で変更出願を行うことができる。第 32 条に規定があり、最初の拒絶理由

通知書を出願人に送付した日から3か月以内に、特許出願と実用新案特許との間で変更出願を行うことができる。現地事務所によれば、2023年12月時点では、第32条に基づく変更出願は受理されていないとのことである。

第32条 実用新案特許に関する事項

(略)

(3) 特許出願は、所定の手数料の支払いを条件として、実用新案出願に変更され、場合によっては実用新案特許出願から特許出願に変更されなければならない。

(4) 第(3)項に基づく特許変更の申請は、最初の拒絶理由通知書を出願人に送付した日から3か月以内に特許意匠商標局長によって行われなければならない。

(5) 本条に基づく変更出願は、元の出願の提出時に提出されたものとみなされる。

(略)

特許意匠法（旧法）には、変更出願に関する規定はない。

20. 異議申立制度

第16条に規定があり、出願公開および特許付与の公表によるウェブサイトまたは通知での公開日から90日以内に、利害関係者は、特許出願に対する異議申立を特許意匠商標局長に提出できる。

第16条 申請に対する異議申し立て

(1) 本法第14条第(2)項および第18条第(2)項で言及されるウェブサイトまたは通知での公開日から90日以内に、利害関係者は、特許出願に対する異議申し立てを特許意匠商標局長に提出することができる。

(2) 異議申し立て書では、異議の対象となった特許出願を特定し、異議の理由を記載したそれを裏付ける十分な情報および証拠を提出しなければならない。

(3) 異議を唱える当事者は、本法第3条、第4条、第5条および第6条の規定に従って特許を取得するために必要な条件を遵守していないことを訴状の中で言及することができる。

(4) 特許意匠商標局長は、異議申し立ての通知をウェブサイト上に公開し、必要に応じて通知によって公開する。

(5) 出願人は、指定された期間内に、異議に対する反論の陳述を提出することができる。

(6) 特許意匠商標局長は、必要に応じて、出願人および異議申し立て方の聴聞を行うことができ、両当事者は、議論や反論を含む口頭および書面による証拠を提示することができる。

特許意匠法（旧法）には、何人も出願公告の日から4月以内に、当該公告に係る特許を付与に対する異議申し立てができると規定されていた。

21. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判（該当する規定はない）

現行特許法にも、特許意匠法（旧法）にも、該当する規定はないが、特許意匠法（旧法）では、出願が却下された場合、不服申立を可能とする規定があった。

第5条

(2) 特許意匠商標局長が出願の受理を却下し、又は補正若しくは参照の挿入を求める場合、出願人は自らの判断により政府に不服を申し立てることができる。

（２）特許の取消（無効審判制度ではない）

第 23 条に規定があり、利害関係者は、特許の取消しを裁判所に申請することができる。特許取消理由は、第 3 条（新規性、進歩性、産業上利用可能性）、第 4 条（共同出願、雇用関係によるものを含む発明の譲渡）、第 5 条（特許保護の範囲外となる事項）、第 6 条第（4）項（委任状、譲渡証、優先権証明書の提出）、第 6 条第（5）項（発明の実施可能要件）、第 6 条第（9）項（発明に利用された遺伝資源、生物資源の明細書への記載）、第 6 条第（10）項（外国の特許出願人に対して、特許をバングラデシュ国民の一般的な技能に適合させること）および、冒認出願である。

第 23 条 特許の取消

- (1) 関係者は誰でも、特許の取消しを目的として裁判所に申請することができる。
- (2) 特許取消しを申請する者が、本法第 3 条、第 4 条、第 5 条および第 6 条第(4)項、第(5)項、第(9)項および第(10)項に基づいて要求される条件のいずれかが満たされていないと証明できる場合、または特許所有者が発明者または権利継承者でない場合、管轄裁判所は当該特許を取り消すことができる。
- (3) 発明の一部が無効となる場合に限り、関係する主張は取り消されるものとする。
- (4) 取り消された特許、主張、または主張の一部は、特許付与日から取り消され、付与されなかったものとみなされる。
- (5) 特許権に関する異議申し立てが生じた場合、利害関係者は特許を取り消す代わりに、管轄裁判所に特許権の譲渡を申請することができる。
- (6) 裁判所の最終決定は特許意匠商標局長に通知され、通知後に特許意匠商標局長はそれを記録し、規則に従ってその覚書を発行するものとする。
- (7) 特許所有者による特許意匠商標局長への申請を考慮して、特許は、特許に関する既存の規則に従って取り消されるものとする。
- (8) 特許所有者による特許意匠商標局長への申請を考慮して、特許の放棄および取消しは、特許に関する既存の規則に従って行われるものとする。

特許意匠法（旧法）にも、「特許の全部又は一部の取消しは、高等裁判所への請願書により、又は高等裁判所に係属している侵害訴訟中の反訴によりすることができる。」と規定されていた。取消しの理由も、新規性違反、進歩性違反、産業上利用可能性違反、先後願、冒認出願、実施可要件違反、明確性違反等が規定されていた。これに加えて、「政府が官報に掲示することにより特許又はそれが実施される態様が国家に害を及ぼすか 広く公衆に損害をもたらすと宣言する場合、特許は取り消された」とみなされる。」という規定も存在したが、現行特許法では廃止されている。

（３）訂正制度（訂正審判制度はない）

第 18 条(3)に規定があり、特許意匠商標局長は、特許権者の要請に応じて、特許によって与えられる保護範囲を規制する目的で、その文言および図面を変更することができる。

第 18 条 特許の付与、拒絶および変更

（略）

- (3) 特許意匠商標局長は、特許所有者の要請に応じて、特許によって与えられる保護範囲を規制する目的で、その文言および図面を変更することができる。ただし、いかなる場合においても、そ

のような変更は、最初の出願で主張され付与された特許の利益を超えるものであってはならない。

特許意匠法（旧法）でも、特許意匠商標局長に訂正を申し立てることができた。訂正の申し立ては公告され、第三者は異議申立が可能となる。侵害訴訟およびと取消訴訟時の訂正は、特許意匠商標局長による訂正ではなく、裁判所の裁量で認められた。

2.2. 強制実施権

第 21 条に規定があり、強制実施権が認められるのは、公共の利益、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済にとって重要なその他の分野の発展に必要な場合、特許発明の実施が不正競争的と判断される場合、特許権者の独占権の濫用の場合、バングラデシュ国内で特許製品が手頃な価格で容易に入手できない場合、利用発明の実施に必要な場合、等である。

半導体技術に関しては、政府による非営利的使用に限り強制ライセンスが付与される。

医薬品の輸出に対する強制ライセンスは、公衆衛生上の懸念により製薬分野が強制ライセンスの対象となっている国、および医薬品を製造する能力が不十分または欠如している国への特許医薬品の製造および輸出の場合に付与される。

また、第 36 条に、保健分野における強制ライセンスに関する特別規定がある。

2003 年 8 月 30 日に開催された WTO 総会における決定⁵⁸⁵では、公衆衛生の問題に対応するため、強制実施権に基づき製造された医薬品を他国へ輸出することに関して、TRIPS 協定の改訂が行われるまで、一定の条件のもとで第 31 条(f)に基づく義務を免除することが決められた。その後、開発途上国における公衆の健康の問題の対応として、特許権者以外の者が感染症に関する医薬品を生産し、これらの国に輸出することを可能とするために、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定を追加する TRIPS 協定改正議定書が、112 カ国の受諾により 2017 年 1 月 23 日に発効した⁵⁸⁶。バングラデシュは、2011 年 3 月 15 日に TRIPS 協定改正議定書を受諾⁵⁸⁷しているが、現地事務所によれば、「2024 年 1 月時点でバングラデシュが TRIPS 協定改正議定書を批准したことが確認できなかった。」とのことである。

第 21 条 強制ライセンス

(1) 次の場合である。

(a) 公共の利益、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済にとって重要なその他の分野の発展に必要な場合。

(b) 裁判所または行政当局が、特許所有者またはライセンシーによる発明の使用行為が不正競争であると判断し、政府が本項に従って発明を使用することが救済的であると結論する場合。

(c) 特許所有者が独占権を濫用した、またはライセンシーによる独占権の濫用を防止することを怠った場合。

(d) バングラデシュでは特許発明に十分な量や品質の製品が、生産や輸入を通じてあらかじめ決め

⁵⁸⁵ 2003 年 8 月 30 日の一般理事会決定。（WTO ウェブサイト）

https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/implem_para6_e.htm

⁵⁸⁶ 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を改正する議定書」の発効（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004197.html

⁵⁸⁷ Amendment of the TRIPS Agreement （WTO ウェブサイト）

https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm

られた手頃な価格で容易に入手できない場合。

(e) 2 番目の特許出願で主張された発明が、最初の特許で請求された発明に関連する経済的に重要で高度な技術知識に基づくもので、最初の特許を侵害せずに 2 番目の特許を利用することが不可能である場合。

その場合、政府は、特許所有者との一切の妥協や合意なしに、政府機関または政府が指定した人物に発明を使用するための強制ライセンスを付与することができる。

(2) 政府は、強制ライセンスの各出願を個別に検討し、発明はライセンスが付与された目的にのみ使用されるものとする。このために政府は特許所有者に規則の定めるところにより、報酬を支払わなければならない。

(3) 第(1)項第(b)号に従って何らかの決定がなされた場合、ライセンシーによる特許の不正競争となる使用の是正の請求が考慮されなければならない。

(4) 特許所有者および利害関係者が聴聞を希望した場合、政府は聴聞を行った後、異議について決定を下すものとする。

(5) 第(1)項第(d)号に基づき、特許製品の不備または特許を受けた方法による製品の製造による理由で、特許出願の提出日から 4 年、または特許付与日から 3 年が経過した場合、強制ライセンスは適用されず、強制ライセンスの付与は拒否されるものとする。ただし、特許所有者がそのような不作為または不適切な行為について合理的な理由を証明できる場合に限る。

(6) 特許所有者、または政府機関、あるいは特許発明の使用を認可されたその他の者からの申請に応じて、一方の当事者または両方の当事者が意見の聴聞を希望する場合、政府は、当事者に機会を与えた後、特許発明の使用条件を変更することができるものとする。

(7) 特許所有者の申請に関して、いずれかの当事者または両当事者が聴聞を希望する意思を表明した場合、当事者に聴聞の機会を与えた後、その特許を一時停止する正当な理由が存在すると認められる場合、その反復が不可能であると判断する場合、もしくは政府機関または政府機関によって指名されたその他の人物が、当該決定の条件を遵守しなかった場合、政府は強制ライセンスを取り消すことができる。

(8) 第(7)項の内容にかかわらず、指定された政府機関または個人の法的利益を維持する決定を支持する酌量すべき事情が存在すると政府が判断する場合、または第(1)項第(b)号に基づき、不正競争を是正するために強制ライセンスが付与され、強制ライセンスの条件の反復が可能である場合、政府は強制ライセンスを取り消してはならない。

(9) 特許発明は個人または事業の利益のために使用されるものであり、その個人の組織名または事業名、またはその機関もしくは事業部の名においてのみ譲渡されなければならない。

(10) 強制ライセンスは独占的なものではなく、次の事項を含むものとする。

(a) 製造、輸入、あるいはその両方による、特許所有者によるバングラデシュ国内での発明の使用。

(b) 特許所有者によるライセンス契約の終了。および、

(c) 本法第 24 条に従い、特許所有者による権利の継続的な使用。

(11) 強制ライセンスの申請書は政府に提出されなければならない、その申請書には、強制ライセンスを求める者が特許所有者に契約上のライセンスを申請したが、未だ商業的に合理的な条件および期限内にそのようなライセンスが付与されなかった証拠を添付しなければならない。そのような場合、特許所有者は、出願人からの申請を受領するか、もしくは特許所有者による任意のライセンスの提案の却下決定通知を受けてから 6 か月以内に政府に申請しなければならない。

(12) 第(11)項に基づく任意のライセンスを取得しようとする事前の試みは、国家の緊急事態、その他の極度の緊急事態、または政府による非営利使用の場合、あるいは司法または行政手続きにおける不正競争を是正する場合、ライセンスの付与を必要としないものとする。そのような状況では、可能な限り速やかに特許所有者に政府の決定が通知されなければならない。

(13) 政府機関または政府によってライセンスを付与されたその他の者による、医薬品または医薬品の製造プロセスに関する特許請求に関連する強制ライセンスを除き、発明の使用は主にバングラデシュの国内市場への供給に適用可能である。ただし、同じ製品を製造するための代替プロセスが不明であるか、容易に利用できない場合、および特許製品または第 38 条で免除されたプロセスによって外国領土または製造能力のない国、もしくは製造能力が不十分な国に輸出することを目的としている場合を除く。

(14) 半導体技術に関しては、政府による非営利的使用に限り強制ライセンスが付与される。またこの点で特許所有者またはライセンシーによる特許発明の使用プロセスが不正競争的であると裁判所または機関が判断した場合、または政府がそのような任意ではないライセンスの付与が上記の適切な解決策となると判断する場合、その使用は許可される。

(15) 第(1)項第(e)号に基づいて強制ライセンスが付与された場合、

(a) 最初の特許所有者は、2 番目に特許主張された発明を使用するための合理的な条件でライセンスを取得する権利を有するものとする。さらに、

(b) 最初の特許ライセンスは、2 番目の特許が付与されない限り譲渡することができない。

(16) 本条の規定は、場合によって必要な変更や追加が行われるものであり、特許製品または特許プロセスによって製造された製品に不備がある場合を除き、係属中の特許出願にも適用される。

(17) 強制ライセンスの付与後、バングラデシュ国内市場の需要に適切に対処できない場合、何人も裁判所に特許の剥奪を申請することができる。

ただし、最初の強制ライセンスの付与から 2 年が経過するまでは、特許の剥奪申請を行うことはできない。

(18) 医薬品の輸出に対する強制ライセンスは、以下の場合に付与されるものとする。

(a) 公衆衛生上の懸念により製薬部門が強制ライセンスの対象となっている国、および医薬品を製造する能力が不十分または欠如している国への特許医薬品の製造および輸出。

(b) 特許意匠商標局長は、規則に定められた方法に従い申請を受領した後、当該医薬品の製造のみについての強制ライセンスの付与に必要な手続きを行うものとする。また当該製品は規則で定められた条件に従って、他国に輸出する目的で必要な措置を講じるための申請書の写しを政府に送付する。

(c) 第(a)号および第(b)号の規定に基づく強制実施権に基づいて製造された医薬品は、本法の他の該当する規定に従って輸出されるものとする。

解説。本条の目的上、「医薬品」には、特許を取得した医薬品、または公衆衛生上の問題を解決するために必要な特許を取得したプロセスによって製造された医薬品が含まれ、それには医薬品製造のための成分および診断キットが含まれる。

第 36 条 保健分野における強制ライセンスに関する特別規定

(1) 2003 年 8 月 30 日に開催された WTO 総会において決定された規定は、TRIPS 理事会協定の改正に関する規定がバングラデシュで発効するまで、バングラデシュで適用されるものとする。

(2) 医薬品または医薬品の製造プロセスに関する特許の強制ライセンスに関する報酬の支払いが考

慮され、場合によっては第(1)項で言及されている WTO 会議での決定の条件が考慮されなければならない。

特許意匠法（旧法）でも強制実施権の規定があり、バングラデシュ国内における特許品の需要が適切な範囲及び合理的な条件で満たされていないと認められた場合には、強制実施権が認められた。

2 3. 国際特許出願

第 39 条で、特許に関する国際条約の適用が規定されている。第 39 条第 1 項は、バングラデシュが正式に批准している全ての国際条約を対象としているが、39 条第 2 項では、国際特許出願は特許協力条約の規定に従って行わなければならないとされている。現地事務所は、39 条第 1 項は、バングラデシュが正式に批准しているすべての国際条約が適用されると考えているが、実際には、関係省庁や裁判官は異なる見解をとるかもしれない、という見解を示した。バングラデシュは、現行特許法の施行時点（2022 年 4 月 11 日）で、特許協力条約（PCT）に未加入であったが、現地事務所によれば、条文を読む限り、政府の事前承認（どのようなものかは不明）があれば、PCT の規定が現行特許法の関連部分に適用され、PCT 出願をバングラデシュに国内移行できることになる、との見解を示した。しかしながら、実務上の問題としてスムーズではないであろうとの見解も示した。

第 39 条 特許に関する国際条約の適用

- (1) バングラデシュが締約国である、または締約国となる予定である特許に関する国際条約に関して、政府の事前承認があれば、それらの条約の規定が本法の関連分野に適用されるものとする。
- (2) 国際特許出願は、特許協力条約および関連指令の規定に従って行われなければならない。
- (3) 特許協力条約に関連するすべての行為は規則によって決定される。

2 4. 実用新案制度

バングラデシュに実用新案制度はなかったが、2022 年度改正により、実用新案制度が新設された。現行特許法では、第 32 条で実用新案特許制度が規定される。

実用新案特許は、製品の形状、構造、またはその両方に関する産業上の使用に適した発明を取り扱い、保護期間は、出願日から 10 年である。

第 32 条 実用新案特許に関する事項

- (1) 実用新案特許は、いかなるプロセスまたは手順事項の発明にも適用されない。
- (2) 実用新案特許の保護期間は、出願日、または場合によっては権利確定日から 10 年とする。
(略)
- (9) 実用新案特許について優先権を主張する場合には、出願の優先日が有効となる。
- (10) その他実用新案特許に関する事項は、規則で定めるものとする。

解説。「実用新案特許」とは、製品の形状、構造、またはその両方に関する産業上の使用に適した新しい技術的解決策をいう。

2 5. 2023 年特許法概要

参考までに 2023 年特許法の概要を以下に示す。

現地法律事務所によれば、2022 年特許法は全 42 条で構成されているが、2023 年特許法は全 72

条で構成されている。

それぞれの条文の概要については、現地事務所によれば以下のとおりであるが、2024 年 2 月 29 日時点では、公表されている情報が乏しい状況であり、今後詳しい内容の確認をしていく必要がある。尚、現地法律事務所によれば、発効の時期も明らかでない。

2023 年特許法の各条文の概要を記載する。

第 1 条 短い見出しと効果

この法律は、バングラデシュ特許法 2023 と定義される。この法律の発効日は官報に掲載される。

第 2 条 定義

この条項では 21 の用語が定義されている。旧法では 16 項目が定義されていた。約 10 の新しい定義が導入され、いくつかは削除された。また、いくつかの修正も行われている。例えば、新法では、「優先日」は世界のどの国でも先に出願された日と定義されている。新法では「新規性」という言葉が定義された。

第 3 条 部門

特許・工業意匠・商標局（Department of Patents, Industrial Designs and Trademarks）」と表記されている。

第 4 条 特許出願の権利者

このセクションには、特許出願を行う権利を有する 8 つのカテゴリーが記載されている。

第 5 条 完全な明細書の優先日

優先権は最初の出願日から 12 ヶ月間となる。優先日が 2 つ以上ある場合は、最初の日が優先日となる。

第 6 条 特許で保護されていない対象

このセクションには、特許保護がない 16 の主題からなるリストが含まれています。医薬品と農薬は、TRIPs 理事会の決定により、特許保護が免除されている。

第 7 条 原子力に関する発明は特許にならない。

第 8 条 特許出願におけるプロセス

このセクションでは、特許出願をどのように行うか、どのような書類が必要か、どのような情報を出願に含めるべきかについて詳しく説明している。

第 9 条 微生物の出願

このセクションは、微生物に関する出願のプロセスを取り扱う。

第 10 条 特許出願の取り下げと再出願

特許出願は受理前に取下げることができる。このセクションには、再出願に関する規定もある。

優先権主張がない場合、または優先権主張の権利に関する手続が係属中の場合は、再出願が認められる。バングラデシュに提出された出願は最初の出願として扱われ、再出願の場合には優先権は認められない。

第 11 条 出願の補正と技術革新の単一性

補正は、事実のみを記載することは認められる。以前の明細書に記載されていない事項の記載・修正は認めない。

第 12 条 長官に提出された出願、明細書、書類の訂正

長官は、正当な方法で出願を受理した場合、特許侵害訴訟が地方裁判所において係属中でないことを条件として、特許出願及び明細書の訂正を認めることができる。

第 13 条 地裁判事による明細書の訂正

特許取消訴訟において、地裁判事は明細書の補正を認めることができる。

第 14 条 分割出願に関する事務局長の権限

このセクションには、主に分割出願に関する規定が記載されている。分割出願は最初の出願から 3 年以内に行わなければならない、その場合 3 回までしか出願できない。

第 15 条 外国特許出願に関して要求される書類に関する情報

このセクションでは、バングラデシュに出願する者は、バングラデシュ以外の国において単独または共同で出願した出願の類似の特許出願に関する書類を提出しなければならない、その場合、要求された書類を提出しなければならないと定めている。

第 16 条 特許出願日

特許庁長官が出願を受理した日が特許出願日とみなされる。

第 17 条 出願の公表

特許は出願から 18 ヶ月後に閲覧可能となる。特許の主題は、ウェブサイトまたは既存のメディアで公開される。

第 18 条 国家安全保障に関する特許出願：

国家安全保障に関連する特許は公開されず、そのような発明を許可なく使用することはできない。

第 19 条 付与前異議申立

異議申立は、出願公開後、特許が許可される前に行うことができる。このセクションには、異議申立が可能な事項がいくつも列挙されている。この異議申立は公告される。

第 20 条 付与後異議申立：

（特許により）不当な扱いを受ける者は、特許が公式ウェブサイトに掲載されてから 24 月以内に異議申立をすることができる。このセクションには、異議申立の理由も記載されている。

第 21 条 特許審査請求：

出願人は、出願から 36 月以内であれば、手数料を支払って特許の審査を請求することができる。この請求がなされない場合、特許は放棄されたものとみなされる。この期間は、手数料を納付することにより 3 月延長することができる。

第 22 条 特許出願の審査

審査請求書と関連書類を受け取った審査官は、特許出願を審査することができる。

第 23 条 特許調査

特許出願が提出された明細書に基づいて審査される場合、審査官は請求された発明について調査を行う。

第 24 条 特許の付与、拒絶、変更

特許が付与された場合又は拒絶された場合、長官は特許出願人に書面で通知する。付与された特許は公告され、登録される。

第 25 条 特許権者の権利：

特許が製品に関するものである場合、特許権者の許可なく、誰もそれを販売することはできない。特許が製法に関するものである場合、特許権者の許可なく製法を使用することはできない。

第 26 条 特許日

出願日または優先日が特許の日付となる。

第 27 条 特許の形式、範囲および効果

特許はバングラデシュ国内で有効です。一つの発明に対して一つの特許しか発行されません。

第 28 条 特許の存続期間、年会費および回復

特許は、特許は特許出願日または優先日から 20 年間有効である。特許は、前年度の特許料を支払えば更新できる。更新料の納付は 3 ヶ月延長できる。更新料が適時に納付されない場合、特許は放棄される。更新期限満了後 2 年以内に所定の手数料を納付すれば、特許権を回復することができる。

第 29 条 特別条件による特許の付与

医薬品の特許は、その製品が政府自身の目的、または官報に掲載されることによって決定され得る政府の調剤所、病院、医療機関のために使用される場合に認められる。

第 30 条 生物資源を違法に使用した場合の特許の譲渡

生物資源の関係者に特許を与えることができる。このような特許の譲渡の場合は、申請しなければならない。

第 31 条 所有権の変更または譲渡、ライセンス契約など

どのような種類の譲渡も、長官によって公表される。このセクションでは、特許譲渡の条件について説明している。

第 32 条 特許の取り消し

（特許により）不当な扱いを受ける者は、裁判所に特許の取消しを請求することができる。（特許により）不当な扱いを受ける者は、自己のために譲渡を請求することもできる。

第 33 条 特許の無効

このセクションには、地方裁判所が特許を無効にすることができる 13 の理由が列挙されている。

第 34 条 公共の利益のための特許の取下げ

特許出願が公共の利益に反すると政府が判断した場合、政府は関係者に出願の取り下げを指示することができる。

第 35 条 特許発明における一般原則

この規定には、特許を付与する前に政府が一般的に依拠する 7 つの根拠が記載されている。

第 36 条 強制実施権

このセクションには、強制実施権の取得条件が記されている。

第 37 条 強制実施権付与のプロセス

長官は、当該セクションに記載されたプロセスに従った上でライセンスを付与する。

第 38 条 政府通知による強制実施権

このセクションでは、政府が官報告示によって強制実施権を付与できる緊急事態について言及している。

第 39 条 医薬品の特許権者に付与される輸出強制許可

このセクションには、医薬品製品所有者に輸出許可を与える条件が記載されている。

第 40 条 政府による発明の使用権

政府は、必要な場合には、出願中または登録済みの特許を使用することができる。政府の必要性も説明されている。

第 41 条 強制実施権に関する追加規定

規定に基づいて強制実施権が発行された場合、特許権者は実施権者に様々な情報、設備、データなどを提供するよう求められることがある。

第 42 条 実用新案特許の定義と対象外事項

実用新案特許は、製品、産業上の使用に適した形状であって、技術的に高度なものに関する特許

である。同法はまた、実用新案特許の対象とならない事項を列挙している。

第 43 条 実用新案特許のその他の条件

この条項には、実用新案特許の付与に関する条件が含まれる。

第 44 条 特許権の行使

本条は、特許権者が特許侵害に関して何人に対しても訴訟を提起することができる法的権利を取り扱う。

第 45 条 管轄

侵害訴訟は、地方裁判所以外の裁判所に提起することができる。

第 46 条 立証責任

それは侵害者にある。

第 47 条 差し止め

第 44 条に基づく訴訟の場合、裁判所は仮差止命令を出してはならない。ただし、相手側に聴聞の機会を与えた上で、一時的な差止命令を出すことはできる。

第 48 条 差止命令における裁判所の権限の制限

この法律のいくつかのセクションに関連する特定の行為に関しては、裁判所の差止命令を認める権限が制限されている。

第 49 条 法廷での救済

裁判所は終局的差止命令と賠償金を出すことができる。

第 50 条 侵害訴訟の抗弁

無効理由は、侵害訴訟における抗弁となり得る。

第 51 条 科学アドバイザー

侵害訴訟では、裁判所によって独立したアドバイザーが任命されることがある。

第 52 条 行政命令に対する上訴

上訴は、命令から 2 ヶ月以内に高等裁判所に提出しなければならない。

第 53 条 民事訴訟規則の利用

民事裁判所の規則が適用される

第 54 条 報酬

命令に従わない場合、裁判所は適切と考える補償を命じることができる。

第 55 条 特別裁判所、控訴など

政府は特許に関する特別裁判所を設立することができる。

第 56 条 民事裁判所に類した長官の権限

長官は民事裁判所のように行動する権限を有する。このセクションでは、民事裁判所のように長官が裁くことができる特定の手続き／行為を列挙している。

第 57 条 事務的ミスの修正と期間延長

長官は、事務的ミスの是正を許可する命令を下す権限を有する。

第 58 条 コントローラーの証拠と力

長官は、宣誓供述書および／または口頭証拠による証拠の提出を許可することができる。

第 59 条 権限の利用

命令を出す前に、長官は聴聞の機会を与えなければならない。

第 60 条 並行輸入

国際消尽の原則に関する規則はバングラデシュでも適用される。

第 61 条 特許に関する特別規定

第 25 条に基づく権利は、開発等に関する作業には適用されない。

第 62 条 研究上の例外およびその他の制限

このセクションでは、特許権が適用されない点について述べている。

第 63 条 登録とオンライン公開

一般に公開される登録簿が設けられ、同局はそのすべての出版物をウェブサイトに掲載する。

第 64 条 特許代理人

出願人の事業所が国外にある場合、出願人は代理人を任命する。

第 65 条 情報の公開

このセクションは、特許のすべての有効な情報は、無償で閲覧に供されるものと定めている。また、このセクションは、その情報に含まれるべき詳細なリストも規定している。

第 66 条 特許権者から収集すべき情報に関する長官の権限

特許存続期間中、長官は出願人に情報の提出を求めることができる。

第 67 条 特許代理人の登録

特許代表者／代理人の登録簿を作成する。

第 68 条 命令書の発行と戦略の実行

このセクションは、この法律に基づく政府の戦略や命令に関するものである。

第 69 条 困難の排除

法の包括性を損なうことなく、法の目的を達成するために、政府は官報を通じて命令を公布することができる。

第 70 条 官報を通じて政府が規則を発行する権限

第 71 条 これは 2022 年の特許法廃止に関するものである：

第 72 条 政府は本法の正文英文を公表することができる：

2023 年改正特許法は 2022 年特許法よりも詳細である。いくつかの規定が精緻化され、第 10 条、第 33 条、第 35 条、第 45 条から第 50 条など、多くの新しい規定が導入された。

第 3 節 意匠制度の概要

バングラデシュと日本の意匠制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ意匠法は、2023 年に現行法に改正されていることから、現行法と旧法との違いについても記載する。さらに、バングラデシュの意匠制度の概要を条文とともに示す。

1. 日本の意匠制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は以下の点があげられる。

- ・出願公開制度：あり（意匠登録出願の受理後、所定の方法および所定の期間内に、当該出願は電子官報または総局のウェブサイトに掲載される）
- ・部分意匠制度：部分意匠は、意匠の定義に含まれない。
- ・関連意匠制度：なし（現行意匠法でも、特許意匠法（旧法）でも規定なし）
- ・査定不服審判制度：なし（特許意匠商標局長の決定に対する上訴がある）
- ・無効審判制度：なし（特許意匠商標局長に対する意匠の取消申立がある）
- ・訂正審判制度：なし（特許意匠商標局長による訂正制度がある）

以下は、特許意匠法（旧法）では日本と異なる制度として存在したが、現行特許法では廃止や修正等により、大きな相違はなくなった。

- ・権利期間：特許意匠法（旧法）では、出願日から 5 年かつ 5 年ごとの更新制（最長 15 年）であったが、現行意匠法では、出願日から 10 年かつ 5 年ごとの更新制（最長 25 年）に変更された。
- ・新規性喪失の例外：特許意匠法（旧法）では、出願前 6 月以内の出願人による博覧会の出品等であれば、新規性喪失の例外が認められる規定があったが、この規定は廃止された。現行意匠法では、出願人の同意なく、出願日（又は優先日）の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性の検討に支障を及ぼすものとはならない旨が規定された。

2. 保護対象

第2条(m)に意匠の定義がある。「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィー等の美的視認性をいう。

部分意匠に関する明確な記載はない。

第4条には、保護を受けられない意匠が規定されている。

第2条 定義

本法の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(略)

(m)「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィー等の美的視認性をいう。

(略)

第4条 特定の意匠に関する非保護

以下の意匠は、本法に基づくいかなる保護も受けない。

- (a) 技術的または実用的な側面のみが考慮された意匠。
- (b) 商業利用が公序良俗、環境および道徳に反する意匠。
- (c) 登録されていない意匠。そして、
- (d) 国のシンボルで構成された意匠。

特許意匠法（旧法）では、「物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であつて、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるもの」と定義され、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものを含まないとされていた。

3. 権利の存続期間

第15条に規定があり、意匠権の存続期間は、最大で出願日から25年間である。

第15条 登録の期間と更新

- (1) 本条の他の規定に従うことを条件として、意匠登録の期間は、登録出願の提出日、また場合によって優先日から10年までとする。
- (2) 所定の手続きと手数料の支払いを条件として、登録期間は5年ごとに最大3回まで更新できる。
ただし、登録期間満了後に、所定の追加料金の支払いを条件として、最長6か月まで期間更新申請が許される。
- (3) 意匠の登録が第(2)項に基づいて更新された場合、所定の方法で登録簿に登録されなければならない。

特許意匠法（旧法）では、意匠の存続期間は、出願日から5年とし、さらに5年ごとに2回の延長申請が認められ、最大15年の存続期間となると規定されていた。

4. 権利の効力

第21条に規定があり、登録意匠と同一又は類似の意匠であり、かつ、それが使用されている製品又はサービスが登録意匠の製品又はサービスと同一又は類似の場合には意匠権侵害となる。

第21条 意匠の侵害

登録意匠の所有者またはライセンシーではないにもかかわらず、以下の分野で当該意匠を商業利

用した場合、その者は当該登録意匠を侵害したものとみなされる。すなわち、

- (a) 登録意匠と同一であり、それが使用されている製品が登録意匠と類似している場合。
- (b) 登録意匠に類似しており、それが使用されている製品またはサービスが登録意匠と同一である場合。もしくは、
- (c) 登録意匠と同一、またそれが使用されている製品も登録意匠と同一であるために公衆に混乱を引き起こす恐れがある、または類似の工業意匠が登録意匠に関連しているかのような誤った印象を与える恐れがある場合。

特許意匠法（旧法）では、登録意匠権の侵害行為として、「販売目的で、意匠が登録されている商品区分の物品に当該意匠又は不正な若しくは明白な模倣を、使用許諾又は登録された専有権者の書面による同意を得ずに応用し若しくは応用させること、又は当該意匠がそのように応用されるよう可能とすることを目的として何かを行うこと、又は、当該意匠が登録されている区分に属する物品を登録所有者の合意を得ずに販売的に輸入し、当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣を応用すること」が規定されていた。

5. 意匠出願の公開

第 10 条に規定され、意匠登録出願の受理後、所定の方法および所定の期間内に、当該出願を電子官報または特許意匠商標総局のウェブサイトに掲載される。

第 10 条 出願の公開

(1) 意匠登録出願を受理した後、局長は、所定の方法および所定の期間内に、当該出願を電子官報または総局のウェブサイトに掲載する。

特許意匠法（旧法）では、意匠出願公開に関する規定はなかった。

6. 登録要件

第 5 条に規定され、新規性、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な意匠は登録可能である。新規性の判断基準は、世界公知である。

第 5 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、新規性（novelty）、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な場合、本法に基づいて登録できる。

(2) 単語、文字、商標、数字等を含む意匠は、出願人がそれら自体の非主張の旨を書面で提出した場合に限り登録可能となる。

(3) 意匠は、次の場合に新規とみなされる。

(a) 出願日前、また場合によっては登録出願の優先日の前に、バングラデシュでも世界中のいかなる場所においても、目に見える形での表示、展示、商取引、またはその他の形式での使用によって一般に公開されていない場合。

(b) 複合製品を構成する任意の部分に適用された意匠が通常の使用中被見える場合。

解説

本項(b)号の目的上、

(a) 「複合製品」とは、各部品を個別に製造および販売でき、さらに組み合わせると完全な 1 つの製品となる製品をいう。そして、

(b) 「通常の使用」とは、消費者による複合製品の使用をいうが、それにはメンテナンス、サービ

ス (servicing)、または修理作業は含まれない。
(略)

特許意匠法（旧法）でも、意匠の登録要件として、新規性があり、創作性のある意匠が規定されていたが、新規性の判断基準は、バングラデシュ国内公知であった。

7. 優先権

第8条に規定され、パリ条約同盟国において先に行われた出願から6月以内であれば、優先権を主張することができる。

第8条 優先権に関する主張

- (1) パリ条約により、出願人または所有者が以前にパリ条約の対象国で同じ意匠を出願したことがある場合、当該出願に記載された日を優先日として主張することができる。
- (2) 第(1)項に基づく優先期間は6か月とし、当該期間はパリ条約第4条の規定に従って計算される。
- (3) 第(2)項に記載の期間の満了前にバングラデシュで提出された出願は、当該期間中に取られたいかなる行為によっても無効とされず、その他の申請書、発明の開示、使用、またはそのような行為の結果として第三者の権利は発生しない。
- (4) 本条に基づいて提出された出願に優先権の主張を含む宣言が含まれている場合、関係出願人は、所定の期間内に、当該出願が提出された国の当局によって認証された出願日の記載された謄本を当該出願とともに提出しなければならない。また、局長は必要に応じて、当該謄本をベンガル語または英語で翻訳したものを提出するよう出願人に指示することができる。
ただし、出願人が適切な証明書によって優先権の主張を証明できない場合、その優先権の主張は考慮されない。
- (5) 本条の目的上、その他必要な事項は規則で定める。

特許意匠法（旧法）では、イギリスとの相互協定に基づく優先権は第78A条に規定されていた。国内優先権制度は規定されていないが、仮出願制度が規定されていた。出願日から9カ月以内に完全な明細書を提出すれば出願は担保された。

8. 新規性喪失の例外

第5条(4)に規定され、出願人の意に反して、出願日（優先日）の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性に支障を及ぼさない。旧法では、6ヶ月の期間制限があったが、廃止された。2023年意匠法に関する新しい規則は、まだ制定されていない。

5. 登録可能な意匠

(略)

- (4) 個人または団体が出願人の同意を得ずに、出願日また場合によっては優先日の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性の検討に支障を及ぼすものとはならない。

特許意匠法（旧法）では、博覧会等において、当該意匠又は物品を最初に展示した日又は当該意匠の内容を公表した日から6月以内に限り、新規性喪失の例外が認められている。ただし、特許意匠商標局長への事前の通知を要する。

9. 審査請求制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、審査請求制度に関する条項はない。

10. 出願の分割制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、意匠出願の分割に関する条項はない。

11. 出願の変更制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、意匠出願の変更に関する条項はない。

12. 異議申立てに関する制度

第 10 条（2）、（3）、（4）に規定され、意匠登録出願の公開日から 30 日以内であれば、いずれの当事者も、手数料の支払いを条件として、意匠登録出願に対して異議申立てをすることができる。

第 10 条 出願の公開

（略）

(2) 第(1)項に基づく登録出願の公開日から 30 日以内に当該登録出願に対する異議を申し立てることができる。

(3) 第(1)項に基づく登録出願の公開日から 30 日以内であれば、いずれの当事者も、所定の方法で、手数料の支払いを条件として、意匠登録出願に対して局長に書面による異議を提出することができる。

(4) 局長は、所定の方法で当該異議を処理する。

特許意匠法（旧法）では、意匠に関する異議申立制度はなかった。

13. 審判制度

（1）特許意匠商標局長の決定に対する上訴（拒絶査定不服審判制度ではない）

第 12 条(2)に、意匠出願の審査の結果、特許意匠商標局長は、登録要件を検討した結果、登録することに納得できない場合、意匠登録出願を拒絶できることが規定されている。その場合、第 30 条に規定があり、特許意匠商標局長の決定に対する上訴を、政府に対して行うことができる。

第 30 条 行政命令に対する上訴等

(1) 本法に基づいて局長が可決した決定に対して不利益を被った当事者は、決定の送達日から 60 日以内に政府に対して上訴を提起することができる。

(2) いずれかの当事者が、第(1)項に基づいて提出された上訴の決定に不服を感じた場合、当該決定の送達日から 60 日以内に高等裁判所に上訴を提起することができる。

第 12 条 意匠の登録等

(1) 局長は、第 11 条に記載の事項を含む以下の事項を検討し納得した場合、意匠を登録し、出願人に登録証明書を発行する。すなわち、

(a) 第 10 条に記載の所定の期間内に所定の手数料とともに、当該出願に対する書面による異議申し立てが受理されなかった場合。

(b) 第 10 条に基づいて受け取った異議が出願人に有利に処理された場合。そして、

(c) その他所定の事項。

(2) 局長は、第(1)項に記載の事項に納得できない場合、意匠登録出願を拒否することができ、その旨を書面で出願人に通知するものとする。

特許意匠法（旧法）にも、以下のような規定があった。

特許意匠商標局長は適切と考える場合、登録出願された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、かかる拒絶に不服のある何人も政府に不服を申し立てることができる。

第 11 条 意匠登録出願の審査

(1) 局長またはその直属の職員は、第 7 条に基づいて提出された意匠登録出願を審査する。

(2) 第(1)項に基づく意匠登録出願の審査時に、以下の事項が確認される。

(a) 当該登録出願は、第 7 条に記載の規定に従って正式に提出されていること。そして、

(b) 登録出願された意匠は、

① 第 2 条の(m)号で定義されている意匠であること。

② 第 5 条の規定に従って新規性、独創性があり、産業において生産可能または使用可能なものであること。そして、

③ 第 4 条で言及される意匠ではないこと。

(3) 意匠登録出願に関して第(2)項に記載の規定のいずれかに違反した場合、局長は当該出願人に説明を求める通知を発行するものとし、出願人は、当該事項に関する通知を受けてから 2 か月以内に当該事項を説明する。

ただし、局長は合理的な理由がある場合に限り、当該期間をさらに 1 か月延長することができる。

(4) 出願人が第(3)項の期間内に当該事項について説明をしない場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

(略)

特許意匠法（旧法）にも、以下のような規定があった。

特許意匠商標局長は適切と考える場合、登録出願された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、かかる拒絶に不服のある何人も政府に不服を申し立てることができる。

(2) 意匠登録の取消（無効審判制度ではない）

第 16 条に規定があり、何人も、意匠登録の取消しを当該登録の付与日から 2 年の期間内は、特許意匠商標局長にたいして申請することができる。上記期間の満了後は、登録取消しの申請は、バングラデシュ最高裁判所高等裁判所に提出できる。

第 16 条 登録の取消し

(1) だれでも所定の手続きおよび手数料の支払いを条件として、以下の理由により意匠登録の取消しを局長に申請することができる。

(a) 当該意匠が、第 2 条の(m)号に定義されている意匠ではない場合。

(b) 当該意匠が第 5 条の規定に従い、新規性、独創性がなく、産業において生産可能または使用可能ではない場合。そして、

(c) 当該意匠が第 4 条に記載されている意匠の場合。

(2) だれでも、第(1)項に基づく意匠登録の取消しを、当該登録の付与日から 2 年の期間内に申請することができる。

- (3) 第(2)項に記載の期間の満了後、登録取消しの申請はバングラデシュ最高裁判所高等裁判所に提出されるものとする。
- (4) 本条に基づいて登録された意匠が取り消された場合、その意匠は登録日から取り消されたものとみなされ、登録されなかったものとみなされる。
- (5) 本条に基づく意匠登録の取消しに関するその他の事項は規則で定める。

特許意匠法（旧法）にも登録意匠取消の規定があり、利害関係人は、登録された意匠の取消の申立てについて、高等裁判所または特許意匠商標局長に請願書を提出できる。

（３）特許意匠商標局長による訂正（訂正審判制度ではない）

第29条に規定され、事務上の誤り、翻訳や転記上の誤記等については、特許意匠商標局長による訂正ができる。

第29条 局長による誤りの訂正

- (1) 局長は、局長に提出された文書や申請書、あるいは本法や規則に基づいて局長が作成した記録の事務上の誤りや間違い、あるいは翻訳や転記の誤りを修正することができる。
- (2) 第(1)項に基づく修正は、出願人または所有者に通知されるものとし、該当する場合、修正の公表通知は電子官報または総局のウェブサイトに掲載される。

第4節 商標制度の概要

バングラデシュと日本の商標制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ商標法の概要を、条文とともに示す。

1. 日本の商標制度との相違

日本と大きく異なる点は以下のとおりである。

- ・保護対象：立体の商標、音の商標について、規定上は保護対象とされていない。
- ・存続期間：7年、随時更新可能（10年）
- ・異議申立て：出願の公告日から2か月以内
- ・拒絶査定不服審判：特許意匠商標局長の出願拒絶の決定に対する裁判所への上訴が可能
- ・無効審判：商標登録取消の特許意匠商標局長又は裁判所への請求
- ・訂正審判：登録商標変更の特許意匠商標局長への請求

また、バングラデシュには、連続商標登録（第12条）、連合商標登録（第13条）、繊維製品の登録に関する制限（第67条）などの日本の商標法にはない規定が存在する。

2. 保護対象

第2条に「商標」および「標章」の定義がある。証明商標制度も採用されている。色彩、音、匂い、立体に係る標章は、商標保護の対象外との報告がある⁵⁸⁸。

第2条 定義

⁵⁸⁸ 2019年度インドIPG特許商標ワーキンググループ報告書 バングラデシュの知財概況（JETROウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

(8) 「商標」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 本法の第 77 条を除く第 10 章に関して、

(i) 取引の過程で商品と、当該標章の使用権を専有する者との関係を示す目的で商品について使用される登録商標又は標章

(ii) 取引の過程で当該標章の使用権を専有する者であることが示されるように、役務について使用される標章

(b) 本法の他の条項に関連して、取引の過程で商品と、専有権者又は登録使用権者として当該標章の使用権を有する者との関係を示す役務又は商品について使用される、又は使用を提案される標章

(c) 証明商標

(中略)

(23) 「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を含む。

3. 権利の存続期間

第 22 条に規定され、登録期間は 7 年間であり、10 年ごとに更新可能である。

第 22 条 登録の存続期間、更新及び回復

(1) 商標登録の期間は 7 年間とするが本条の規定に従って随時更新することができる。

(2) 特許意匠商標局長は、登録された所有者が所定の方式で所定の期間内に出願を行うと、原登録の又は場合に応じ最新の更新の期間満了日から 10 年間について当該商標の登録を更新する。

(略)

4. 権利の効力

第 25 条に規定があり、商標登録は、権利者に、商品又は役務に関する登録商標の排他的使用の権利を与える。また、第 26 条に規定があり、権利者や登録使用権者等以外の何人も、登録商標と全く同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を使用する場合等、侵害とみなされる行為が規定されている。

第 25 条 登録により付与される権利

(1) 本法の他の規定を条件として、商品又は役務に関する商標の所有者として登録簿へ有効に登録されることにより、その者は、それらの商品又は役務(場合に応じ)に関する商標を使用し、本法に定める態様で当該商標の侵害に関し救済を受ける排他的権利が与えられる。

(2) 商品又は役務(場合に応じ)に関する商標の登録された所有者以外の何人も、登録された所有者の同意なくその商標を使用してはならない。

(3) 本条第(1)項に基づき付与された商標の排他的使用権は、登録簿に付記される条件又は制限を条件とする。

(4) 2 名以上の者が、互いに全く同じ又は非常によく似た商標登録の所有者である場合、それらの商標のいずれに係る排他的使用権も、各自の権利が登録簿に付記される条件又は制限に服する場合を除き、一方の者は単に当該商標の登録により他方の者の商標に対する対抗力を取得したとみなされない。ただし、それらの者の各自は、登録された所有者ではない他人に対しては、登録された単独の所有者が認められた使用の方法を用いると同様の権利を有する。

第 26 条 商標の侵害

(1) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人も、その者自身の取引に係る商品又は役務に関するいずれの商標であれ、当該商標と全く同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を使用する場合、その者によって侵害されるとみなされる。

(2) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程において標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害される。

(a) その標章が当該商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務に類似する商品又は役務について使用されるとき。

(b) その標章が当該商標に類似し、当該商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務について使用されるとき。

(c) その標章が当該登録商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務と同一の商品又は役務について使用され、そのために当該商標との関連性を含め、公衆の側において混同のおそれがある。

(3) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程において標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害され若しくは侵害されるとみなされる。

(a) その標章が当該商標と同じ又は類似するとき。

(b) 当該商標が登録された商品又は役務に類似しない商品又は役務についてその標章が使用されるとき。

(c) 当該商標がバングラデシュ国内で名声を得ており、正当な理由なくその標章を使用することにより、当該商標の識別性又は評判を不当に利用し、又はこれを損なうとき。

(4) 本条の目的上、ある者が「登録商標」を使用するとは次を意味する。

(a) 商品又はその包装に付する。

(b) その標章を貼付して商品を販売に供する又は展示し、市場に流通させ又はこれらの目的のために保管し、又はその標章を付して役務を申し出るか提供する。

(c) その標章を付して商品を輸出入する。

(d) その標章を商業文書又は広告に使用する。

(5) 商業文書として、又は、商品若しくは役務の広告向けとして、商品のラベル付け又は包装に用いられる材料に登録商標を付する者は、その者が当該標章を付した時点で、当該標章を付することが所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき当該標章の利用権を有する者により正当に許諾を得ていないことを知っていたか知っていたと信ずるに足る理由を有していた場合、当該商標の侵害者として取り扱われる。

(6) 本条のいかなる規定も、所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき使用権を有する者の商品又は役務として特定する目的における何人による登録商標の使用をも妨げると解されないものとする。ただし、産業上又は商業上の実務における正当な慣行に従わない態様による使用は、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不当に利用し、又はこれを損なうとき、登録商標を侵害するとして取り扱われる。

(略)

5. 出願公開制度

出願公開制度はないが、第 17 条に商標出願の公告制度の規定がある。

第 17 条 出願の公告

- (1) 商標登録出願が受理されると、制限を付さない受理であるか条件又は制限を付すかにかかわらず、特許意匠商標局長は受理後できる限り速やかに、該当する場合は受理された条件又は制限とともに受理した出願を所定の方式で公告するものとする。ただし、特許意匠商標局長は、出願が第 6 条第(2)項が適用される商標に関するものである場合、又は何らかの例外的事情のために便宜であると特許意匠商標局長が判断する場合、受理前に公告することができる。
- (2) 本条第(1)項に基づく出願が次に掲げる各号の場合、特許意匠商標局長は再び当該出願を公告するか、所定の方式で出願の補正又は訂正を通知することができる。
- (a) 受理前に公告されたとき。
- (b) 出願の公告後、出願の過誤が補正され、第 19 条による出願の補正が認められたとき。

6. 審査請求制度

審査請求制度に関する条項はない。

7. 登録要件

第 6 条に規定され、例示されているような識別性のある商標が登録要件である。

第 6 条 登録簿への登録要件

- 商標は次に掲げる主要部の少なくとも一つが含まれているか、又は構成要素の少なくとも一つでない限り、登録簿に登録されない。
- (a) 特別又は特定の方法で表現される会社、個人又は法人の名称
- (b) 出願人出願人又はその事業における何らかの前身の標示
- (c) 1 以上の考案された単語
- (d) 商品又は役務(場合に応じ)の特性又は品質に直接言及せず、かつ、一般的な意味に照らして、地理的名称、名字、個人名、若しくはその一般的略称、又はバングラデシュ国内の党派、カースト又は部族の名称ではない 1 以上の単語
- (e) その他の識別性のある標章
- (2) 第 1 項(e)を除く同項(a)(b)(c)及び(d)の各号の規定に該当しない名称、標示又は単語は、識別性の証明なくして登録簿には登録されない。
- (3) 本法の目的上、商標の登録が企図される商品又は役務に関する「識別性のある標章」という表現は、専有権者の商品又は役務(場合に応じて)を、当該取引における同種の商品又は役務(場合に応じて)から識別する商標をいい、一般的にも、商標登録が企図されている場所においてもかかる関連性が存在しない場合には、制限が付される。

8. 不登録事由

第 8 条から第 11 条に規定されている。

第 8 条 一定事項の登録禁止

- 次に掲げる標章又は標章の一部は商標として登録されない。
- (a) 恥ずべき又は節度を欠く事項が含まれる標章

- (b) 標章の使用がそのとき施行されている法令に反するもの
- (c) 標章の使用が誤認、混同を引き起こすおそれがあるもの
- (d) バングラデシュ国民のいかなる階級であれ宗教的感受性を傷付けるおそれがある内容を含む標章
- (e) 国家又は、国際条約、憲章若しくはその他の法律文書によって創設された国際組織の紋章、旗又はその他の記章、それらの名称又は名称の略称若しくは頭文字、それらが採用する公的標識又は印章と同一若しくは模倣又は要素として含む標章。ただし、その国家又は組織の所轄当局が認めるものを除く。
- (f) その他に、裁判所で保護を受けることができない標章
- (g) 出願が不正の目的で信義に反して行われる標章

第9条 化学物質名の禁止

単一の化学元素又は単一の化学化合物として一般的に使用され採用された名称である単語は化学物質又は製剤に関する商標として登録されず、第29条のいかなる規定にもかかわらず、かかる登録がなされた場合、第51条の目的上、必要に応じ、十分な理由なく登録簿に記載されたか、登録簿上不当に残存しているとみなされるものとする。ただし、他の者によって作られた化学元素若しくは化合物から識別されるものとして、当該商標の又は登録使用権者が作出した化学元素又は化合物の銘柄又は組成に限って表示するために、公共利用に供される名称又は表示に付随する単語に対しては本条のいずれの規定も適用されない。

第10条 同一又は誤認を生ずるほど類似する商標の登録禁止

- (1) 第(2)節の規定を除き、場合に応じ、商品若しくは商品表示に関し、又は役務若しくは役務表示に関し、既に異なる所有者の名前で登録されている商標と同一又は誤認を生ずるほど類似する商標は、当該同一の商品若しくは商品表示に関し、又は当該同一の役務若しくは役務表示に関し、登録されない。
- (2) 善意で同時に使用する場合、又は登録の査定をすることが適切であると特許意匠商標局長が判断する特段の事情がある場合、特許意匠商標局長は、同一商品若しくは役務、又は商品若しくは役務の同一表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標の2以上の所有者による登録を、特許意匠商標局長が適切と考える制約条件を付して、登録の査定をすることができる。
- (3) 同一商品若しくは商品表示に、又は同一役務若しくは役務表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標に係る登録出願が異なる者により各々所有者として行われた場合、特許意匠商標局長は先願に関する査定が確定するまで後願の審査を係属させることができ、かつ先願及びそれに対する異議について提出された証拠を斟酌して先願を処理することができる。
- (4) 他の事業体の同一又は類似の商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知の標章若しくは商品表示と全く同じ、又は混同を生ずるほど類似するか、その翻訳である商標は、当該商品又は役務につき登録されない。
- (5) 出願に係る商標が出願された商品又は役務と同一でなく類似していない商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知かつ登録された商標であり、次に掲げる各号に該当する場合、商品又は役務に関して登録されない。
 - (a) 当該商標が、それらの商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連があると誤認を生ずる方法で使用されるとき。

(b) 登録商標の利益が当該使用によって損なわれるおそれがあるとき。

(6) 第(4)項および第(5)項に規定する標章が広く認識されているか否かを判断するにあたり、当該標章の宣伝の結果としてバングラデシュ国内で獲得された周知性を含め、関連部門における需要者間における当該標章の認識を考慮するものとする。

(7) 本条のいかなる規定も、先行商標又はその他の先行権利の専有権者が当該登録に同意する場合は、商標の登録を妨げない。

説明：本条の目的上、「先行商標」とは、当該商標について主張される優先権を必要に応じ考慮し、問題となる商標の出願の日より早く出願された登録商標をいい、本条にいう先行商標は、登録出願がすでに行われており登録されれば先行登録となる商標を含む。

(8) 登録の期間が満了する商標は、期間満了の直前 2 年間に誠実かつ真正な使用がなかったことを特許意匠商標局長が確信しない限り、引き続き期間満了後 1 年間、当該商標の登録可能性を判断するにあたり斟酌されるものとする。

第 11 条 生存者又は死亡者の名称使用

生存者又は商標登録出願が死後 20 年以内である者と関係があると誤信させる商標の登録出願が行われた場合、特許意匠商標局長は出願の審査を始める前に、出願人にかかる生存者又は場合に応じ死亡者の法定代理人による当該商標に表される関連性に係る書面による同意を提出するよう、出願人に対して求めることができ、出願人が特許意匠商標局長にかかる同意書を提出しない場合、出願の審査開始を拒絶することができる。

9. 未登録周知商標の保護

バングラデシュでは、未登録の著名商標の使用が権利の侵害となることはない。但し、パッシングオフは認められる。

10. 優先権

第 2 条に優先日の定義が規定されている。

第 2 条 定義

本法において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。

(1) 「優先日」とは、商品及び役務に対する商標権の優先権の基礎としてパリ条約で採択された先願の日付をいう。

11. 出願の分割

商標出願の分割に関する規定はない。

12. 出願の変更

商標出願の変更に関する規定はない。

13. 異議申立てに関する制度

第 18 条に規定があり、公告されてから 2 月以内に異議申立てが可能である。

第 18 条 登録に対する異議申立て

- (1) 何人も、登録出願の公告日から 2 月以内に、所定の手数料を支払い、登録に対する異議申立ての通知書を所定の方式で特許意匠商標局長に送付することができる。
- (2) 特許意匠商標局長は、異議申立ての通知書を受理してから 1 月以内に、登録出願人に所定の方式で通知書の写しを送達し、出願人が異議申立ての当該通知書の写しを受け取ってから 2 月以内に、出願人は自ら援用する出願の根拠を述べた意見書を所定の方式で特許意匠商標局長に送付する。出願人がそれを怠る場合、出願を放棄したものとみなされる。
- (3) 出願人がかかる意見書を送付した場合、特許意匠商標局長はかかる意見書を受理してから 1 月以内にその写しを所定の方式で異議申立ての通知書を送付した者に送達する。
- (4) 異議申立人及び出願人が援用する証拠は所定の方式で所定の期間内に特許意匠商標局長に提出し、特許意匠商標局長は、申立人及び出願人が希望する場合、聴聞の機会を与える。
- (5) 特許意匠商標局長は、当事者らの聴聞を行い証拠を検討した後、登録の査定をなすべきか否か及びかかる査定は条件又は制限を付すべきか否かを判断する。
- (6) 特許意匠商標局長は第(5)項に基づき条件又は制限を付して登録の査定をなすことが必要と考える場合、かかる条件又は制限に関する決定を記録する。
- (7) 異議申立書を提出している者又は、かかる通知の写しを受け取った後に意見書を送付している出願人が、バングラデシュ国内に居住もせず業務も行っていない場合、特許意匠商標局長はこれを審理する前に手続き費用の保証金を納付するよう求め、当該保証金が適正に納付されない場合は、異議申立て又は出願(場合に応じ)が放棄されたものとして取り扱うことができる。
- (8) 本条のいずれの規定にもかかわらず、登録行為に関するすべての異議申立ては本条第(1)項に基づく通知が行われた後 120 業務日以内に終えるものとする。

1 4. 審判制度

(1) 裁判所への上訴（査定不服審判制度ではない）

特許意匠商標局長の決定に不服がある場合は、高等裁判所に不服申立が可能である。

商標規則 第 84 条 上訴の期間

法又は本規則に基づく特許意匠商標局長の決定に対する高等裁判所への上訴は、かかる決定の日から 4 月以内に、又は特許意匠商標局長が許可する更なる期間内に行うが、当該 4 月の期間を計算するにあたり、上訴の対象となった決定の書面による写しを付与するために費消した時間（もしあれば）は除外される。

(2) 商標登録の取消請求（無効審判制度ではない）

登録商標の決定に不服がある者は、高等裁判所に申し立てることにより商標の取消を求めることができる。

第 51 条 登録を取り消す若しくは変更する、又は登録簿を是正する権限

- (1) 不服人が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長へ申請を行うと、審判機関は、商標の登録について登録簿に記載された条件の違反又は不履行を理由として当該商標の登録を取り消す又は変更するため、適切と判断する命令を発することができる。
- (2) 登録原簿からの何らかの記載の欠落又は脱落、又は十分な理由なく行われた記載、又は登録簿に不当に残っている記載、又は登録簿の記載における何らかの過誤又は瑕疵に対する不服人は、

所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長に申請することができ、審判機関は適正と考える
とおり、当該記載をなし、削除し又は変更する命令を発することができる。

(3) 審判機関は、本条に基づく審理において、登録簿の是正に関して決定することが必要又は目的
に適ういかなる問題についても決定をなすことができる。

(4) 高等裁判所又は特許意匠商標局長は、職権で、関係当事者に所定の方式で通知を行い、聴聞の
機を与えた後、本条第(1)項及び第(2)項に言及する命令を発することができる。

(5) 登録簿を是正する高等裁判所の命令により、当該是正の通知が特許意匠商標局長に所定の方式
で達されるよう命令するものとし、特許意匠商標局長は、当該通知を受領次第しかるべく登録簿
を補正するものとする。

(3) 不使用登録商標取消請求

第 42 条に規定されており、登録後 5 年以上不使用の場合は取消の請求が可能となる。なお、類
似商標の使用であっても、不使用でないとされる場合がある。

第 42 条 登録簿からの抹消及び不使用による制限の付加

(1) 登録商標は、不服を申し立てる何人によっても、次に掲げるいずれかの理由により、高等裁判
所又は特許意匠商標局長に対して所定の方式で申請が行われると、登録されている商品又は役務
について登録簿から削除することができる。

(a) 当該商標は当該商品又は役務(場合に応じ)につき出願人本人により又は第 41 条の規定が適用さ
れる場合は当該会社により使用されるべきとの登録出願人の誠実かつ真正の意図によらずして登
録されたものであり、申請日 1 月以前までに、それらの商品又は役務に関する商標の所有者による
当該商標の誠実かつ真正な使用が実際に存しないとき。

(b) 申請日 1 月前までに、当該商標が登録されて連続 5 年以上が経過しており、その間に現に当該
商標を所有する者によるそれらの商品又は役務に関する当該商標の誠実かつ真正な使用がないと
き。

(2) 審判機関は本条第(1)項に基づいて提出される申請は、次に掲げる場合を除き、拒絶するもの
ではない。(a)出願人が第 10 条により当該商品又は役務に関する同一又は非常によく似た商標の登録
を認められていたとき。(b)審判機関が、基準日以前若しくは関連期間内に、商品又は役務に関し
て現に当該商標を所有する者による誠実かつ真正な使用があったとする場合。

(3) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長に行われると、審判機関
は、次に掲げる場合には、登録が当該使用に及ぶことを阻止するよう保証するために適切と考
える制限を当該登録に課することができる。(a)バングラデシュ国内の特定地域における販売その他
の取引向けの商品若しくは役務(場合に応じ)に関連して、又はバングラデシュ国外の特定市場へ
の輸出向けの商品若しくは役務(場合に応じ)に関連して、当該商標のいずれの所有者による同商
標の誠実かつ真正な使用は登録後 5 年以上存在しないという状況が存するとき。(b)第 10 条に基づ
き、2 名以上の者に、販売その他の取引又は輸出向けの同一商品又は役務(場合に応じ)について同
一又は非常によく似た商標を登録することが認められていたとき。

(4) 本条第(1)項(b)又は第(2)項の目的上、申請人は次に掲げる商標の不使用を援用する権利を有す
るものではない。(a)当該商標の不使用が特別な状況によることが証明されており、かつ(b)当該商
標の不使用は当該事業を放棄する又は当該商標を使用しないという意図のためではないとき。

(4) 登録商標変更の請求（訂正審判ではない）

第 53 条に規定され、当該商標の同一性に本質的影響を与えない方法で商標に付加又は変更するための許可の請求を行うことができる。

第 53 条 登録商標の変更

(1) 商標の登録所有者は、当該商標の同一性に本質的影響を与えない方法で商標に付加又は変更するための許可を求めて所定の方式で特許意匠商標局長に請求することができ、特許意匠商標局長は、これを拒絶する、あるいは適切と考える範囲の条件を課して当該許可を与えることができる。

(略)

15. 防護商標

ある商品または役務において周知となった商標につき、その他の商品および役務について防護商標として登録することができる。

第 43 条 周知商標の防護商標登録

(1) 考案された何らかの単語を含む商標が登録され使用されている商品又は役務について、その他の商品又は役務(場合に応じ)に関連するその商標の使用が、取引の過程において後者の商品又は役務と前者の商品又は役務について当該商標の使用権者との間の関係を示唆すると受け取られるほどに周知となった場合、前者の商品又は役務に関して登録された所有者が それら他の商品若しくは役務に関連する商標を使用していない、又は使用しようとしなくてもかかわらず、さらに第 42 条の内容にかかわらず、当該商標は、当該所有者が所定の方式で出願することにより、そのようなその他の商品又は役務（場合に応じ）に関してその者の名前 で防護商標として登録されることができ、たとえそのように登録されても、第 42 条に基づいてそれらの商品又は役務に関して登録簿から抹消されることはない。

(2) 登録された商標の所有者は、当該商標につき、いかなる商品又は役務についてであれ、防護商標として以外で自己の名称ですでに登録されているにもかかわらず、当該商品又は役務につき防護商標の登録を出願することができる。

(3) 防護商標として登録された商標及び同一所有者の名前で防護商標以外として登録された当該商標は、それぞれの登録が異なる商品又は役務（場合に応じ）についてであるにもかかわらず、連合商標とみなされ、連合商標として登録される。

(4) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長になされると、防護商標としての商標の登録は次に掲げる理由により取り消すことができる。

(a) 本条第(1)項の要件が、当該商標が防護商標として以外に同一所有者の名前で登録された任意の商品又は役務について、もはや充足されなくなったとき。

(b) 防護商標として登録された任意の商品又は役務（場合に応じ）について、もはやそれらの商品又は役務に関する当該商標の使用が本条第(1)項に述べる示唆を与えると受け取られるおそれなくなったとき。

(5) 特許意匠商標局長は、防護商標として以外に同一所有者の名称の登録がもはやない商標について、防護商標としての登録をいつでも取り消すことができる。

(6) 本条項に別段の明示的定めがない限り、その他の場合に適用される本法の規定は防護商標としての商標の登録及び防護商標として登録された商標について準用される。

第5節 営業秘密の保護及び不正競争の防止に関する制度

バングラデシュには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法はない。但し、バングラデシュにおいても、個別案件ごとに、法令、秘密保持契約等の契約、判例法等によって、営業秘密の保護が図られている⁵⁸⁹。

現地事務所によれば、ドメインの無断使用に関して、2006 年情報通信技術法（Information & Communication Technology Act 2006）、2023 年デジタルセキュリティ法（Digital Security Act 2023）、2001 年バングラデシュ電気通信規制法（Bangladesh Telecommunication Regulatory Act 2001）には、「無許可ドメイン使用」の具体的な行為に関する条文はない。情報通信技術法に基づき、商標権侵害とパッシングオフに対する民事訴訟は可能である。しかし、実際には、バングラデシュ電気通信規制委員会（BTRC）に苦情を申し立て、不正使用に対する措置を取ることができる⁵⁹⁰。

また、原産地の混同を招くような国名の利用については、地理的表示の侵害を防止するため、利害関係者、または利害関係者である生産者もしくは消費者のグループは、その名称の使用または商品の提示が、当該商品の地理的原産地が真の原産地以外の地域であることを何らかの方法で表示または示唆し、商品の地理的原産地について公衆を誤認させる可能性がある場合には、管轄地方裁判所に訴訟を提起することができる（商品の地理的表示(登録および保護)法 第 28 条第 4 項）。

<参考：バングラデシュの競争法>

現地事務所によれば、バングラデシュ競争法（Bangladesh Competition Act 2012）は、「反競争的行為」として扱われる特定の行為について定めている。同法第 15 条は、反競争的協定の締結について規定している。例えば、市場において独占を生み出すために、他者と共謀して生産、貯蔵、供給に関する契約を締結することが挙げられる。第 16 条は、市場における支配的地位の濫用について規定している。このような濫用には、略奪的な価格の設定、差別的な条件の賦課、他者の市場参入を妨げる行為などが含まれる。第 21 条は、競争を排除するために連合して働くことを扱う。

第 17 条は、協定、優越的地位の濫用または談合が、従前の市場における競争に重大な悪影響を及ぼし、または影響活動を引き起こす場合であって、市場における消費者及び競争者の利益を保護するために、委員会が直ちにこれを防止することが必要であると考えられる場合、委員会は、関係当事者に聴聞のための合理的な時間を与えなければならないと規定している。法律に基づく調査を実施する前に、委員会は必要な指示により和解または解決を行うことができる。

競争法第 18 条によると、ある組織が協定を結んだり、当該市場に有害な支配的地位を濫用したりしたと委員会が信じるに足る合理的な理由が調査等により判明した場合、委員会は独自の判断で、あるいは誰からの苦情を受けても、同様の調査を行うことができる。

競争法第 19 条は、同法第 15 条、第 16 条、第 21 条に違反する行為を行った者に対して、委員会に禁止命令を下す権限を与えている。日常的な活動を含め、一人または複数の当事者の行為を禁

⁵⁸⁹ バングラデシュの知的財産法 最終更新日：2020 年 10 月 21 日（BLJ 法律事務所ウェブサイト）

https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/bangladesh_chizaihou_01.pdf

⁵⁹⁰ Domain Name Disputes and Cyber-squatting in Bangladesh: Legal Remedies and Resolution（Legal And Consultancy Services Bangladesh ウェブサイト）

<https://www.lacsb.com/post/domain-name-disputes-and-cyber-squatting-in-bangladesh-legal-remedies-and-resolution>

止する命令は、回復不可能な損害を与えないという条件付きで出すことができる。委員会の命令に従わない者がいた場合、それは犯罪として扱われ、1年以下の懲役または100,000タカ以下の罰金に処せられる。

第6節 知的財産権のエンフォースメントに関する制度

知的財産権のエンフォースメントに関する制度について、国境措置、民事措置、刑事措置に関する制度を記載する。

1. 国境措置

税関での産業財産権に基づくエンフォースメントについては、関税法⁵⁹¹に基づく税関での水際措置は可能であるとされている。

商標法第109条により、税関職員は、関税法第15条(d)、(e)及び(f)に基づき禁止される物品の輸入元を示す記録の開示を要求する権限を与えられている。知財侵害に対する刑事規定は、関税法第156条(1)第9号にも定められており、輸出品又は輸入品に関する違反又は侵害について、かかる物品を没収することができる⁵⁹²。

商標法第109条 虚偽の商標が付された輸入商品に関する情報請権

(1) 1969年税関法（1969年法律第4号）の第15条(d)、(e)又は(f)の各号によりバングラデシュ国内への再輸入が禁じられており、同法により輸入に際して留置及び押収を免れない商品がバングラデシュ国に輸入される場合、当該商品の通関手続地を管轄する税関長は、同税関長に対し説明がなされた際に当該商標が虚偽の商標として使用されている旨を信ずるに足る理由がある場合、当該商品の輸入者又はその代理人に当該商品に関してその者が所持する書類を提出し、当該商品をバングラデシュ国内に託送した者の住所及び名称並びに当該商品の送付先とされたバングラデシュ国内の者の住所及び名称に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 輸入者又はその代理人は、本条第(1)項に基づく税関長の命令を受領した日から14日以内に、前述の要求を遵守するものとし、遵守しない場合は5,000タカ以下の罰金を科せられる。

(3) 税関長は、本条に基づき当該商品の輸入者又はその代理人から得られた情報を、虚偽の商標として使用されたとされる商標の登録所有者又は登録使用権者に通知することができる。

関税法第15条 禁止事項

次の各号に定める物品は、空路、陸路、海路を問わず、バングラデシュに持ち込んではならない。

(略)

(d) 刑法第39条（1860年法律第XLV号）に規定される偽造商標、または1889年商品標章法（1889年法律第4号）に規定される虚偽の商品説明を付した商品

(e) バングラデシュ国外で製造または生産された商品であって、バングラデシュ国内の製造業者、

⁵⁹¹ 関税法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/198650>

⁵⁹² 2019年度インドIPG バングラデシュの知財概況（JETRO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

販売業者または貿易業者の名称または商標である、または商標であると称する名称または商標をバングラデシュ国外で出願したもの。

(i) その名称または商標は、その出願のすべてについて、その商品が以下のような方法で製造されたものであることを示す明確な表示を伴っていないなければならない。

バングラデシュ国外で製造または生産されたもの。

(ii) その場所が所在する国が、その表示において、名称または商標の文字と同じ大きさかつ目立つ文字で、名称または商標と同じ言語および文字で表示されていること。

関税法第 156 条 犯罪に対する処罰

(1) 次の表の第 1 欄に記載された犯罪を犯した者は、他の法律により責任を負う可能性のある刑罰に加えて、その刑罰を軽減することなく、同表の第 2 欄に記載された刑罰を科される。

現地事務所によれば、関税法第 15 条は、商標権、意匠権、著作権に違反する商品の輸出入を禁止している。1969 年関税法〔2012 年改正〕第 15 条(h)に、著作権侵害が含まれる。2023 年新関税法が公布されたが、2024 年 2 月 29 日時点で、まだ発効されていない。2023 年新関税法第 17 条は、1969 年法の第 15 条に対応する条文である。2023 年関税法第 17 条には、偽りの地理的表示と特許権侵害の両方が導入されている。

関税法第 127 条は、「第 15 条および規則の規定に従い、輸送手段で輸入され、バングラデシュ国内の税関またはバングラデシュ国外の目的地まで同じ輸送手段で通過することが輸入申告書に記載されている物品は、通過する税関で当該物品に課される関税がある場合は、その関税を支払うことなく通過することができる。」と規定している。したがって、税関当局は、第 15 条に違反した場合、通過貨物に対して措置を講じることができる。

知的財産権施行（輸出入）規則 2019 に基づき、知的財産権の権利者は、知的財産権を侵害する無許可の輸出入を抑制するため、税関当局に申請・通知を登録申請することができる。権利者は、規則の様式 A に従った通知を税関当局に送付して申請しなければならない。その際、以下の書類／情報が必要となる。

- 権利者の氏名、住所、連絡先電話番号。
- 権利者の正式な代理人の氏名および住所。
- 知的財産権の所有権を証明する書類
- 更新を伴う登録日
- 不服のある商品の出荷の通関を一時停止するための詳細な議論。
- 疑惑のある特定の貨物の詳細情報。
- オリジナル商品の詳細（H.S.コード、サンプル、写真を含む）。
- 税関／税関支署／税関港の名称

・規則に従い、税関当局は 1 ヶ月以内に通知を受理または拒否することができる。登録は 1 年間有効である。登録取得後、権利者は税関の定める安全保証金（a security and safety bond）を供託しなければならない。従って、税関当局は、無許可の輸出入を制限する措置をとることができる。

・現地事務所によれば、権利者による申立てについては、輸送ごとに申立てが必要なわけではないが、効果的な結果を得るためには、税関当局に輸送予定であることを書面で通知することが推奨される、とのことである。

・権利者から税関への情報提供（自主的な情報提供、税関からの要請に基づく情報提供）に関する規定はない。

・関税法第 17 条に従い、税関当局は同法第 15 条に違反して輸入された商品を留置し、没収する権限を有する。没収された物品は所定の方法で処分される。・現地事務所によれば、「職権による取り締まりはほとんど行われていない。尚、職権による強制執行をカバーする規定はない。権利者の申請に基づくものと、その対象において違いはない。」とのことである。

2. 民事措置

（１）侵害の防止

現行特許法（第 24 条）、現行意匠法（第 24 条）、商標法（第 97 条）には、侵害訴訟手続きにおいて、当事者に権利侵害の差止を命じることができる規定がある。

（２）損害賠償額の算定

現行特許法（第 24 条）には、裁判所はその裁量で権利侵害に対する賠償額を決定するとの規定があるが、具体的な算定方法の規定はない。現行意匠法（第 25 条）には、何者かが故意に、または故意であると認められる合理的理由のある者が本法に基づいて登録された意匠を侵害した場合、裁判所は当該侵害者に対して最低 10 万タカ、あるいは被害者の損失額を考慮した上で最大 100 万タカの賠償金の支払いを命じることができる、との規定がある。

バングラデシュにおける知的財産権の行使に関する民事訴訟手続において、企業秘密の保護を直接扱う特定の法律や規則はない。具体的な合意がない場合、そのような権利を民事裁判で行使することはできない。契約法第 73 条は、当事者が秘密情報を保護するために秘密保持契約を締結した場合、契約義務違反の賠償を請求できると規定している。

意匠法（第 53 条）、商標法（第 97 条）には、権利侵害の場合に権利者が被った損害を侵害者が補償する規定がある。

（３）侵害物品等の廃棄・排除

現行意匠法（第 26 条）、商標法（第 97 条）において、意匠権、商標権の侵害品によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊ができることが規定されている。

民事訴訟法第 30 条は、特に裁判所に対し、証拠として作成可能な物品の引渡しに関する命令を下す権限を与えている。裁判所は差し押さえ命令を下すことはできない。

バングラデシュにおいて、暫定措置や証拠の差押えに関する規定は存在しない。

3. 刑事措置

（１）罰則・犯罪に該当する行為

包装への登録商標の付与は、商標法上の禁止権としての侵害行為と規定されている（商標法第 26 条第 4 項(a)）。また、商標法第 73 条により、不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則が、第 74 条により、不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則が規定されている。これらにより、刑事訴追が可能になる。

更に著作権法 82 条において、著作権（著作隣接権を含む）に適用される刑罰が規定されている。現地事務所によれば、「権利者からの申告がなくとも、権限のある当局の職権によって、刑事上の手続が行われる可能性は極めて低い。尚、職権による強制執行をカバーする規定はない。権利者の申請に基づくものと、その対象において違いはない。」とのことである。

商標法第 88 条には、バングラデシュ国内に在る者が、バングラデシュ国内であれば本法により罪となる行為についてバングラデシュ国外での犯行を教唆する場合、教唆した行為をその地で自ら犯した場合に科せられるであろう刑罰をもって処罰される旨が記載されており、著作権法第 82 条には、映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第 23 条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4 年以上 6 月以下の懲役および 2,000 タカ以上 50,000 タカ以下の罰金に処せられる旨が記載されている。

また、商標法第 82 条には、「商標法に違反している者が会社である場合、その会社はその責任を負うすべての個人と同じく、当該違反行為時にその業務を行っていた会社が当該違反行為をなした者とみなされ、しかるべく訴追され処罰される責任主体とされる。」という両罰規定があり、著作権法第 91 条にも、「著作権法に基づく犯罪が会社によって行われた場合、犯罪が行われた当時、会社と同様に、会社の業務執行を担当し、会社に対して責任を負っていたすべての者は、当該犯罪を犯したものとみなされ、それに応じて訴訟および処罰される責任を負う。」という規定がある。

（２）制裁

商標法 73 条により、不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則の制裁が、第 74 条により、不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則の制裁が規定されている。

商標法第 79 条、著作権法第 86 条に基づき、裁判所は破棄命令を下す権限を有する。

刑法の第 483 条、第 483 条、第 486 条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。

関税法第 156 条に基づき、第 15 条に違反して商品を輸出入した場合、(i) 商品の没収と、(ii) 商品価値の 2 倍を超えない罰金の罰則がある。

商標法

第 73 条

人の場合

(a) 商標を偽造する者

(b) 商標を不正に付する者、又は商品若しくは役務に不正に付する者

(c) 商標を偽造する目的、又は商標を偽造するために使用する目的で、金型、版、機器、板材又はその他の器具を制作し、処分し又は自ら所持する者

(d) 商品又は役務に不正な商品表示を付する者

(e) 本法第 108 条により、製造若しくは生産された国若しくは地域、又は製造者、生産者若しくは供給者(場合に応じ)の名称及び住所、又はその者のために商品若しくは役務が製造、生産若しくは供給される者の表示が求められる商品に対して、そのような国、地域、名称又は住所の不正表示をする者

(f) 第 108 条により表示が求められる商品又は役務に付された出所表示を改ざん、改変若しくは削

除する者

(g) (a)から(f)項に述べる事柄が行われるようにさせる者。この者は本法の規定に従って、期間 6 月以上 2 年以下の禁固、若しくは 5 万以上 20 万タカ以下の罰金、又はこれの併科、再犯若しくは累犯の有罪判決の場合は、期間 1 年以上 3 年以下の禁固、又は 10 万以上 30 万タカ以下の罰金、又はこれを併科する。

商標法

第 74 条

不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、又は、第 108 条の規定により付すことが求められる製造若しくは生産される国若しくは地域、又は製造者若しくは生産者又は商品がその者のために製造若しくは生産される者の名称及び住所を表示することなく、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者は、次に掲げる事項が証明されない限り、2 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科、再犯若しくは累犯はいずれの場合も 3 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科する。

(a) 本条に定める侵害に対して合理的なすべての予防措置を講じており、侵害があったとされる時点で、当該商標若しくは商品表示の真実性を疑う、又は当該商品に関して何らかの違反があったことを疑う、どのような理由もなかったこと。

(b) 検察官の要求に応じて、又は検察官のために、当該商品又は物品の入手先である者について自己の権限が及ぶ限りすべての情報を提供したこと。

(c) その他の点においても正直に行動したこと。

商標法

第 79 条

(1) 本法第 73 条若しくは第 74 条に基づき同条の違反につき有罪判決を受け、又は詐欺の意図なく行った旨の立証により本法第 73 条の違反につき、若しくは本条第 76 条(a)、(b)及び(c) の各号に規定する事項の立証により同条に基づき無罪判決を受けた場合、有罪又は無罪の判決をなす裁判所は、既遂の犯罪、若しくは前述のように立証された事由がなければ成立していたであろう犯罪を組成し、又はそれに関連するすべての商品及び物品の没収を政府に命令することができる。

(2) 没収が有罪判決について命令されその有罪判決が上訴された場合、上訴は没収に対しても成立する。

(3) 没収が無罪判決について命令され、命令に係る商品又は物品の価格が 500 タカを超える場合、没収に対する上訴は、上訴可能な事件につき没収を命じた裁判所の判決文によって上訴が係属する裁判所に、命令が出された日から 30 日以内に提訴することができる。

(4) 没収が有罪判決について命令された場合、裁判所は、有罪を宣告された者に、没収が命じられたいかなる物品についても廃棄又は裁判所が適切と考えるその他の処分を命ずることができる。

著作権法

第 86 条

本法に基づく犯罪を審理する裁判所は、被疑者が有罪判決を受けたか否かにかかわらず、被疑者が所持する著作物のすべての複製物またはすべての版下であって、侵害複製物または侵害複製物を作成するための版下と思われるものを、裁判所が適切と考えるところに従い、著作権者に引

き渡すか、またはその他の方法で処分するよう命じることができる。

関税法

第 156 条

以下の表の第 1 欄に記載された犯罪を犯した者は、他の法律により責任を負う可能性のある刑罰に加え、それを軽減することなく、その犯罪に対して同表の第 2 欄に記載された刑罰を受けるものとする。

刑法

第 482 条

虚偽の商標または虚偽の財産標章を使用した者は、詐取の意図がないことを証明しない限り、1 年に及ぶ有期懲役、罰金、これらの併科に処せられる。

第 483 条

他人の使用する商標または財産的標章を偽造した者は、2 年に及ぶ懲役もしくは罰金、またはこれらの併科に処せられる。

第 486 条

偽造商標または財産的標章が付された又は刻印された商品または物品を販売し、展示し、或いは、販売、もしくは取引又は製造の目的のために所持する者、或いは、そのような商品が収納されているケース、包装もしくはその他の容器に、偽造商標または財産的標章が付された又は刻印された商品または物品を販売し、展示し、或いは、販売もしくは取引又は製造の目的のために所持する者は、もし以下を証明できなければ、1 年に及ぶ懲役もしくは罰金、またはこれらの併科に処せられる。

(a) 本条に違反する犯罪を犯すことのないようあらゆる合理的な予防措置を講じた上で、被疑事犯の実行時に標章の真正性を疑う理由がなかったこと。そして、

(b) 検察官が行った又は検察官のために行った要求に対して、当該商品又は物を入手した者に関し、自己の知り得るすべての情報を提供したこと。

4. デジタル環境

以下、デジタル環境における知的財産権侵害に関する情報については、著作権法は、14 条 1 項 f 号及び 3 項 g 号に規定する「著作物を放送すること」を著作権に含まれる権利としており、2 条 43 項では「放送」を「インターネット接続を伴うコンピュータ」等の形態による無線拡散の手段による公衆への伝達を含むものと定義している。現地事務所によれば、これらの規定は、インターネット上での著作権侵害を抑制するためのものである。また、現地事務所によれば、2000 年著作権法第 14 条(1)(f)、第 14 条(3)(g)および第 2 条(43)に対応する条文は、それぞれ 2023 年著作権法第 2 条(7)(a)(vi)、第 2 条(7)(c)(vii)および第 2 条(47)である。

著作権法

第 2 条 定義

本法において、主題または文脈に抵触するものがない限り、以下のとおりとする。

(略)

(43) 「放送」とは、有線もしくは無線機器またはその両方によるテレキャストまたは放送を含む、信号、標識、音、インターネット接続を伴うコンピュータ、衛星または映像のいずれか1つ以上の形態であるか否かを問わず、無線拡散の手段による公衆への伝達を意味し、再放送／再々放送も含まれる；

(略)

第14条 著作権の意味

本法において「著作権」とは、本法の規定に従い、著作物またはその実質的な一部に関して、以下のいずれかの行為を行い、または行うことを許諾する権利をいう。

(1) 文学、演劇または音楽の著作物（コンピュータ・プログラムを除く）。

(略)

(f) その著作物を放送すること、またはその著作物の放送を拡声器その他類似の機器によって公衆に伝達すること

(略)

(3) 芸術作品について

(略)

(g) その著作物を放送すること、またはその著作物の放送を拡声器その他類似の機器によって公衆に伝達すること。

第7節 知財制度の運用・執行状況

1. 出願件数と登録件数

(1) 特許出願件数・登録件数⁵⁹³

Year	新規出願			登録			Mail Box (注)
	内国	外国	総数	内国	外国	総数	
2013	60	243	303	16	118	134	105
2014	44	249	293	21	100	121	79
2015	40	300	340	11	90	101	74
2016	72	272	344	7	99	106	40
2017	53	249	302	7	137	144	25
2018	69	299	368	19	119	138	24
2019	66	347	413	8	121	129	22
2020	38	363	401	5	135	140	21
2021	69	378	447	29	211	240	18
2022	71	347	418	7	147	154	-

(注) メールボックス制度

医薬品に関する TRIPS 協定第 70 条第 8 項に基づく義務の免除、及び同条第 9 項に基づく義務の

⁵⁹³ Latest statistics of Patents Application Last updated: 27th August 2023 (パングラデシュ特許意匠商標局)
<http://www.dpd.gov.bd/site/page/cda6b625-2ebd-4354-bc48-46e40c14656d/->

免除の更なる延長を求める LDCs（後開発途上国）加盟国からの要請を考慮し、2015 年 11 月 6 日に行われた TRIPS 理事会は、2033 年 1 月 1 日又は後発開発途上国でなくなる日のいずれか早い日まで、TRIPS 協定第 70 条第 8 項及び第 9 項に基づく義務を免除するという決定を行った⁵⁹⁴。この TRIPS 理事会の決定を承認した 2015 年 11 月 30 日の一般理事会において、「適用可能な場合、TRIPS 協定第 70 条第 8 項及び第 9 項に基づく義務は、宣言第 7 項及び 2015 年 11 月 6 日に採択された TRIPS 理事会の決定(IP/C/73)の目的の達成を妨げるべきではないことを考慮する。」との確認がなされた⁵⁹⁵。

TRIPS 協定第 70 条第 8 項に規定されたメールボックス制度は、TRIPS 協定発効時に医薬品等を特許対象として認めていない加盟国が、医薬品等の特許出願に関して、当該加盟国における医薬品等の特許対象の実現の日までの間に講ずべき措置であり、将来導入されるはずの特許制度を前提として、医薬品等の物質特許の出願を受理することを加盟国に義務付けたものである。バングラデシュは、従前の特許意匠法（旧法）では物質特許を認めていなかったため、このような特許出願は「メールボックス」出願として行われ、審査が保留されてきた。

バングラデシュ特許意匠商標局は 2022 年 4 月 11 日に、物質特許を認めた新しい改正特許法（現行法）を施行した。そして、2022 年 9 月 18 日付の通達⁵⁹⁶において、『2015 年の世界貿易機関（WTO）の決定により、発開発途上国としてバングラデシュは特許に関して「メールボックス」から免除されたため、「メールボックス」は閉鎖され、提出されたすべての出願は拒絶された。』と発表した。現行特許法において、特許保護の範囲外となる事項を定めた第 5 条の（2）に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されている。従って、2022 年 9 月 18 日の通知でメールボックス制度が廃止されると、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する出願は、現行法第 5 条（2）によって拒絶されたと考えられる。

⁵⁹⁴ LEAST DEVELOPED COUNTRY MEMBERS – OBLIGATIONS UNDER ARTICLE 70.8 AND ARTICLE 70.9 OF THE TRIPS AGREEMENT WITH RESPECT TO PHARMACEUTICAL PRODUCTS (IP/C/74, November 6, 2015) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/74.pdf&Open=True>

⁵⁹⁵ LEAST DEVELOPED COUNTRY MEMBERS – OBLIGATIONS UNDER ARTICLE 70.8 AND ARTICLE 70.9 OF THE TRIPS AGREEMENT WITH RESPECT TO PHARMACEUTICAL PRODUCTS DECISION OF 30 NOVEMBER 2015 (WT/L/971, December 2, 2015) (WTO ウェブサイト)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-

<DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=225405&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True>

⁵⁹⁶ メールボックス通知 2022 年 9 月 18 日（バングラデシュ特許意匠商標局）

http://www.dpd.gov.bd/sites/default/files/files/dpd.portal.gov.bd/notices/23f52c27_6433_43f1_b95e_480e83a36c9a/2022-09-19-08-27-58d08d7d5d4a8ef13aa8c27f12276dc8.pdf

(2) 意匠登録出願件数・登録件数⁵⁹⁷

Year	新規出願			登録		
	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2013	1,100	132	1,232	843	141	984
2014	1,245	134	1,379	677	125	802
2015	1,284	92	1,376	681	90	771
2016	1,357	97	1,454	721	83	804
2017	1,577	130	1,707	701	128	829
2018	1,897	117	2,014	772	110	882
2019	1,494	104	1,598	521	53	574
2020	1,162	79	1,241	631	57	688
2021	1,230	86	1,316	1,789	133	1,922
2022	1,172	132	1,304	1,076	121	1,197

(3) 商標登録出願・登録件数⁵⁹⁸

Year	新規出願			登録		
	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2013	8,001	3,580	11,581	688	2,333	3,021
2014	7,930	3,611	11,541	865	3,307	4,172
2015	9,322	3,482	12,809	1,130	3,392	4,522
2016	8,570	3,835	12,405	704	2,617	3,321
2017	9,247	3,843	13,090	919	3,545	4,464
2018	7,960	4,120	12,080	940	2,660	3,600
2019	8,043	4,392	12,435	780	1,819	2,599
2020	9,785	3,915	13,699	362	1,000	1,362
2021	10,837	4,671	15,508	630	3,315	3,945
2022	8,928	4,759	13,687	878	2,576	3,454

2. 管轄官庁及び人的体制

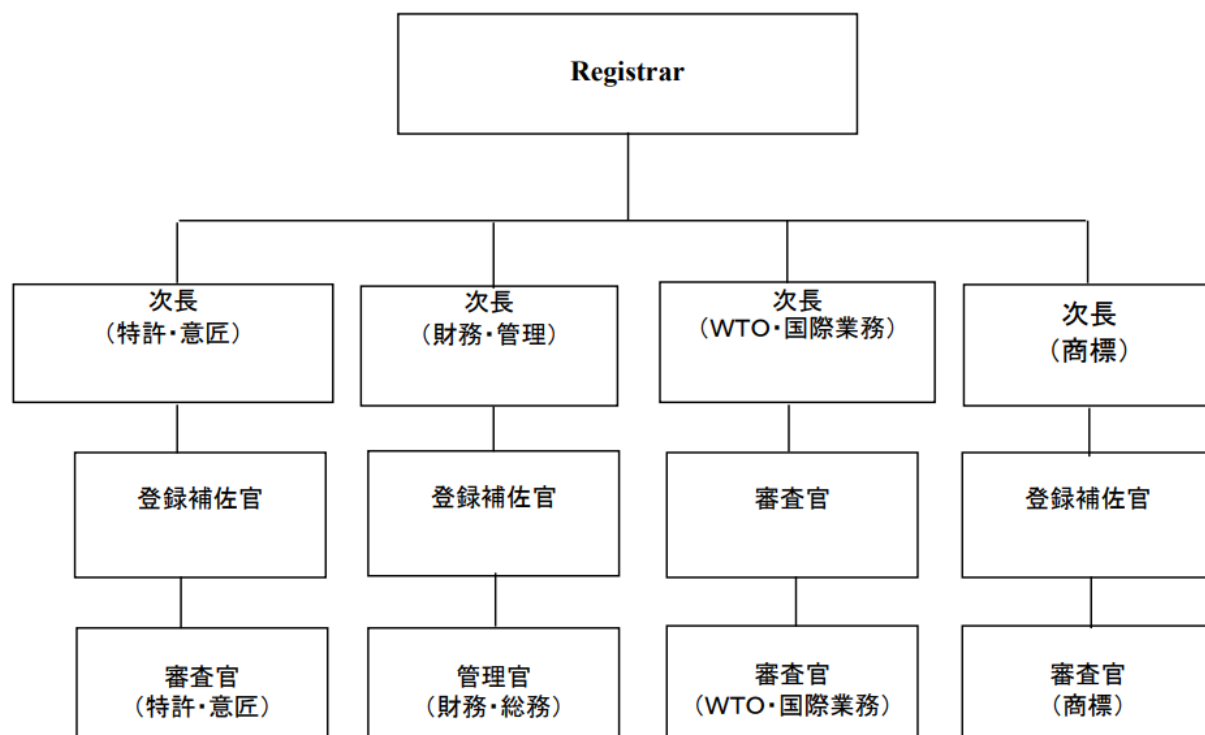
特許、意匠、商標について、特許意匠商標局（DPDT）が存在する。DPDT には、4 部門（特許意匠、商標、行政・財務、国際・IT）が存在する⁵⁹⁹。

DPDT のトップである局長（Registrar）は、産業省の事務次官補（Additional Secretary）のポストである。

⁵⁹⁷ Latest statistics of Industrial Designs Application Last updated: 24th August 2023（バングラデシュ特許意匠商標局）
<http://www.dpd.gov.bd/site/page/8506dcc7-5b77-408d-bc39-c58b3bd08cd7/->

⁵⁹⁸ Latest statistics of Trademarks Application Last updated: 23th August 2023（バングラデシュ特許意匠商標局）
<http://www.dpd.gov.bd/site/page/fcc0c892-e541-4fb3-8d1d-4b79697e27e3/->

⁵⁹⁹ 特許庁「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等「バングラデシュ」（日本特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bd.pdf>



第5章 バングラデシュが締結済みの EPA/FTA と知的財産章の規定

第1節 バングラデシュが締結した EPA/FTA

バングラデシュがこれまでに締結した EPA を以下に示す。知財章を有する協定はない。

名称	形態	発効年月	バングラデシュ以外の締結国	知的財産章の有無
途上国間貿易交渉 関連プロトコル (PTN) ⁶⁰⁰	EPA	1973 年 2 月	ブラジル、チリ、エジプト、イスラエル、韓国、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セルビア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ	無
アジア太平洋貿易 協 定 (APTA) (旧バンコク協 定) ⁶⁰¹	EPA	1976 年 6 月	中国、韓国、インド、ラオス、スリランカ、モンゴル	無
途上国間貿易特惠 関 税 制 度 (GSTP) ⁶⁰²	EPA	1989 年 4 月	アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリビア、ブラジル、カメルーン、チリ、キューバ、北朝鮮、エク	無

⁶⁰⁰ Protocol Relating to Trade Negotiations Among Developing Countries (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/234338>

⁶⁰¹ Asia-Pacific Trade Agreement (APTA) (The Economic and Social Commission for Asia and the Pacific ウェブサイト)
<https://www.unescap.org/sites/default/files/2-1-First-Amendment-to-Bangkok-Agreement.pdf>
https://www.unescap.org/sites/default/files/3-1-Second-Amendment-to-the-APTA_Certified-copy.pdf

⁶⁰² Agreement on the Global System of Trade Preferences among Developing Countries Publication GSTP/MM/BELGRADE/10 12 Apr 1988 (UNCTAD ウェブサイト)
https://unctad.org/system/files/official-document/ditcmisc57_en.pdf

			ンマーニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、スーダン、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ	
南アジア自由貿易地域（SAFTA） ⁶⁰³	EPA	2006 年 1 月	インド、ミャンマー、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、パキスタン、アフガニスタン	無
イスラム諸国会議機構特惠貿易制度（TPS-OIC） ⁶⁰⁴	EPA	2022 年 7 月	イスラム諸国会議機構（OIC）加盟 40 国・地域	無
バングラデシュ・ブータン特惠貿易協定 ⁶⁰⁵	EPA	2022 年 7 月	ブータン	無

第 2 節 FTA 交渉状況

バングラデシュ高官の発言によれば、2026 年のバングラデシュの後発開発途上国（LDC）卒業に、日本の他、EU、英国、カナダ、日本、オーストラリアと FTA もしくは PTA を結ぶ可能性がある⁶⁰⁶。

第 6 章 第 4 章及び第 5 章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係

第 1 節 産業財産権・エンフォースメント関連規定と TRIPS 協定との関係の分析

2021 年 11 月 24 日、国連は、第 76 回国連総会でバングラデシュが要件を満たして後発開発途上国（LDC）を 2026 年 11 月 24 日に卒業見込みとなることが決定したことを発表した⁶⁰⁷。

バングラデシュは、2018 年に LDC 卒業資格の要件を満たし、2021 年 2 月には 2 度目の審査（トリエンナレ・レビュー）を経て、国連の開発政策委員会が 2026 年の LDC 卒業を推薦していた。バングラデシュは 1975 年の LDC 認定以降、諸外国への輸出に際して、LDC 向けの関税優遇措置

⁶⁰³ Agreement on SAARC Preferential Trading Arrangement (SAPTA) (Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, Government of India ウェブサイト)
<https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/05/safta.pdf>

⁶⁰⁴ Trade Preferential System among the Member States of the OIC (TPS-OIC) (The Standing Committee for Economic and Commercial Cooperation of the Organization of the Islamic Cooperation (COMCEC) ウェブサイト)
<https://www.comcec.org/wp-content/uploads/2021/05/Framework.pdf>

⁶⁰⁵ Trade and Commerce with Bhutan (Embassy of the people's public of Bangladesh Thimphu Bhutan ウェブサイト)
<https://thimphu.mofa.gov.bd/en/site/page/trade-commerce-and-investment>
<https://www.dhakatribune.com/business/economy/275413/pta-with-bhutan-comes-into-effect>

⁶⁰⁶ 先進国などとの FTA 締結示唆、バングラデシュ貿易投資サミット（JETRO ウェブサイト）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/6a219db57ae752e3.html>

⁶⁰⁷ Graduation of Bangladesh, Lao People's Democratic Republic and Nepal from the LDC category (United Nations ウェブサイト)
<https://www.un.org/development/desa/dpad/2021/graduation-of-bangladesh-lao-peoples-democratic-republic-and-nepal-from-the-ldc-category/>

を受けている。例えば、衣料品の日本向け輸出では、所定の条件を満たすことで特別特惠関税（原則無税）が適用されており、同ビジネスに携わる進出日系企業にとって大きな利点となっていた。しかしながら、LDC の卒業に伴い、移行期間を経てこれらの恩恵を受けられなくなるため、2 国間 RTA 等の準備を進めている⁶⁰⁸。

TRIPS 第 66 条 後発開発途上加盟国

(1) 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、第 65 条(1)に定めるところによりこの協定を適用する日から 10 年の期間、この協定（第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

(2) 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

産業財産権においても LDC 卒業に伴い、徐々に免除されていた TRIPS 協定上の義務規定に調和すべく国内産業財産権法の改正を行っている（2022 年：特許法、2023 年：意匠法）。例えば、特許権の権利期間の延長（現行特許法第 20 条：出願日から 16 年→20 年）や特許対象となる発明の定義の拡大（現行特許法第 2 条及び第 3 条：製品とプロセスが発明の対象）等の改正が行われている。

以下に、TRIPS 協定とバングラデシュの産業財産権及びエンフォースメント関連規定との関係を、特許の保護対象と例外、意匠の保護対象（部分意匠）、商標の保護対象（新しい商標）、国境措置（認定までの期間）、民事措置（侵害物品等の廃棄・排除）、刑事措置（刑事上の手続き及び罰則）について記載する。特許法と意匠法については、現行法に加えて旧法とも比較を行う。また、参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定に関しても記載する。

特許の保護対象と例外

特許の保護対象

TRIPS 協定では、原則として、新規性、進歩性、産業上の利用性のある発明は、いかなる技術分野であっても、物の発明であれば物質特許を、方法の発明であれば方法特許（或いは製法特許）を与えなければならない。

バングラデシュ現行特許法では、物質及び方法の発明が特許を受けることができる対象になるが、特許意匠法（旧法）では、製造方法に関する発明のみが特許を受けることができる発明であった。

CPTPP 協定も RCEP 協定も特許の保護対象の規定は、TRIPS や現行特許法と同様である。

⁶⁰⁸ 国連総会、バングラデシュの LDC 卒業を決議（JETRO ウェブサイト）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/b8e9e64ec95f5670.html>

尚、バングラデシュのメールボックス制度は廃止され、提出されたすべての出願は拒絶されたので、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する物質特許出願は、現行法第 5 条 (2)によって拒絶されたと考えられる。

例外

特許の保護対象の例外については、TRIPS 協定、CPTPP 協定、RCEP 協定は、全て任意規定であり、同様の内容が含まれる。現行特許法は、TRIPS 協定に記載された内容と同様の事項を含んで、特許保護からの例外を規定している。

TRIPS 第 27 条 特許の対象

(1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。

(略)

(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

バングラデシュ現行特許法第 3 条 特許対象となる発明

(1) 技術製品またはプロセスの発明は、産業に適用可能な新規性と進歩性がある場合、特許を受けることができる。

バングラデシュ現行特許法第 5 条 特許保護の範囲外となる事項

(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。

(a) 発見、科学理論、数学的手法。

(b) 商業的方法、精神的な活動、スポーツのルールまたは手順、およびコンピュータープログラム。

(c) 手術または療法による人体または動物の治療法、および人体または動物の病気の診断方法。ただし、この規定は、当該処置で使用されるデバイスまたはキットには適用されない。

(d) 自然物は、それが処理され、人為的に変形され、あるいは自然から分離されたものであっても、この規定は当該自然物体をその自然環境から分離するプロセスには適用されない。

(e) 既知の事項における新たな使用法の発見。ただし、そのような使用法が本法第 3 条に基づく発明につながる場合には適用されないものとする。

(f) 微生物以外の動植物およびその部分、無機および微生物プロセスを除く植物または動物およびその部分の生産に必要な生物学のプロセス。

(g) 公序良俗を保護する目的で、バングラデシュ国境内での商業利用を防止するために必要な発明。

(h) 軽微な発明、または確立された明白な自然法則に反するプロセス。

(i) 元素の性質の総和のみからなる単純な組み合わせによって得られる物質およびその物質の製造方法。

- (j) 既知の発明（装置）を翻案または複製したもので、翻案前のそれ自体の特性とは無関係に機能するもの。
- (k) 農業または園芸方法。
- (l) 文学、演劇、音楽、芸術作品、または美的性質の作品、映画作品、およびラジオまたはテレビで放送されるドラマ。
- (m) 情報の単なる説明。
- (n) さまざまな要素で構成される集積回路の詳細な説明。
- (o) 伝統的な知識からなる発明、伝統的に知られている要素または既知の要素の組み合わせや合計に基づく発明。
- (p) その使用が公衆衛生または環境に重大な脅威をもたらす発明。
- (q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。
- (r) 第(q)号の目的上、塩、エステル、多形体、代謝物、純構造、粒径、異性体、異性体の組み合わせ、化合物、既知の物質、または他の抽出物の組み合わせは、それが産出的で意味ある変化とならない場合、同じ物質とみなされる。

バングラデシュ特許意匠法（旧法）第2条 定義

「発明」とは、新規な製造に係る一切の態様をいい、改良及び発明であると主張されるものを含む。

メールボックス出願の取り扱い

バングラデシュ特許意匠商標局は、2022年9月18日付の通達において、『2015年の世界貿易機関（WTO）の決定により、発開発途上国としてバングラデシュは特許に関して「メールボックス」から免除されたため、「メールボックス」は閉鎖され、提出されたすべての出願は拒絶された。』と発表した。これにより、新規なメールボックス出願はできなくなった。また、現行特許法において、特許保護の範囲外となる事項を定めた第5条(2)に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（以下、TRIPS 協定という）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されているので、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する物質特許出願は、現行法第5条(2)によって拒絶されたと考えられる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第18・37条 特許を受けることができる対象事項

1. 各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようにする。

（略）

3. 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4. 微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。もっとも、各締約国は、1の規定に適合する方法で、かつ、3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。

RCEP 協定 第 11・36 条 特許を受けることができる対象事項

1. 2 及び 3 の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3 及び第 M 節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注）この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2. 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3. 締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。締約国は、貿易関連知的所有権協定第 27 条 3 (b)の規定が改正される場合には、この(b)の規定について類似の改正を行うかどうかを決定するためにこの(b)の規定の見直しを行う。

意匠の保護対象（部分意匠）

TRIPS 協定では、独自に創作された新規性又は独創性を意匠保護の要件としている。

バングラデシュ現行意匠法では、新規性又は独創性に加えて、産業における生産可能性または使用可能性が意匠登録要件である。部分意匠に関する明確な記載はない。

特許意匠法（旧法）では、新規性又は創作性は登録要件であったが、産業における生産可能性または使用可能性は登録要件ではなかった。

また特許意匠法（旧法）では、建築の様式や単なる機械的装置が意匠の定義に含まれないと規定されていたが、現行意匠法では、そのような除外規定はない。

尚、CPTPP 協定も RCEP 協定も意匠保護の要件は、TRIPS 協定と同様である。

TRIPS 協定、バングラデシュ現行意匠法、特許意匠法（旧法）いずれも、部分意匠を保護対象とする明確な規定はないが、CPTPP 協定も RCEP 協定も、部分意匠を保護対象とする規定がある。

TRIPS 協定 第 25 条 保護の要件

(1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではないことを定めることができる。

バングラデシュ現行意匠法第 2 条 定義

「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィ等の美的視認性をいう。

部分意匠に関する明確な記載はない。

第 5 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、新規性（novelty）、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な場合、本法に基づいて登録できる。

特許意匠法（旧法）第 1 条

（略）

(5) 「意匠」とは、手作業であるか、機械的又は化学的であるか、若しくは分離又は結合であるかを問わず工業的過程又は手段により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるものをいう。これには、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものを含まず、また、刑法第 478 条に定める商標又は同第 479 条に定める財産権を示す標章を含まない。

第 43 条 意匠登録出願

(1) 特許意匠商標局長は、バングラデシュ国内で従前公表されたことがない、新規性又は創作性のある意匠の専有権者であることを主張する何人の出願においても、本章に基づき当該意匠を登録することができる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・55 条 保護

1. 各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a) 物品の一部に具体化された意匠

(b) 適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

2. この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。

RCEP 協定 第 11・49 条 意匠の保護

1. 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。締約国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではないことを定めることができる。

(略)

5. 各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a)物品の一部に具体化された意匠

(b)適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

商標の保護対象（新しい商標）

TRIPS 協定では、その標識、特に単語(人名を含む)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとして例示されている。また、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができることから、音や香りは、TRIPS 協定上登録は義務付けられない。

バングラデシュ商標法では、「標章」が例示列举されている（図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合）が、音や香りは明示されていない。色彩、音、匂い、立体に係る標章は、商標保護の対象外との報告がある⁶⁰⁹。

CPTPP 協定と RCEP 協定では、音を商標の保護対象とすることが義務付けられている。CPTPP 協定では、香りを商標の保護対象とすることが努力義務とされている。

TRIPS 協定 第 15 条 保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

バングラデシュ商標法第 2 条 定義

(略)

(8)「商標」とは、次に掲げるものをいう。

⁶⁰⁹ 2019 年度インド IPG 特許商標ワーキンググループ報告書 バングラデシュの知財概況（JETRO ウェブサイト）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

(a) 本法の第 77 条を除く第 10 章に関して、

(i) 取引の過程で商品と、当該標章の使用権を専有する者との関係を示す目的で商品について使用される登録商標又は標章

(略)

(23) 「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を含む。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・18 条 商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。

RCEP 協定 第 11・19 条 商標の保護

各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注）

（注）締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。

国境措置 解放停止の申立て

TRIPS 協定では、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知することが規定されている。

バングラデシュでは、

CPTPP 協定では、手続の開始後合理的な期間内に認定することができる手続とすることが規定されており、RCEP 協定では、手続の開始後合理的な期間内に、商標権又は著作権（著作隣接権含む）の侵害について認定することができる手続とすることが規定されている。

TRIPS 協定 第 52 条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限

のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

バングラデシュ

知的財産権施行（輸出入）規則 2019 に基づき、知的財産権の権利者は、知的財産権を侵害する無許可の輸出入を抑制するため、税関当局に申請・通知を登録申請することができる。

権利者は、規則の様式 A に従った通知を税関当局に送付して申請しなければならない。その際、以下の書類／情報が必要となる。

- 権利者の氏名、住所、連絡先電話番号。
- 権利者の正式な代理人の氏名および住所。
- 知的財産権の所有権を証明する書類
- 更新を伴う登録日
- 不服のある商品の出荷の通関を一時停止するための詳細な議論。
- 疑惑のある特定の貨物の詳細情報。
- オリジナル商品の詳細（H.S.コード、サンプル、写真を含む）。
- 税関／税関支署／税関港の名称

規則に従い、税関当局は1ヶ月以内に通知を受理または拒否することができる。登録は1年間有効である。登録取得後、権利者は税関の定める安全保証金（a security and safety bond）を供託しなければならない。従って、税関当局は、無許可の輸出入を制限する措置をとることができる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・76 条 国境措置に関する特別の要件

6. 各締約国は、1、5 及び並びに該当する場合には 5 に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する（注）。締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。

（注）締約国は、5 に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、当該侵害の疑いのある物品に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、この条に規定する義務を履行することができる。

RCEP 協定 第 11・71 条 条権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（注）

（注）締約国は、第 11・69 条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされていることを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、第 11・65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのあ

る物品の解放の停止) 及び第 11・69 条(職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止) に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

民事措置 侵害物品等の廃棄・排除

TRIPS 協定では、侵害物品を「流通経路から排除」又は「廃棄」する権限、並びに、侵害物品の生産のための材料及び道具を「流通経路から排除」する権限を、司法当局に付与することを規定している。(第 46 条)

バングラデシュでは

CPTPP 協定では、「少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品」を「廃棄」する権限、並びに、その生産のための材料及び道具を「廃棄」又は「流通経路から排除」する権限を、司法当局に付与することを規定している。

RCEP 協定では、「著作権侵害物品及び不正商標商品」を「廃棄」することを命ずる権限、及び「著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のための材料及び道具」を、「廃棄」又は「流通経路から排除」することを命ずる権限を司法当局に付与することを規定している。

TRIPS 協定 第 46 条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

バングラデシュ

商標法(第 97 条)において、商標権の侵害によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊ができることが規定されている。

現行意匠法 第 26 条 その他の救済策

意匠の反復的な侵害を防止するために、裁判所は侵害の深刻さと所有者の利益を考慮して、いかなる賠償も支払うことなく、意匠が使用されているすべての製品の差し押さえまたは破壊を命令することができ、また偽造意匠を含む製品の製造に使用された原料または材料の廃棄を命令することができる。

商標法 第 97 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 本法の第 96 条にいう侵害又は詐称通用に関する訴訟において裁判所が与える救済は、差止命令、並びに原告の選択により、破棄又は削除のための侵害ラベル及び標章の引渡し命令と共になされると否と問わず、損害賠償又は不当利益弁済金を含む。

著作権法には、侵害物品等の廃棄・排除に関する規定はないが、侵害物品等が著作権者の財産とみなされる規定がある。

著作権法 第 79 条

著作権が存続する著作物のすべての侵害複製物、およびそのような侵害複製物の作成に使用され、または使用されることが意図されるすべての版、およびコンピュータ・プログラムに関連するソース・コード、コンパイル、データ、設計文書および関連図表は、著作権者の財産とみなされるものとし、著作権者はそれに応じて、その占有を回復するため、またはその変換に関して手続をとることができる：

ただし、著作権者は、相手方が以下のことを証明した場合、侵害コピーの変換に関して救済を受ける権利を有しないものとする。

(a) 当該複製物が侵害複製物であると主張される著作物に著作権が存続していることを知らず、また信じるに足る合理的な根拠がなかったこと。

(b) そのような複製物または版が、いかなる著作物の著作権も侵害するものではないと信じるに足る合理的な根拠があること。

特許意匠法（旧法）には、侵害物品等の廃棄・排除に関する規定はない。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・74 条 民事上及び行政上の手続及び救済措置

12. 各締約国は、民事上の司法手続について、次のことを定める。

(a) 自国の司法当局が、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、権利者の申立てにより、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。

(b) 自国の司法当局が、(a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用された材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。

(c) 不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去が、流通経路への物品の流入を認めるために十分ではないこと。

RCEP 協定 第 11・62 条 侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1. 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。（注）

（注）締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2. 各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。

（注）締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3. 不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

刑事措置 刑事上の手続及び罰則

TRIPS 協定：少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作権の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

バングラデシュ国内法：不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、（中略）、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者。映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第23条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4年以上6月以下の懲役および2,000タカ以上50,000タカ以下の罰金に処せられる。「本法により付与されるその他の権利」には、放送複製権（著作権法第33条）、実演家の権利（著作権法第35条）が含まれる。

刑法の第483条、第483条、第486条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。これらは、2009年商標法によってカバーされている。

CPTPP 協定：少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。

RCEP 協定：少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。

TRIPS 協定 第61条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

バングラデシュ

商標法第73条 不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則

人の場合

- (a) 商標を偽造する者
- (b) 商標を不正に付する者、又は商品若しくは役務に不正に付する者
- (c) 商標を偽造する目的、又は商標を偽造するために使用する目的で、金型、版、機器、板材又はその他の器具を制作し、処分し又は自ら所持する者
- (d) 商品又は役務に不正な商品表示を付する者

(e) 本法第 108 条により、製造若しくは生産された国若しくは地域、又は製造者、生産者若しくは供給者(場合に応じ)の名称及び住所、又はその者のために商品若しくは役務が製造、生産若しくは供給される者の表示が求められる商品に対して、そのような国、地域、名称又は住所の不正表示をする者

(f) 第 108 条により表示が求められる商品又は役務に付された出所表示を改ざん、改変若しくは削除する者

商標法第 74 条 不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則

不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、又は、第 108 条の規定により付すことが求められる製造若しくは生産される国若しくは地域、又は製造者若しくは生産者又は商品がその者のために製造若しくは生産される者の名称及び住所を表示することなく、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者は、次に掲げる事項が証明されない限り、2 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科、再犯若しくは累犯はいずれの場合も 3 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科する。

(a) 本条に定める侵害に対して合理的なすべての予防措置を講じており、侵害があったとされる時点で、当該商標若しくは商品表示の真実性を疑う、又は当該商品に関して何らかの違反があったことを疑う、どのような理由もなかったこと。

(b) 検察官の要求に応じて、又は検察官のために、当該商品又は物品の入手先である者について自己の権限が及ぶ限りすべての情報を提供したこと。

(c) その他の点においても正直に行動したこと。

著作権法

第 82 条 著作権または本法により付与されるその他の権利の侵害の罪

(1) 映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第 23 条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4 年以上 6 月以下の懲役および 2,000 タカ以上 50,000 タカ以下の罰金に処せられる：

ただし、侵害が取引または事業の過程で利益を得るために行われたものではないことが裁判所を満足させる程度に証明された場合、裁判所は 6 ヶ月未満の懲役および 5 万タカ未満の罰金を科すことができる。

第 33 条 放送複製権

(1) すべての放送機関は、その放送に関して「放送複製権」と呼ばれる特別な権利を有する。

(略)

(3) 放送に関する放送複製権が存続している間、権利者の許諾を得ずに、放送について以下の行為を行う者。

(a) その放送を再放送する。

(b) 放送を、料金を支払って公衆に視聴させること。

第 35 条 実演家の権利

(1) 実演家が実演に出演しまたはこれに従事する場合、当該実演家は、当該実演に関して「実演家の権利」として知られる特別の権利を有する。

(略)

(3) 実演に関する実演家の権利が存続している間、実演家の同意なしに、実演またはその実質的な部分に関して以下のいずれかの行為を行う者は、以下の通りである。

(a) パフォーマンスを固定化する。

(b) 演奏の固定化されたものを複製する。

刑法の第 483 条、第 483 条、第 486 条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。これらは、2009 年商標法によってカバーされている。

特許意匠法（旧法）には、特許権、意匠権の侵害の罰則に関する規定はない。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・77 条 刑事上の手続及び刑罰

1. 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。

(a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為

(b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの

(注 1、注 2)

(注 1) 締約国は、1 の締約国が自国の法令において保護の対象となる著作物、実演及びレコードの許諾を得ない使用に関する自国の刑事上の手続及び刑罰によってこの(b)に規定する重大な行為に対処することにより、この(b)の規定を履行することができることを了解する。

(注 2) 締約国は、侵害行為が市場との関連において著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすかどうかを認定するに当たり、当該著作権又は関連する権利を侵害する物品の量及び価額を考慮することができることを定めることができる。

RCEP 協定 第 11・74 条 刑事上の手続及び刑罰

1. 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。

(注)

(注) この条の規定の適用上、この 1 の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。